

九十九里町

第4次障がい者基本計画

〔第5期障がい福祉計画〕
〔第1期障がい児福祉計画〕

障がいのある人もない人も助け合い
支え合って共に生きる 九十九里



平成30年3月

はじめに

障がいのある人が九十九里町で共に暮らせるように、「九十九里町 第3次障がい者基本計画 第4期障がい福祉計画」に基づき、障害者福祉施策の推進を図ってきました。その一方で、少子高齢化の進行や経済情勢の変化などにより、住民生活を取り巻く状況は大きく変化しており、障がいのある人の高齢化や、障がいの重度化などの状況がみられるとともに、発達段階から支援が必要な人の支援、就労機会の拡充など、総合的な支援体制の充実が求められています。



これに対応するため、国においては障害者施策の制度改正などが行われており、平成28年4月からの「障害者差別解消法」の施行、障害者雇用促進法の改正、平成28年6月には障害者総合支援法が一部改正され、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、生活と就労に対する支援の一層の充実や、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を目指すための施策が平成30年度から展開されることとなっています。また、障害者総合支援法の一部改正と併せて児童福祉法が一部改正され、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保や円滑な実施に関する計画である「市町村障害児福祉計画」の策定が新たに義務付けられました。このように、地域で自立して共生できる環境づくりを進めていくことは、町全体の課題となっています。

このような社会情勢の変化と法改正等の動向への対応とともに、『障がいのある人もない人も助け合い支え合って共に生きる 九十九里』を基本理念として、地域住民、障がい者及びそのご家族、団体・企業・事業所、そして行政が連携し、取り組んでいくための指針として、本計画を策定しました。今後の計画推進に向けて、皆様の一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に当たり、アンケート調査に御協力をいただいた町民の皆様や関係者の方々に心から感謝申し上げます。

平成30年3月

九十九里町長 大矢吉明

目 次

第1章 総 論

第1節 計画の基本事項	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の位置づけと期間	3
3. 計画の対象	4
4. 計画の策定	4
第2節 障がい者の状況	5
1. 人口・世帯の推移	5
2. 障害者手帳所持者等の状況	6
3. アンケート調査からみた障がい者の状況等	13
第3節 障がい者施策の重点課題	22
第4節 計画の基本方針	24
1. 基本理念	24
2. 基本目標	25

第2章 第4次障がい者基本計画

第1節 地域で暮らす基盤づくり	26
1. 相談体制と情報提供の充実	26
2. 生活を支えるサービスの推進	30
3. 障がい等で支援が必要な子どもの育成・教育	33
4. 保健・医療サービスの推進	35
第2節 自立と社会参加を進める機会づくり	36
1. 教育の推進	36
2. 雇用・就労の促進	37
3. 多様な活動への参加促進	39
第3節 安心できて人にやさしいまちづくり	42
1. 人にやさしいまちづくり	42
2. わかり合い支え合う地域づくりの推進	45

第3章 第5期障がい福祉計画

第1節 障がい福祉計画の基本理念	47
第2節 障がい福祉サービスの利用状況	48
1. 障害支援区分認定者	48
2. 障がい福祉サービス利用者	48
3. 地域生活支援事業	48
第3節 障がい福祉の計画の成果目標の設定	49
第4節 サービス事業の見込みと推進方策	52

第4章 第1期障がい児福祉計画

第1節 障がい児福祉計画の基本理念	67
第2節 障がい児福祉計画の成果目標の設定	67
第3節 サービス事業の見込みと推進方策	69

第5章 計画の推進

第1節 計画の推進体制の確立	72
第2節 専門従事者の育成・確保	73
第3節 自立支援協議会の円滑な運営	73

資料

1. 策定委員会設置要綱	74
2. 策定委員名簿	75
3. 策定経過	76
4. アンケート調査結果	77

※「障がい」の表記について

九十九里町では、「障害者」などの「害」の字の表記について、字のマイナスの印象に配慮するとともに、障がいのある人の人権をより尊重する観点から、可能な限りひらがなで表記することとしています。

ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語や施設名等の固有名称、医学・学術用語等については、これまでとおり「害」の字を使っています。このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現となっています。

※「年号」の表記について

計画期間中に和暦が変わる予定ですが、本書では「平成」で表記しています。

※「挿絵」について

九十九里町福祉作業所に通う方々が描いた絵です。

第1章 総論

第1節 計画の基本事項

1. 計画策定の背景

近年、特に障がい者をはじめとする支援を必要とする人たちの権利を守るといふ動きや、障がいのある人とない人が共に支え合いながら地域で暮らすことができる「地域共生社会」実現に向けた取り組みが進んできています。

平成 28 年度に施行された障害者雇用促進法と障害者差別解消法について経済的自立の支援に向けた具体的な取り組みが進みつつあるのと同時に、過重な負担にならない範囲で社会的障壁を取り除くための合理的な配慮を行わなければならないと定められており、職場や施設等でそのような取り組みが進んでいます。また、平成 30 年 4 月から施行される改正障害者総合支援法では、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図ることとしています。また、これまでも発達に支援が必要な子どもたちに対する施策を行ってきていますが、児童福祉法の一部改正により、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応できるように充実を図るため、障がい児福祉計画の策定を行うこととなりました。

このような動向を踏まえつつ、これまでの計画・取り組みを見直し、九十九里町における障害者福祉施策の計画的な推進を図ることを目的に、本計画を策定します。

●障害者施策の動向

平成 25 年	・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行（一部施行は平成 26 年 4 月） ・「災害対策基本法」が改正され、市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられる
平成 26 年	「障害者権利条約」の国会承認 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」の施行（一部 28 年 4 月施行）
平成 27 年	「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行
平成 28 年	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の一部施行 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行
平成 29 年	「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定 「第 5 期障害福祉計画策定ため基本的な指針」が告示

また、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（最終改正平成 29 年厚生労働省告示第百十六号）に基づき、第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画を策定するにあたって、留意すべき点として大きく 7 項目を掲げています。

●障がい福祉計画・障がい児福祉計画に係る基本指針の主なポイント

項目	主な内容
①地域における生活の維持及び継続の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点等の整備を一層進めるとともに、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービス（自立生活援助）が創設され、平成 30 年度から開始されることを考慮する。
②就労定着に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス（就労定着支援）が創設され、平成 30 年度から開始されることを考慮する。
③地域共生社会の実現に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障がい者、児童等の福祉サービスについて、相互にまたは一体的に利用しやすくすることや、地域づくりを地域住民が「我が事」として取り組めるようになるしくみを検討する。
④精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す。
⑤発達障害支援の一層の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・改正された発達障害者支援法を踏まえ、関係者等が相互の連絡を図ることにより、地域における発達障害者の課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をする。
⑥障がい児サービス提供体制の計画的な構築	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児支援の提供体制を計画的に確保するため、障がい児福祉計画を策定することとなり、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築や、ライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した体制づくりに努めます。また、居宅訪問型児童発達支援が創設され、平成 30 年度から開始されることを考慮する。
⑦その他の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者虐待の防止及び擁護者に対する支援を行う。 ・難病患者へのサービス等の一層の周知を図る。 ・障がいを理由とする差別の解消を進める。 ・意思決定支援、成年後見制度の利用促進のあり方を検討する。

2. 計画の位置づけと期間

障がい者基本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づき障害者施策の基本方向を総合的、体系的に定めた計画です。福祉をはじめ、保健・医療、教育、就労、生活支援、まちづくり等障害者関連の施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としており、町の総合計画、健康福祉分野の各計画との整合性を確保しながら策定・推進します。

障がい福祉計画は障害者総合支援法第 88 条に基づく障害福祉サービス推進の具体的な目標を掲げたもので、障がい者計画の生活支援部分を具体的に示します。また、障がい児福祉計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律が平成 30 年度より施行されることに伴い、児童福祉法第 33 条の 20 により市町村障がい児福祉計画の作成が義務付けられました。障がい児のニーズの多様化にきめ細かに対応するための支援や、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備に関する各種数値を取りまとめます。

計画期間は、第 4 次障がい者基本計画は平成 30 年度から 35 年度までの 6 年間とします。第 5 期障がい福祉計画と第 1 期障がい児福祉計画は平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間とします。

●計画期間

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
第 4 次障がい者基本計画	→					
障がい福祉計画		第 5 期	→		第 6 期	→
障がい児福祉計画		第 1 期	→		第 2 期	→



3. 計画の対象

「障害者」という言葉の範囲は、障害基本法第2条では「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とされています。これを基本とし、てんかんや難病などに起因する障がいのある方などを含めて「障害者計画」の対象とします。

一方、「障がい福祉計画」は、自立支援給付・地域生活支援事業を利用する方を対象とします。

「障がい児福祉計画」は、児童福祉法で定義されている障がい児を対象とし、障害児通所支援及び障害児入所支援、障害児相談支援の利用者を対象とします。

また、障害者施策と介護保険制度は、類似したサービスが多くあります。共通するサービスについては、65歳以上の高齢の障がい者や、特定疾病（脳血管疾患など）に起因する40～64歳の障がい者に対しては、介護保険制度が優先され、制度の目的、機能等が異なるものについては障害者施策で実施されます。

4. 計画の策定

計画の策定にあたっては、平成29年8月に69歳以下の障害者手帳所持者、障害福祉サービス利用者へのアンケート調査を実施して、ニーズ等の把握に努めました。また、九十九里町障がい者計画策定委員会を組織し、協議いただきながら策定を進めました。

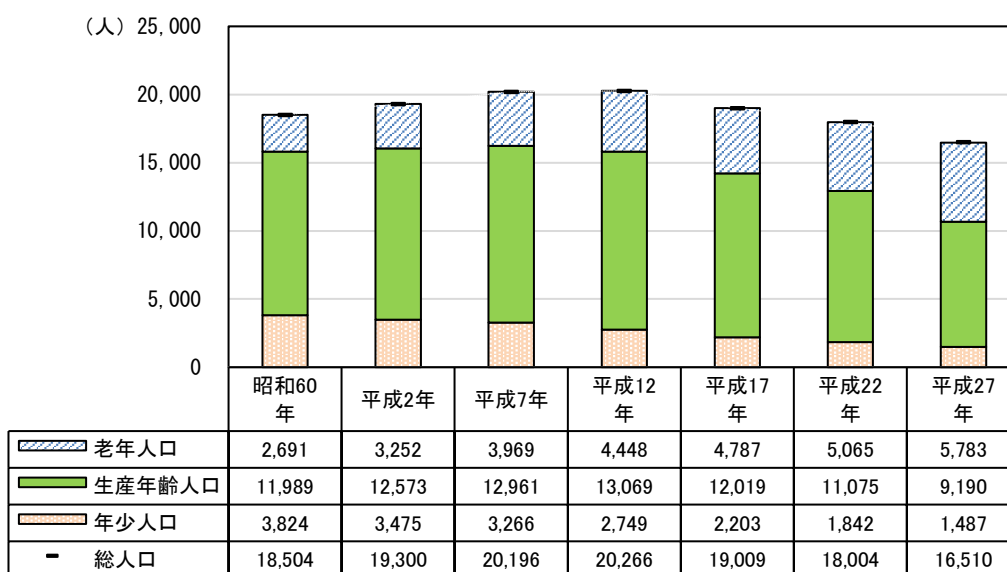


第2節 障がい者の状況

1. 人口・世帯の推移

町の人口は、国勢調査によると平成12年まで増加傾向でしたが、以降減少が続いており、平成12年から27年までの15年間に約11%減少しています。また、昭和60年から平成27年までの30年間で15歳未満の年少人口は6割以上減少しましたが、逆に65歳以上の老年人口は2倍以上に増加しています。

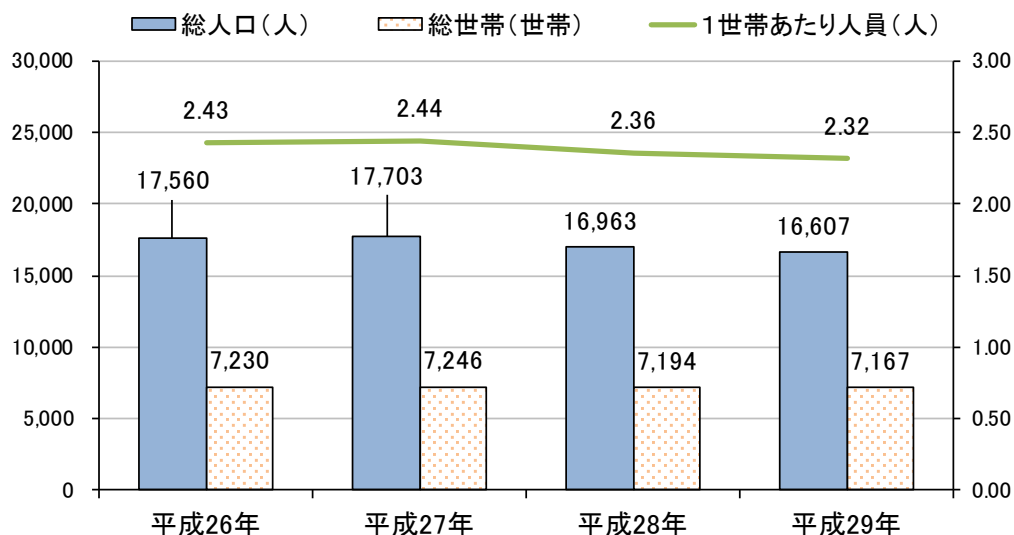
●総人口の長期推移（各年10月1日現在）



(国勢調査)

近年の町の人口は平成26年の17,560人から平成28年には17,000人を下回り、平成29年は16,607人です。世帯数はほぼ横ばいで、平成26年は7,230世帯、平成29年は7,167世帯となっています。1世帯あたり人員はやや減少し、平成26年は2.43人、平成29年は2.32人となっています。

●総人口の推移（各年4月1日現在）



(住民基本台帳)

2. 障害者手帳所持者等の状況

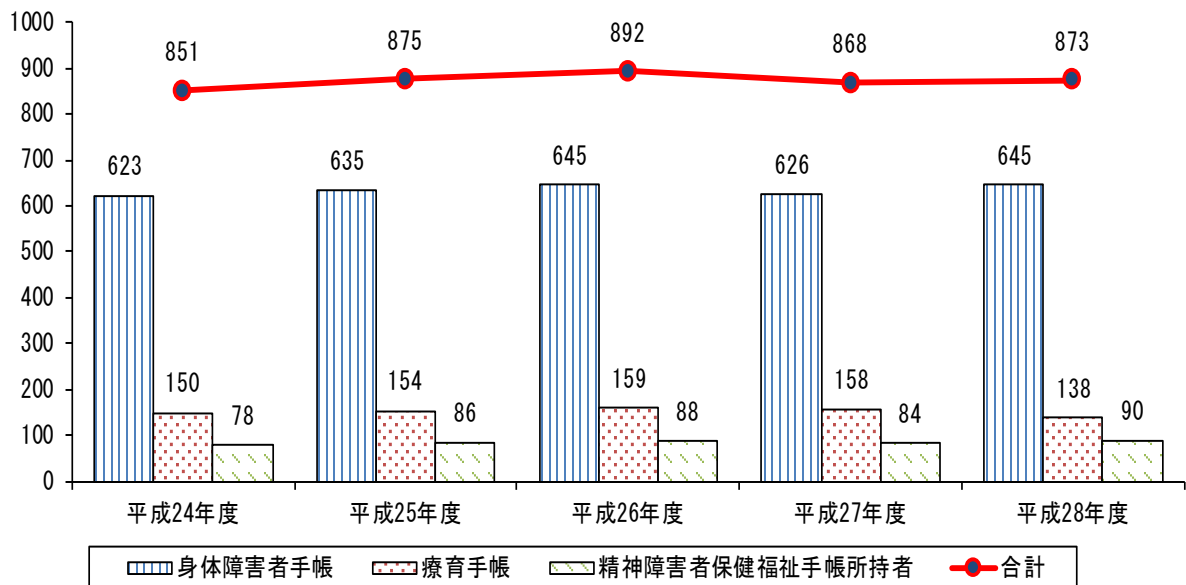
(1) 3種の障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、合計で平成27年度が868人、平成28年度は5人増加して873人となっています。

手帳種類では、身体障害者手帳が70%を超えて多くを占め、療育手帳が16%程度となり、精神障害者保健福祉手帳が10%程度を占めています。所持者数は少ないものの、近年は精神障害者保健福祉手帳所持者がやや増加しています。

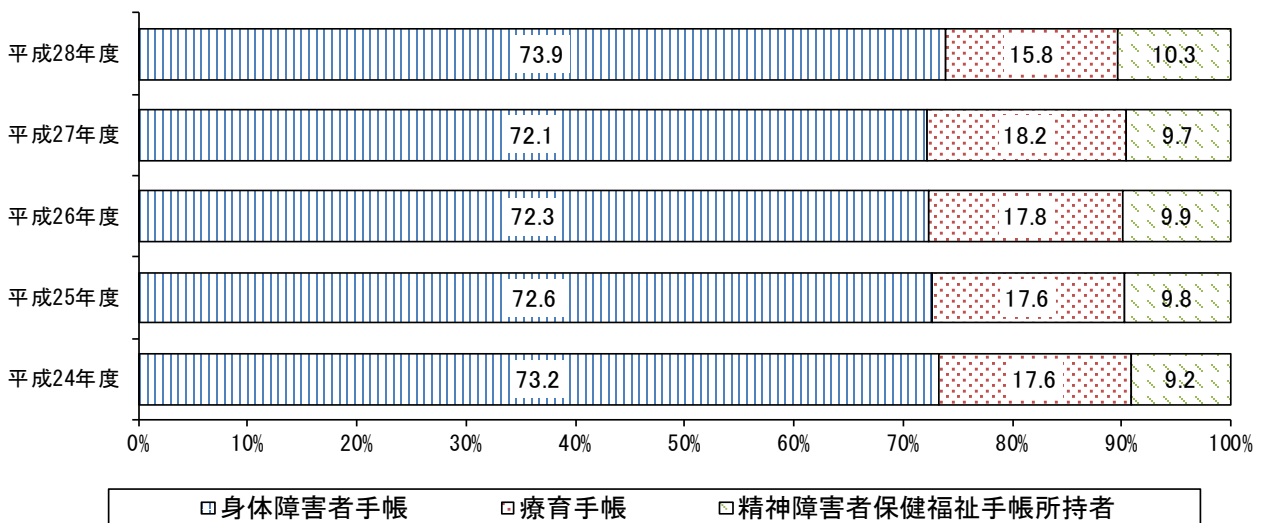
●障害者手帳所持者数の推移（各年度末現在）

(件)



(社会福祉課)

●障害者手帳所持者割合の推移（各年度末現在）

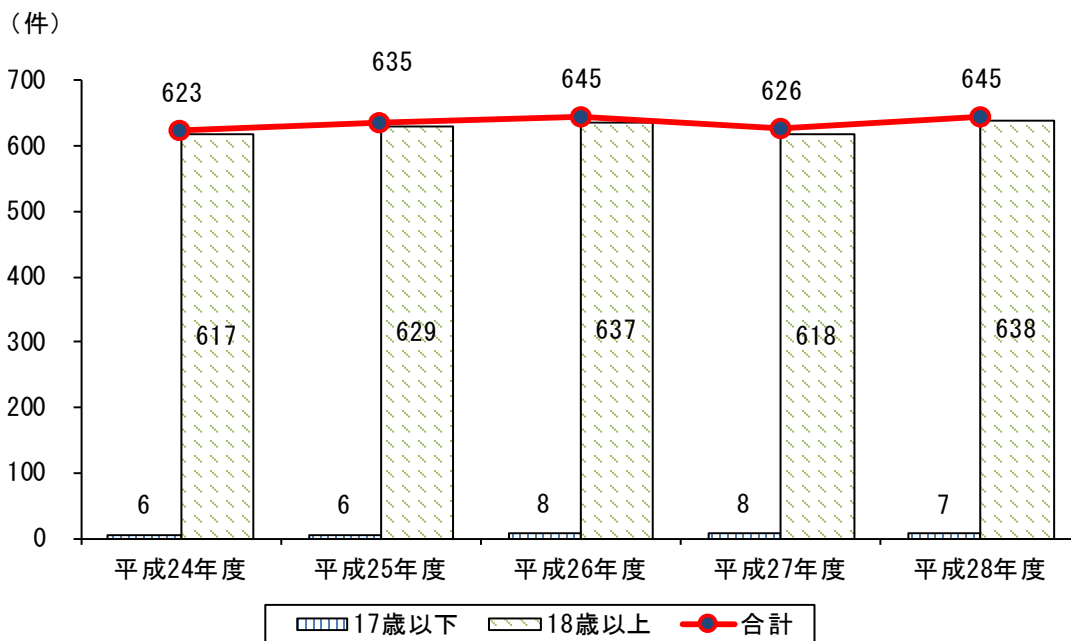


※2種以上の手帳所持者を含む（社会福祉課）

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

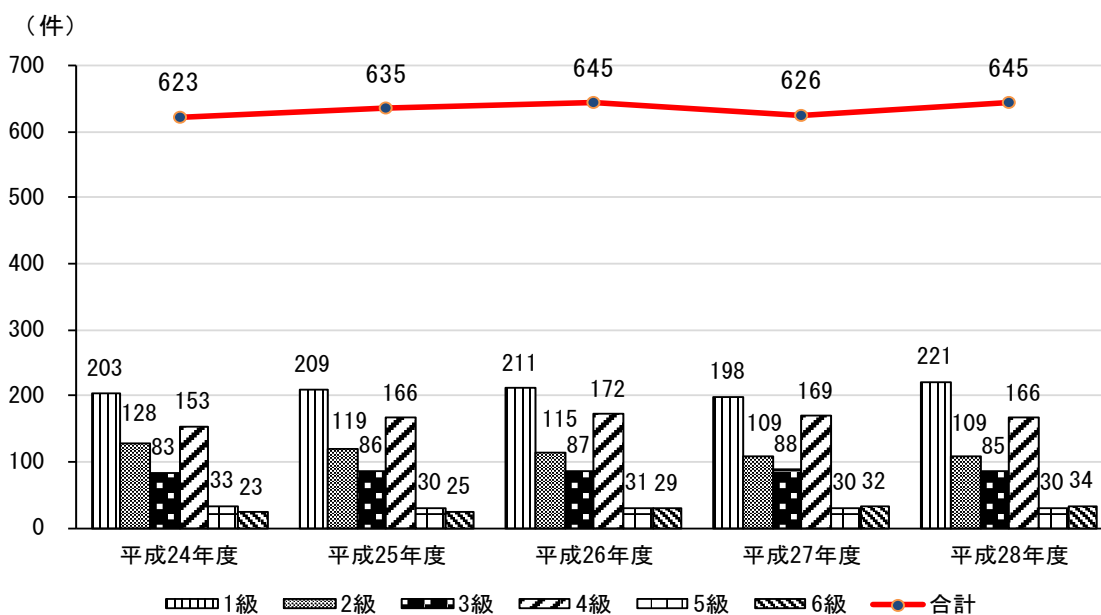
身体障害者手帳の所持者数は、620～640人台で推移しており、平成28年度は645人となっています。年齢は18歳以上が98.9%とほとんどで、等級別では、1級が34.2%と多く、次いで4級が25.7%、2級が16.9%となっています。障がいの種類では、肢体不自由が52.1%と過半数を占め、次いで内部障害が34.9%と多くなっています。

● 身体障害者手帳所持者数の年齢別推移（各年度末現在）



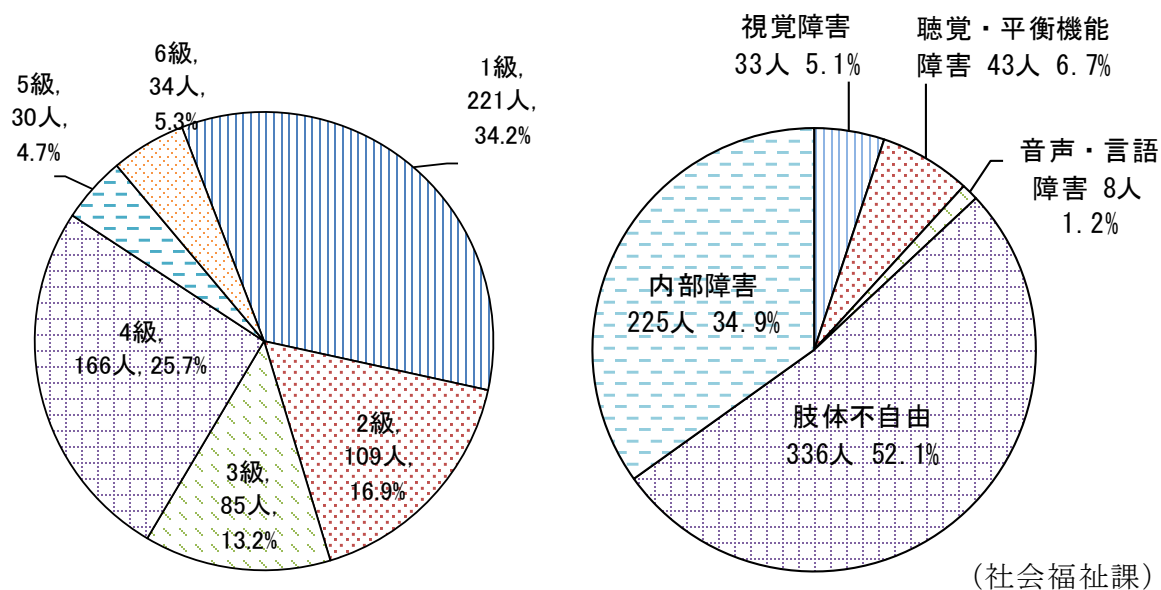
(社会福祉課)

● 身体障害者手帳所持者数の等級別推移（各年度末現在）



(社会福祉課)

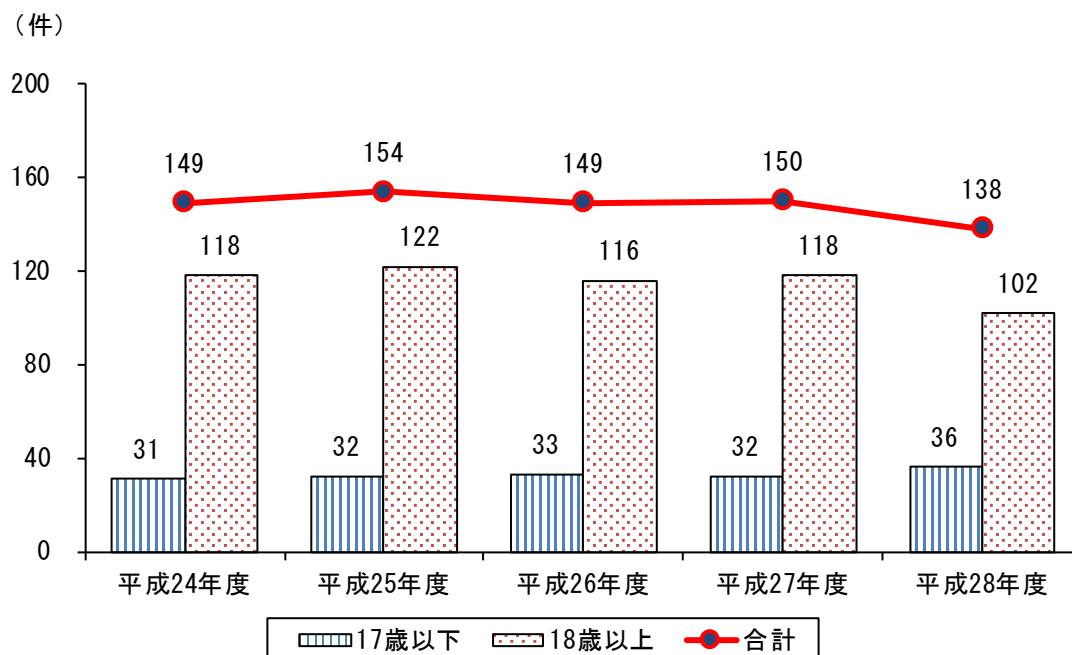
●種類別・等級別所持状況（平成 28 年度 645 人）



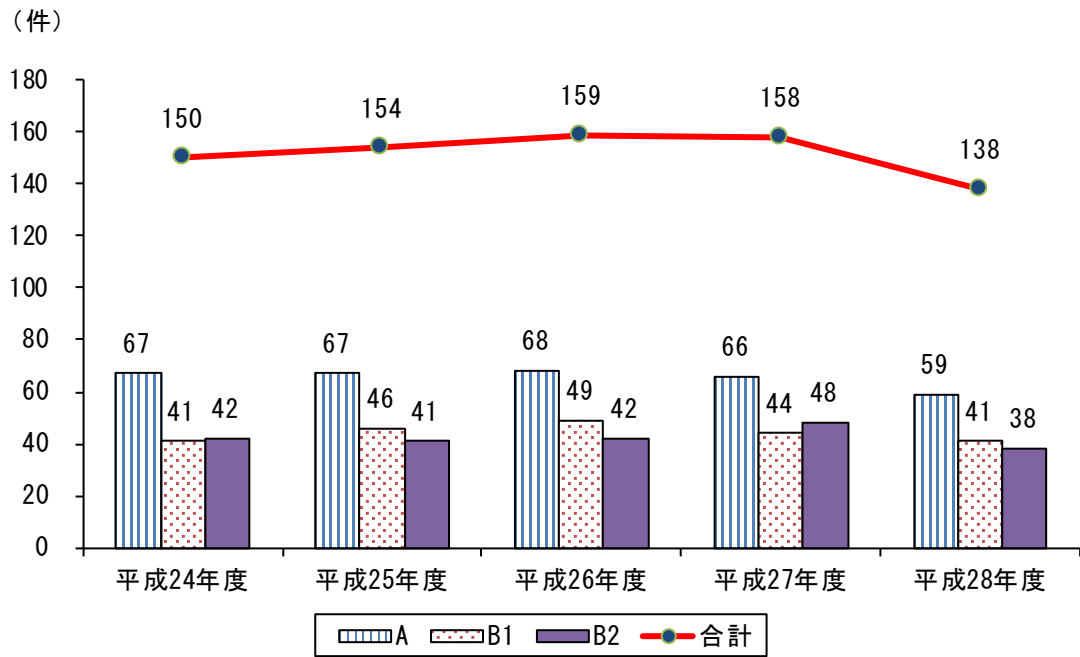
(3)療育手帳所持者の状況

療育手帳の所持者数は、平成 27 年度までは 150 人前後でしたが、平成 28 年度は 138 人とやや減少しています。年齢は、18 歳以上が 73.9%と多くを占め、17 歳以下は 26.1%となっています。手帳の程度では A が多く、B 1 と B 2 が同程度で続いています。

●療育手帳所持者の年齢別推移（各年度末現在）

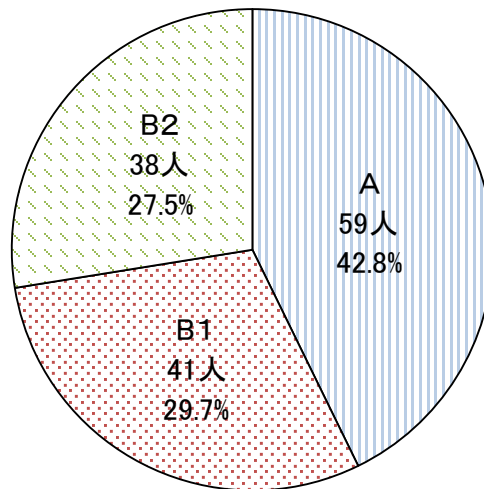


●療育手帳所持者の等級別推移（各年度末現在）



(社会福祉課)

●等級別所持状況（平成28年度138人）

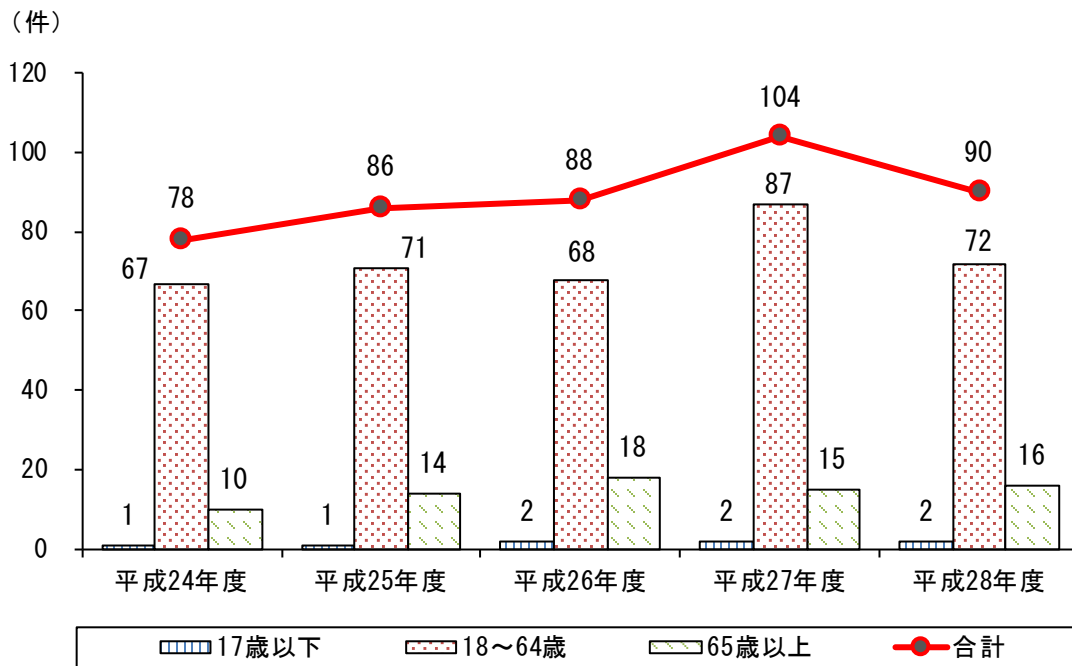


(社会福祉課)

(4)精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

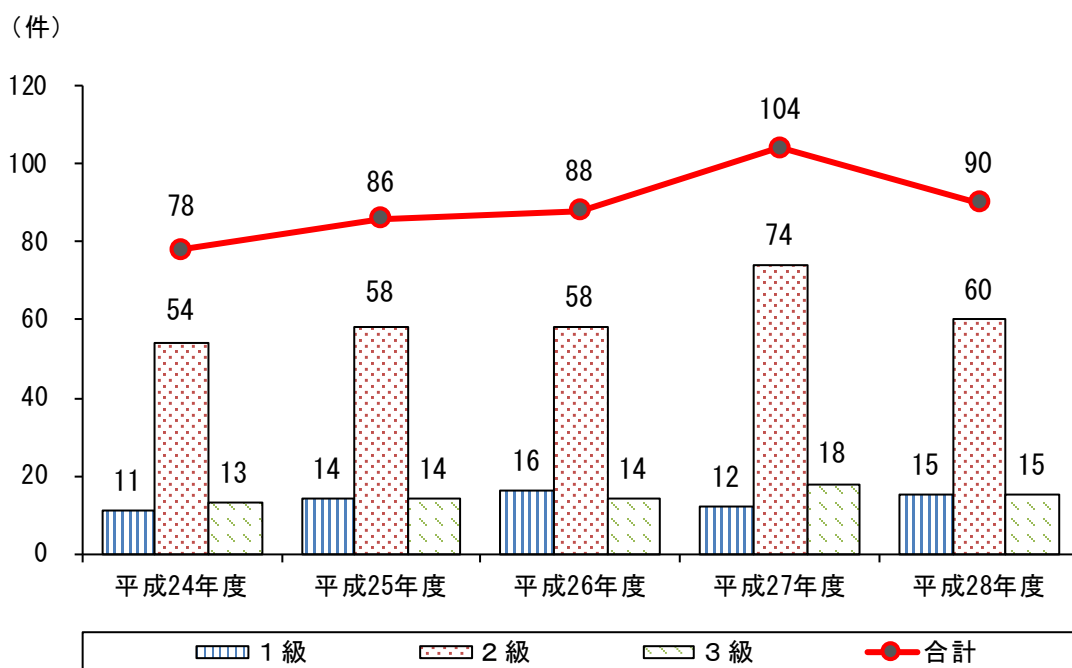
精神障害者保健福祉手帳の所持者数は年による変動がありますが、平成27年度は100人を超えました。平成28年度は90人となっており、年齢は18歳～64歳が8割を占めています。手帳の等級は2級が66.7%と多くを占めており、1級と3級は共に16.7%となっています。

●精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別推移（各年度末現在）



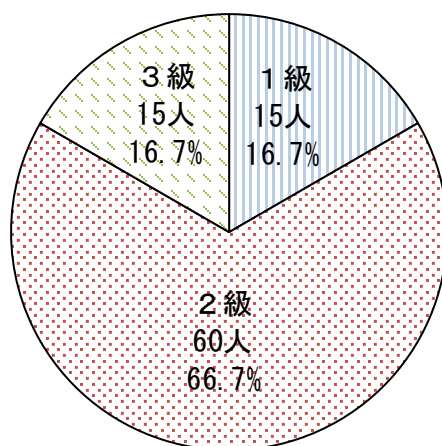
(社会福祉課)

●精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別推移（各年度末現在）



(社会福祉課)

●精神障害者保健福祉手帳の等級（平成 28 年度 90 人）



（社会福祉課）

(5)医療費制度、補装具費の支給、福祉手当等

自立支援医療（精神通院）の受給者は、平成 27 年度が 193 人、平成 28 年度が 206 人と増加しています。自立支援医療（更生医療）の受給者は平成 27 年度が 7 人、平成 28 年度は 8 人です。重度心身障害者医療費助成制度の利用者は、平成 27 年度 359 人から、平成 28 年度は 313 人に減少しました。

各種福祉手当受給者は、平成 28 年度は特別障害者手当が 17 人、障害児福祉手当が 13 人、特別児童扶養手当が 27 人、在宅重度障害者福祉手当が 7 人となっています。

また、身体障がい者の補装具費の支給状況は、平成 27 年度は 26 件でしたが、平成 28 年度は 21 件となっています。

●医療助成制度受給者数の推移（各年度末現在）

	平成 27 年度	平成 28 年度
自立支援医療（精神通院）	193 人	206 人
自立支援医療（更生医療）	7 人	8 人
自立支援医療（育成医療）	2 人	2 人

（実利用者数）	平成 27 年度	平成 28 年度
重度心身障害者医療費助成制度	359 人	313 人

（社会福祉課）

●各種福祉手当支給者数の推移（各年度末現在）

		平成 27 年度	平成 28 年度
特別障害者手当		19 人	17 人
障害児福祉手当		12 人	13 人
特別児童扶養手当		28 人	27 人
在宅重度障害者福祉手当	在宅重度知的障害者福祉手当	8 人	7 人
	寝たきり身体障害者福祉手当	0 人	0 人

（社会福祉課）

●身体障がい者の補装具費の支給状況（各年度末現在）

	平成 27 年度	平成 28 年度
購入	9 件	11 件
修理	17 件	10 件
合計	26 件	21 件

（社会福祉課）

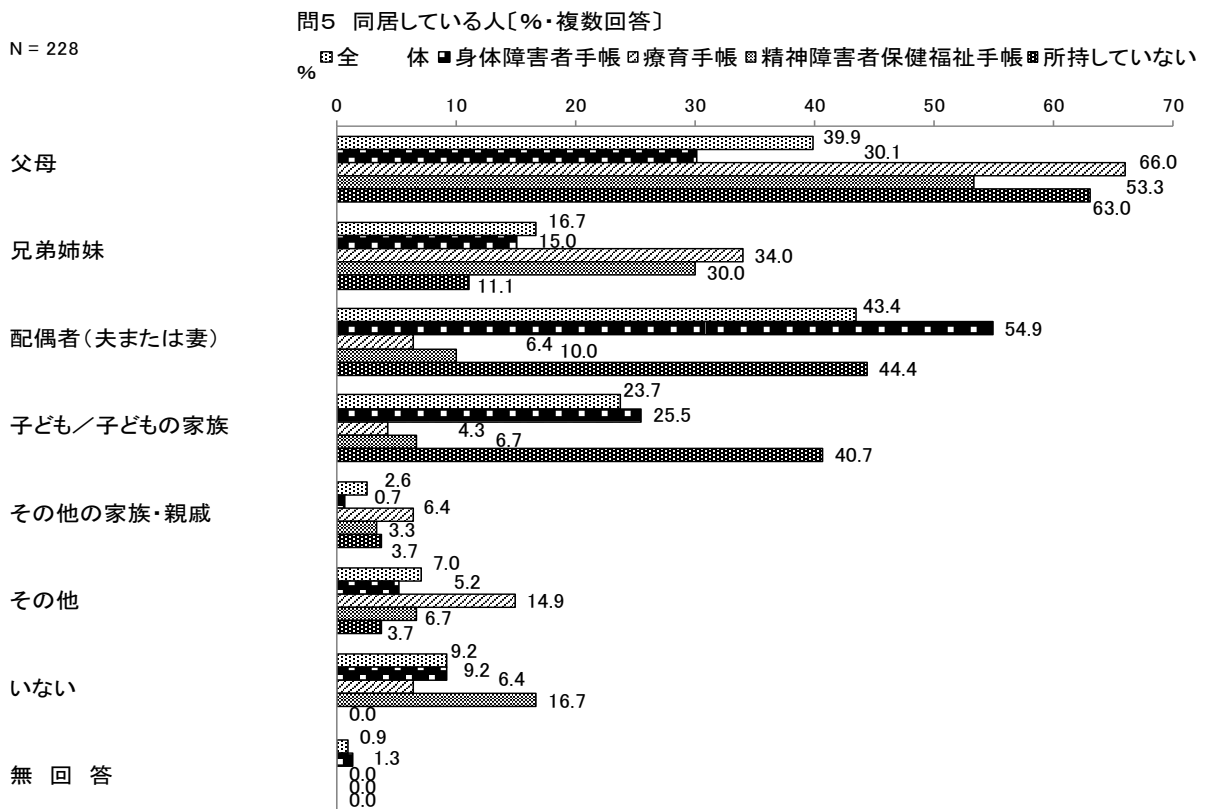
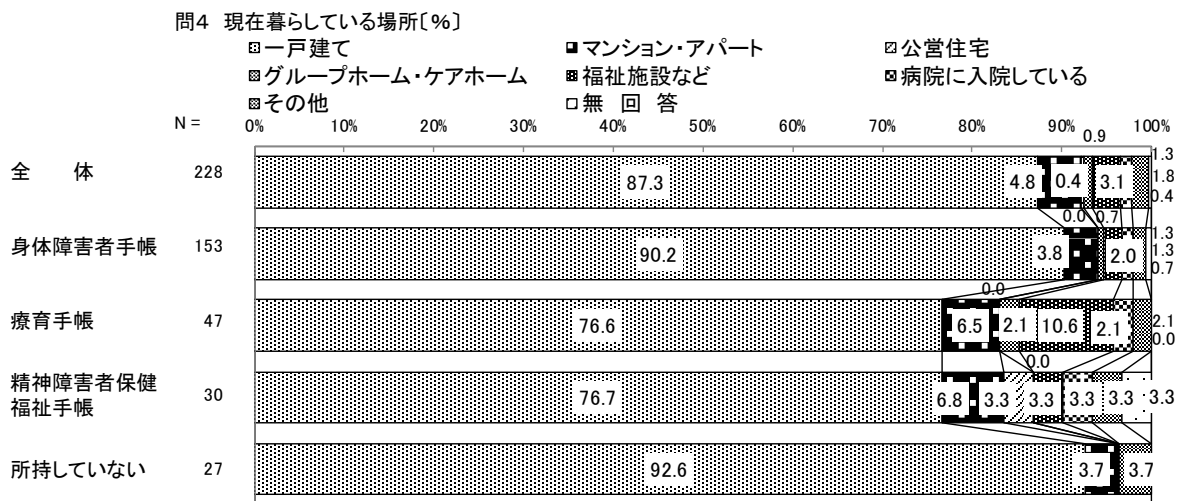


3. アンケート調査からみた障がい者の状況等

アンケートによると、障がいのある人は自分の健康や仕事・収入、介助者や家族のことなどの悩みを継続して抱えていることがうかがえます。また、障がいの種類や程度などにより、ニーズは異なっており、家族等介護者の高齢化もうかがえます。こうしたニーズ動向に基づき、悩みや不安を少しでも軽減するために、利用者本位の施策展開を図っていくことが求められます。

(1) 障がいのある人の状況

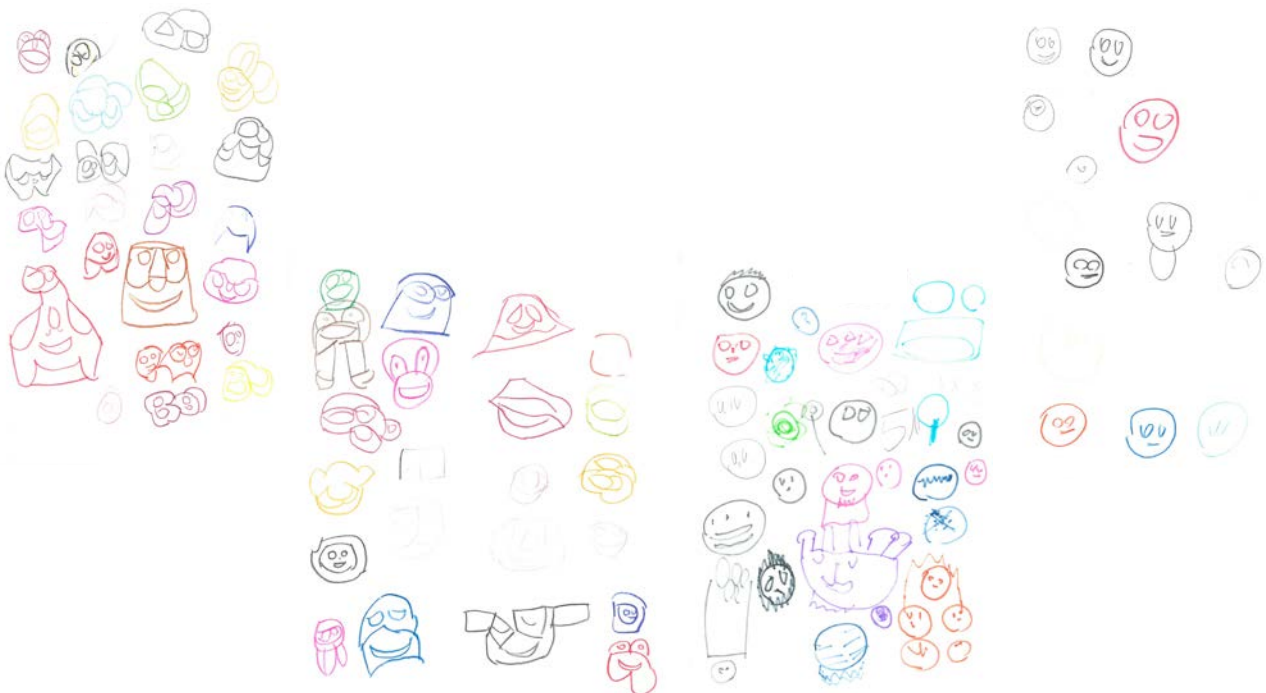
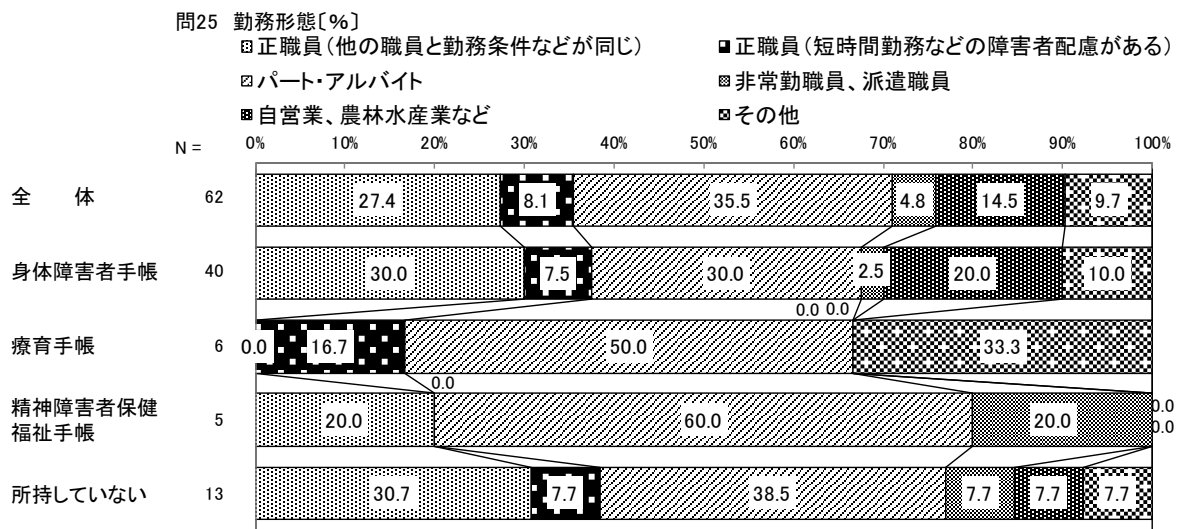
暮らしている場所は、「一戸建て」が87.3%と多くなっています。同居している人は、「配偶者（夫または妻）」が43.4%と多く、「父母」が39.9%、「子ども／子どもの家族」が23.7%と続き、「いない」も9.2%みられます。



(2) 働くための環境づくり

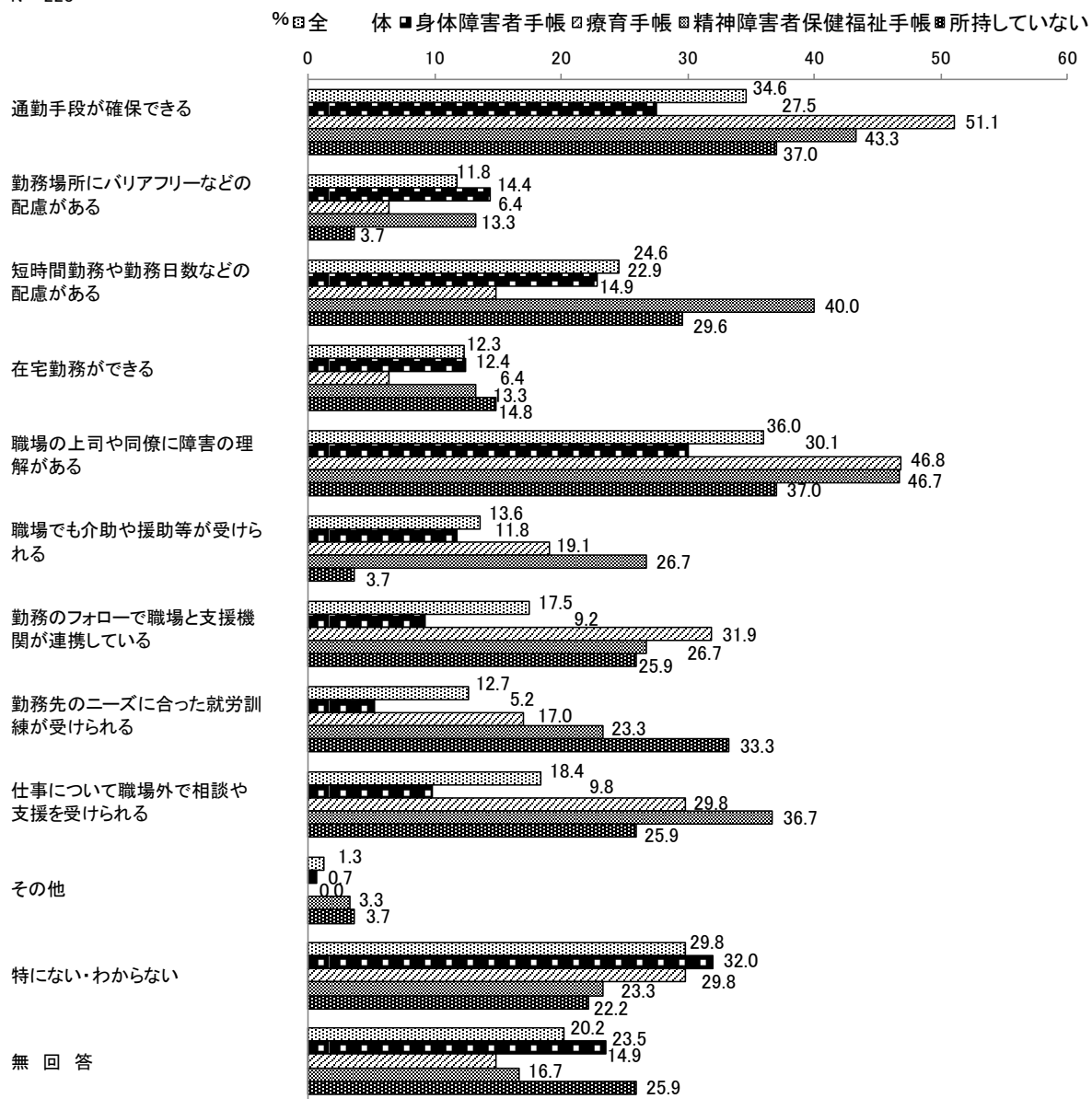
働いている人は全体の75.8%となっており、その勤務形態は、「パート・アルバイト」が35.5%と最も多く、「正職員（他の職員と勤務条件などが同じ）」は27.4%と続いており、それぞれ前回（20.3%、17.2%）よりも多くなっています。

仕事をするために、必要なことでは、「職場の上司や同僚に障害の理解がある」が36.0%と多く、「通勤手段が確保できる」が34.6%、「特にない・わからない」が29.8%、「短時間勤務や勤務日数などの配慮がある」が24.6%と続いています。



問28 仕事をするために、必要なこと[%・複数回答]

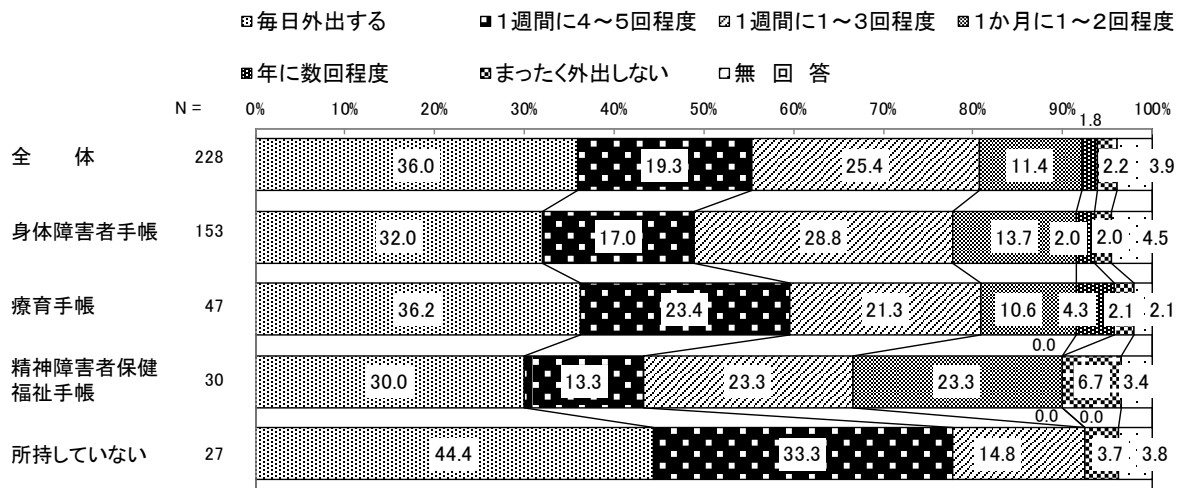
N = 228



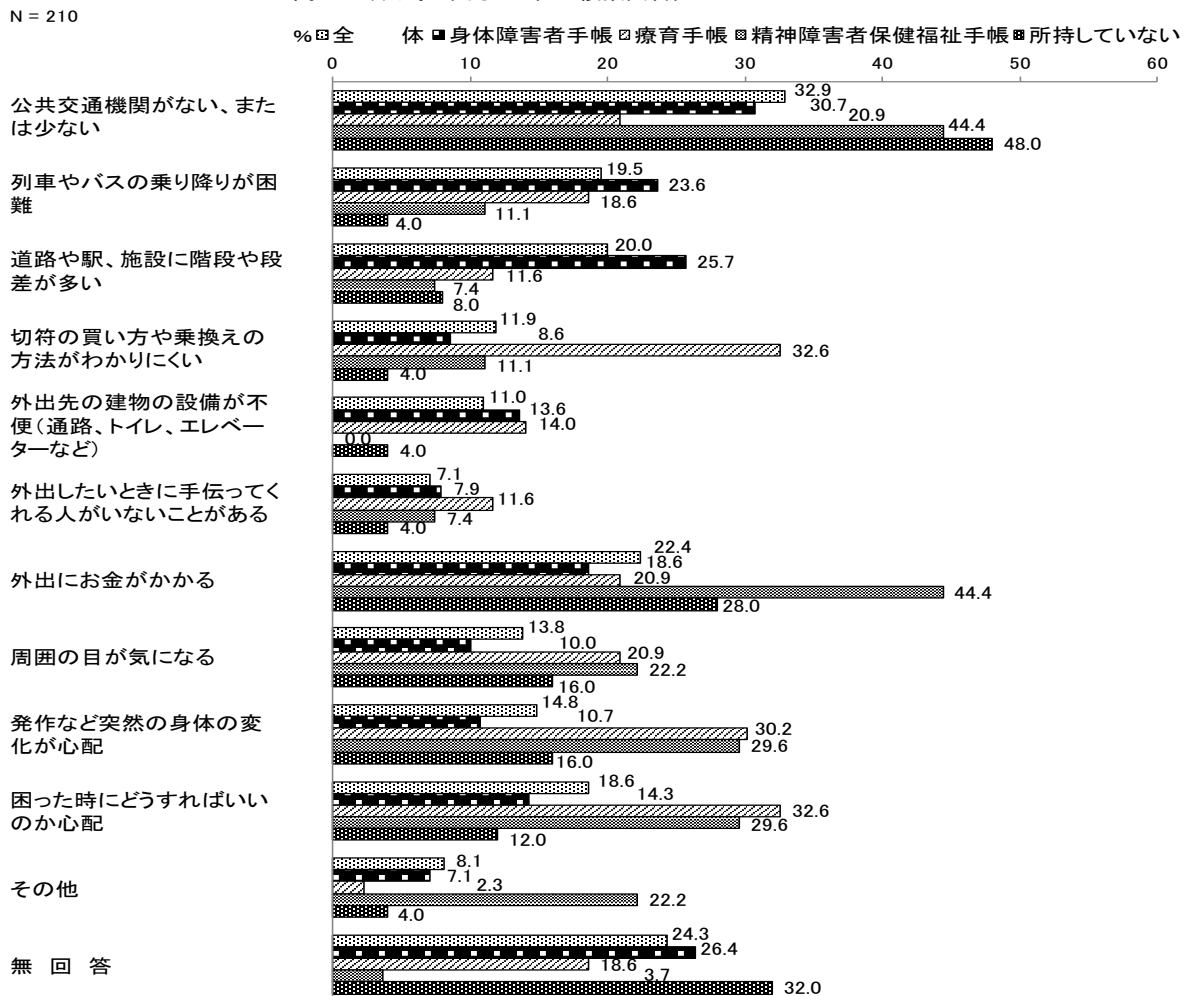
(3)安心・安全なまちづくり

外出を週1回以上外出している人が8割強と多くを占めていますが、外出時に困ることでは、「公共交通機関がない、または少ない」が32.9%、「外出にお金がかかる」が22.4%、「道路や駅、施設に階段や段差が多い」20.0%、「列車やバスの乗り降りが困難」が19.5%回答されており、「外出先の建物の設備が不便」は11.0%と前回（17.1%）よりやや少なくなっています。

問19 1週間の外出程度[%]

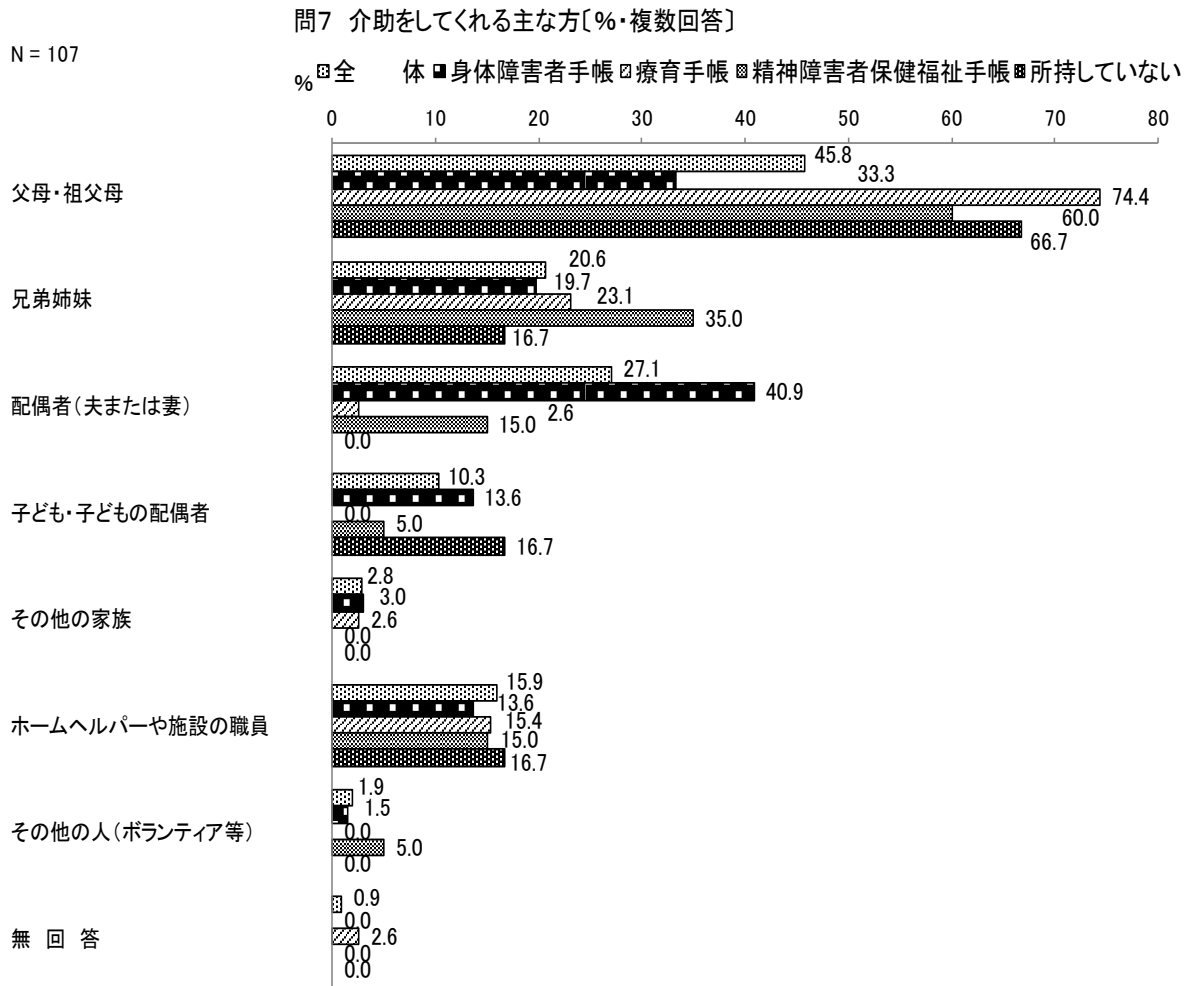


問23 外出時に困ること[%・複数回答]



(4) 家族からの介護や介助

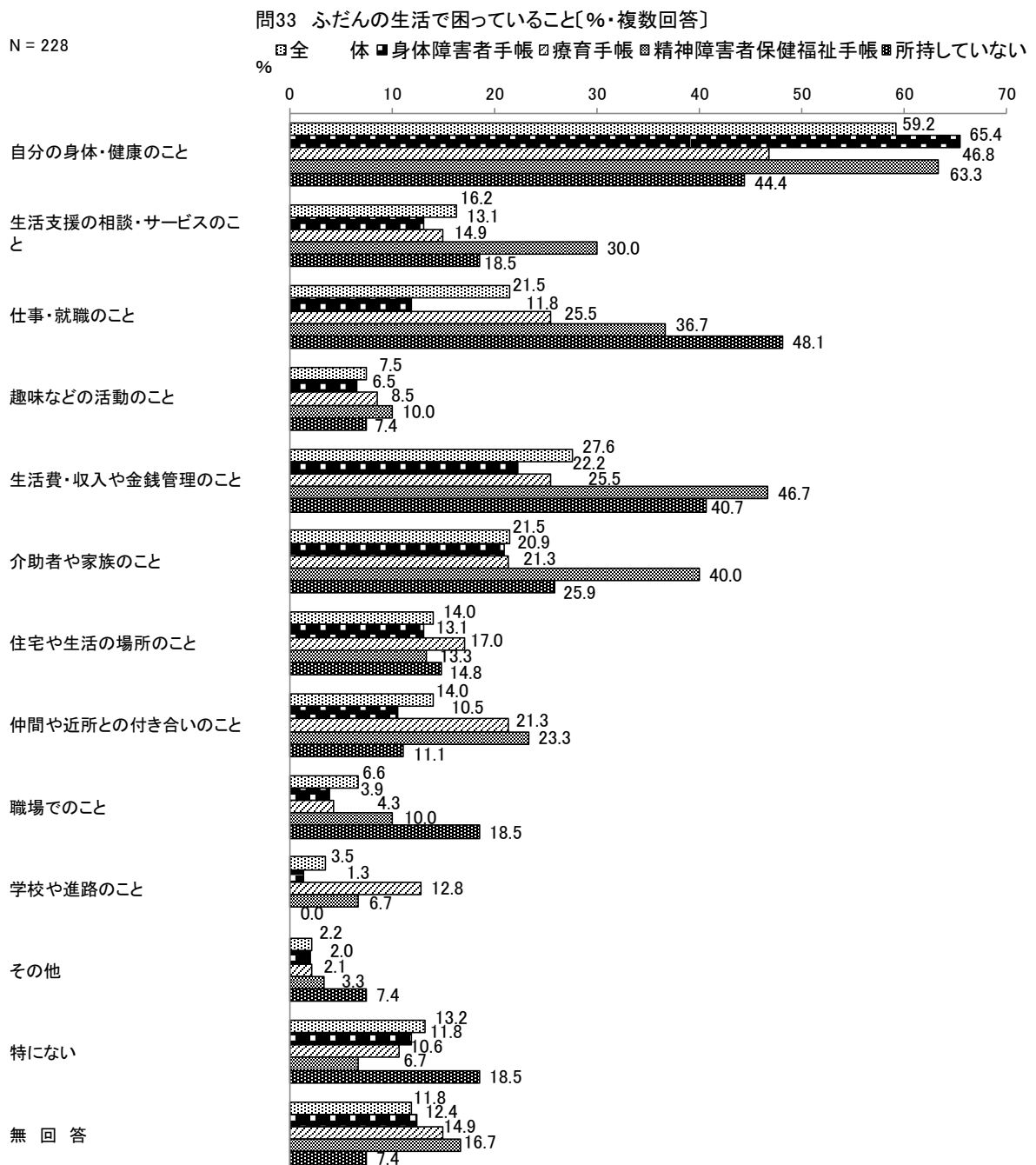
暮らしの中で家族等から介護を受けている人は多くを占め、主な介護者は「父母・祖父母」が45.8%と多く、「配偶者（夫または妻）」が27.1%、「兄弟姉妹」が20.6%と続いており、「ホームヘルパーや施設の職員」は15.9%と、前回（25.2%）より少なくなっています。



(5)生活での心配や不安

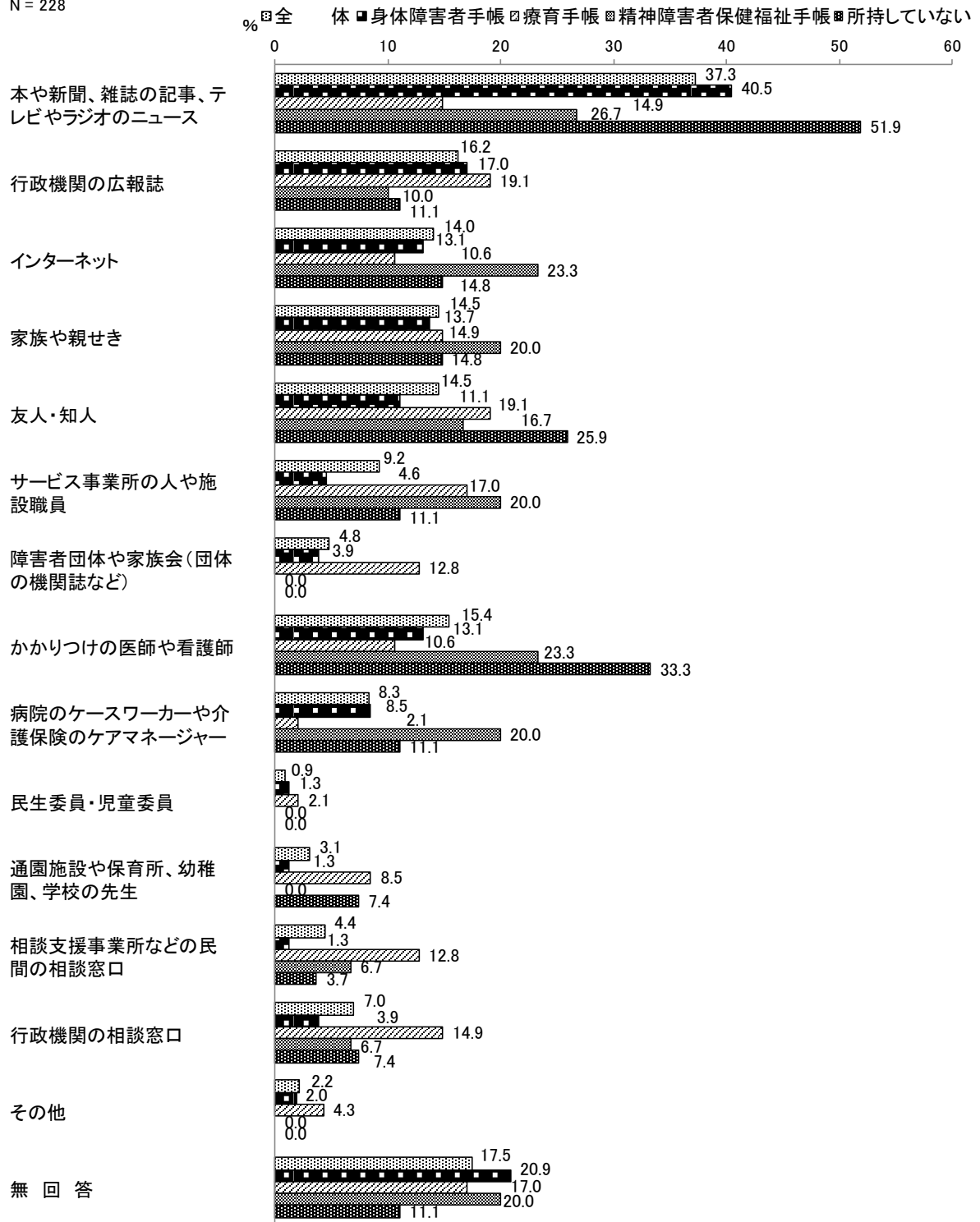
ふだんの生活で困っていることは、「自分の身体・健康のこと」が59.2%と多く、「生活費・収入や金銭管理のこと」が27.6%、「仕事・就職のこと」「介助者や家族のこと」が21.5%、その他多岐にわたっています。

また、障がいのことや福祉サービスなどの情報の入手経路は「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が37.3%と多く、次いで「行政機関の広報誌」が16.2%（前回17.4%）、「かかりつけの医師や看護師」が15.4%（前回19.6%）と前回と順位が変わっているものの、同程度回答されています。



問 35 障がいのことや福祉サービスなどの情報の入手経路[%・複数回答]

N = 228

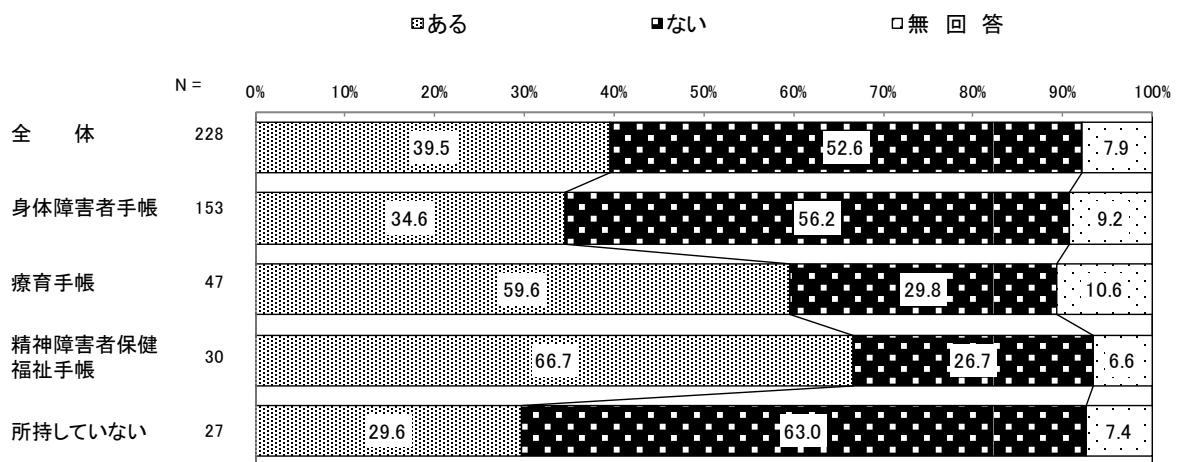


(6)暮らしやすいまちづくり

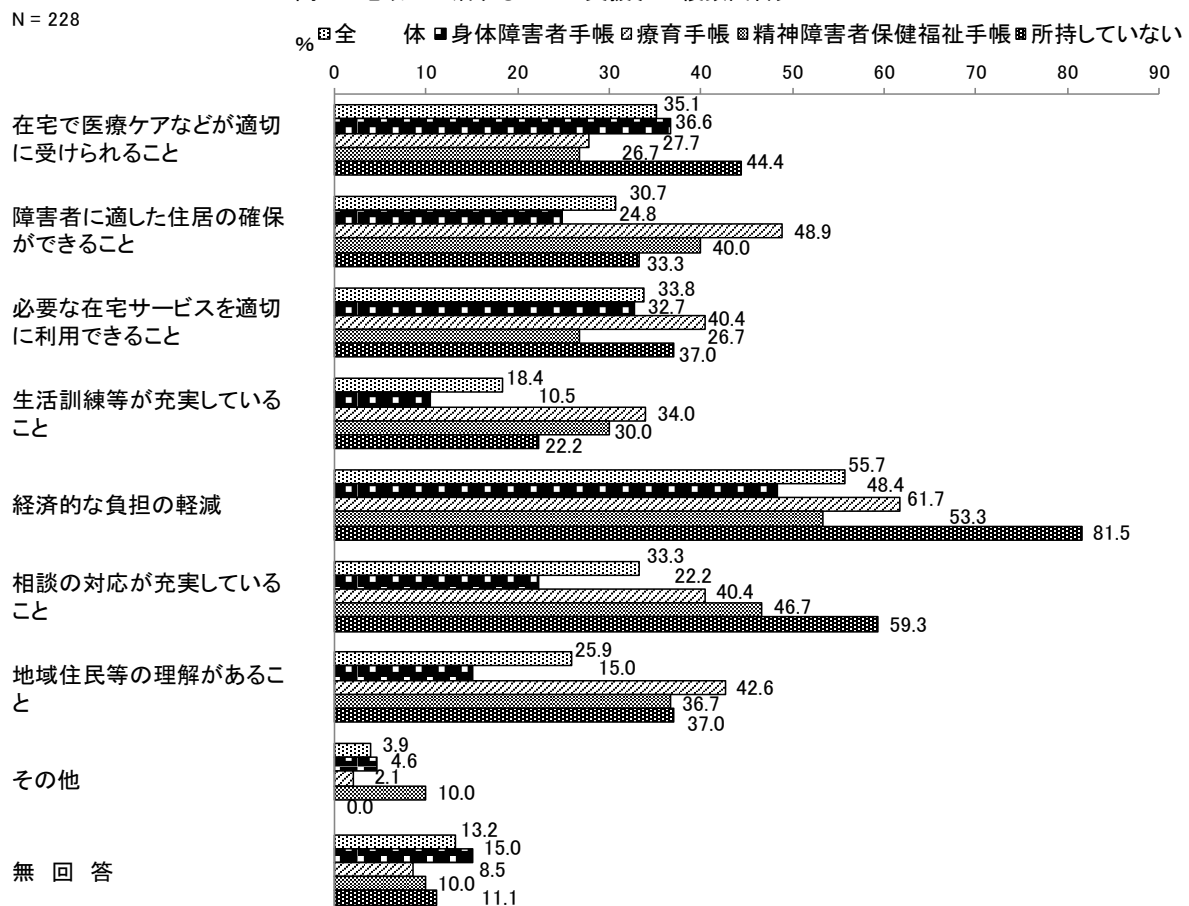
障害があることで差別や嫌な思いをすることが「ある」は39.5%回答されており、精神障害者保健福祉手帳所持者で66.7%、療育手帳所持者で59.6%と多くなっています。

地域で生活するための支援は、「経済的な負担の軽減」が55.7%(前回60.9%)と多く、次いで「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」が35.1%、「必要な在宅サービスを適切に利用できること」が33.8%、「相談の対応が充実していること」が33.3%と続いています。

問36 障害があることで差別や嫌な思いをすること[%]



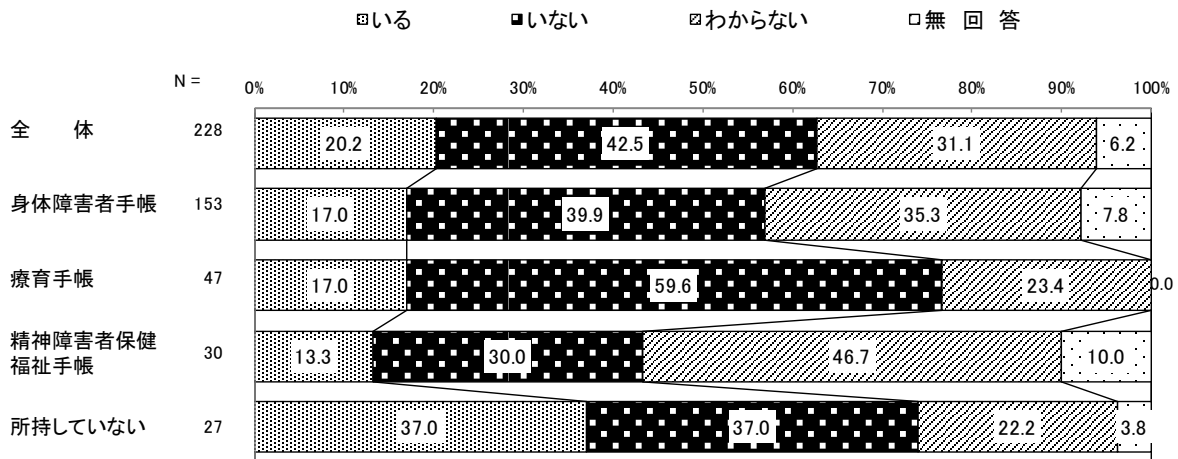
問18 地域で生活するための支援[%・複数回答]



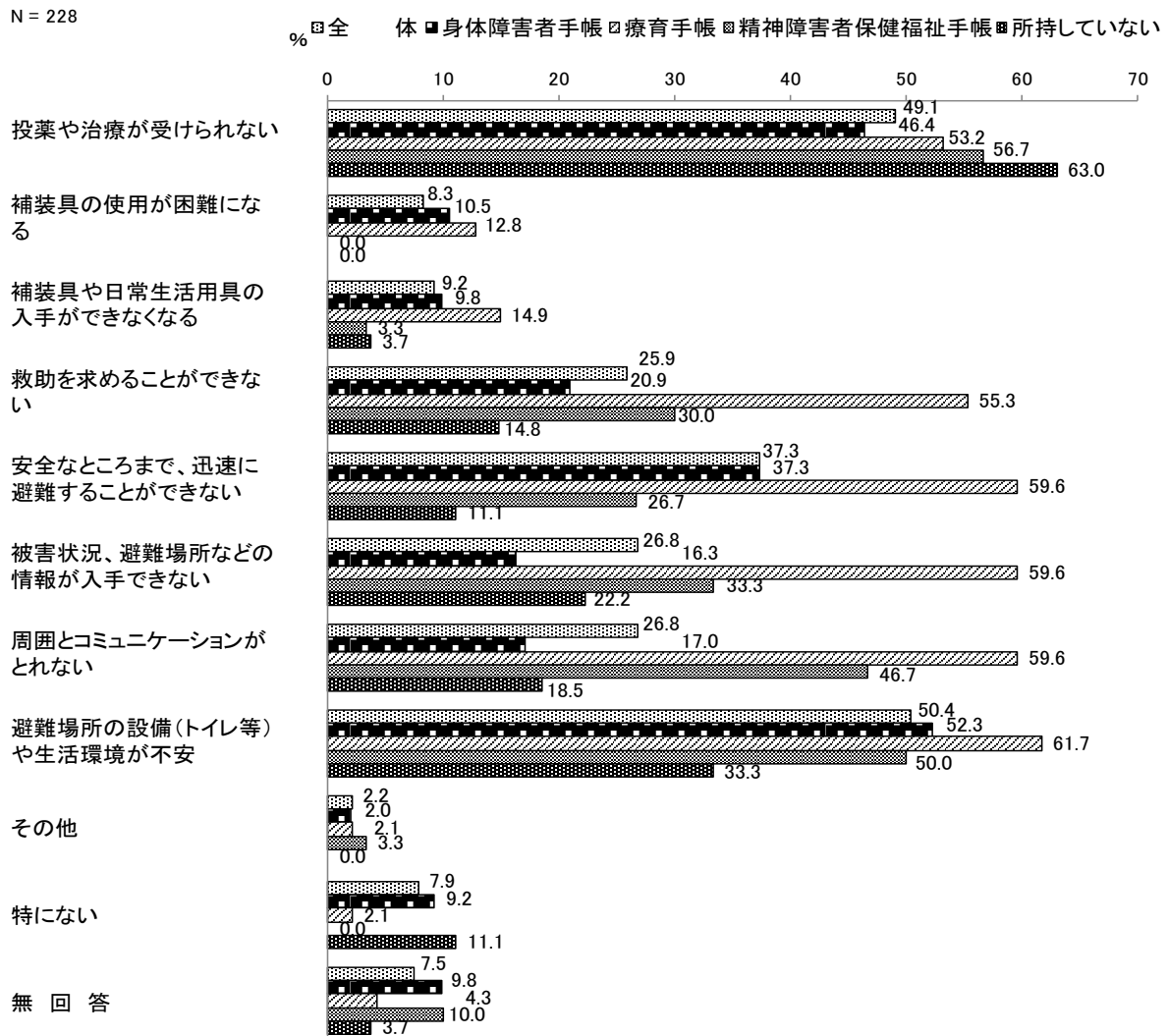
災害時のことでは、家族が不在の時に避難を助けてくれる人が「いない」が42.5%回答されており、「わからない」も31.1%となっています。

また、災害時に困ることは「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が50.4%、「投薬や治療が受けられない」が49.1%で、前回（47.4%、53.5%）と順位が入れ替わっており、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が37.3%と続いています。

問42 災害時にあなたを助けてくれる人はいるか[%]



問43 災害時に困ること[%・複数回答]



第3節 障がい者施策の重点課題

制度改正等の動きや町の障がいのある人の状況から、本計画期間中に取り組むべき重点課題を以下のようにまとめます。

課題1: 相談機能の強化

障がいのある人が地域や家庭で暮らしていくためには、生活を支えるためのサービスや相談体制が重要になります。発達障害等では専門性が求められることも多く、ニーズも高まっています。また、相談体制については基幹相談支援センターの設置等により、機能的で連携のとれた相談支援となるように、相談機関における連携体制の強化を進めていくことが重要です。

課題2: 地域生活への移行とその基盤整備

障がい重いこと、介助者がいないこと、利用者の高齢化などで施設利用者は多い状況ですが、地域移行が可能な施設入所者・入院者については、本人の希望に応じて、できる限り地域で暮らせるように支援していく必要があります。グループホームは圏域内においても確保が進んできたところですが、親なき後の暮らしの場の確保、仕事と住まいの確保など暮らしの基盤となる住まいの確保を、地域生活を支えるサービスや支え合い活動などと連携して、地域での暮らしの継続を支援していく必要があります。

また、精神障害の予防や早期発見に力を入れていくことが必要です。精神障害のある人のサービスの提供、就労支援をはじめ、地域移行支援・地域定着支援の取り組みを推進していくことが課題です。

課題3: 障がい者の権利を守るしくみづくり

相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、「障害者差別解消法」が施行されたことを受け、これまで以上に不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮の提供を進めていくことが重要です。しかしながら、アンケート調査でも障害を理由に嫌な思いをしたことがあるという意見もみられ、継続して正しい理解を深める取り組みを進めていく必要があります。また、知的障害などにより判断能力が不十分な人については、本人の希望を尊重しつつ様々な権利を守るしくみが必要です。

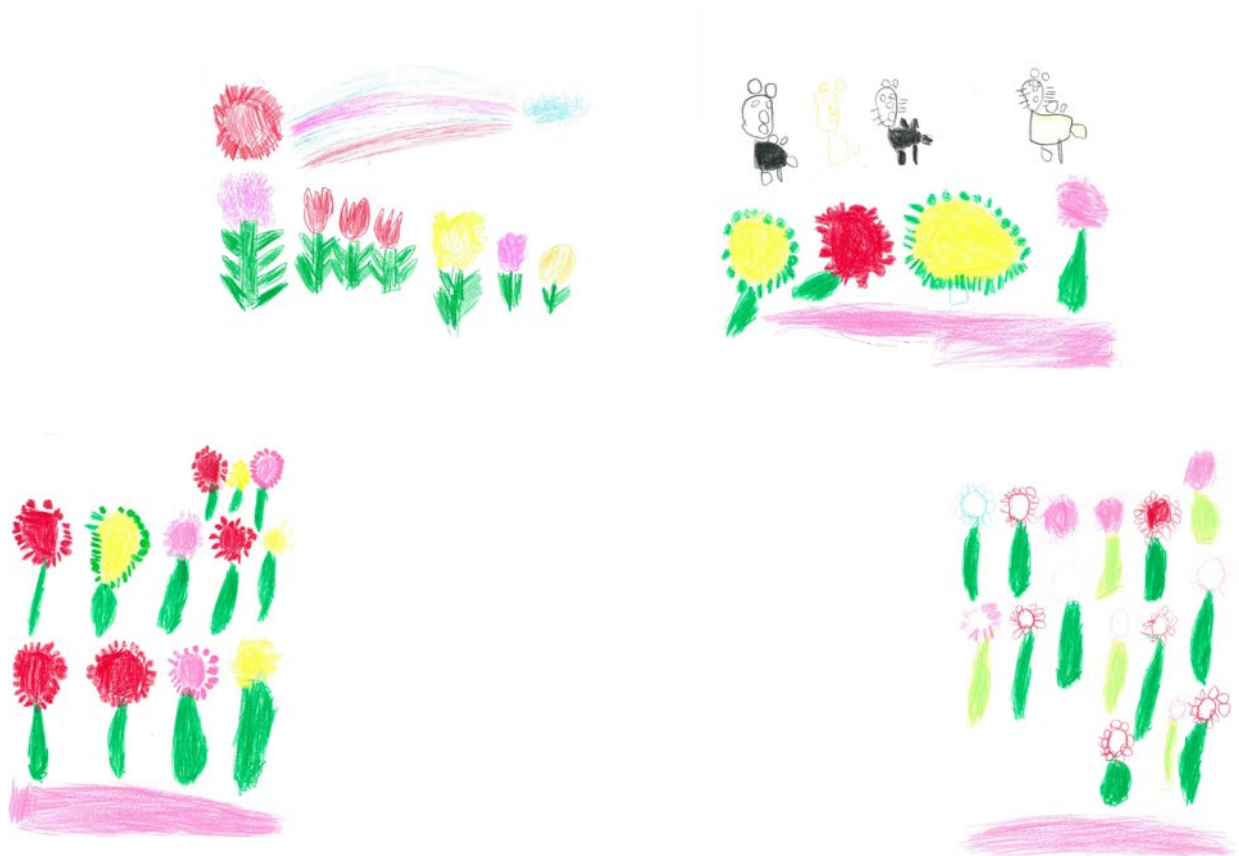
あわせて、障がい者の虐待防止に向けた取り組みが求められており、これまでのネットワークをさらに連携して対応していくことが課題です。

課題4:障がい等で支援が必要な人の支援施策の連携

障がい者の高齢化、障がいの重度化と重複化が進んでおり、障がいのある人とその家族の支援が重要となっています。このため、共生社会の実現を目指して、高齢者施策や子育て支援施策との連携をさらに強化して、支援が必要な世帯を支えていくための効果的な取り組みなどを取り入れていくことが課題です。

課題5:災害対策の推進

平成 23 年の東日本大震災や平成 28 年の熊本地震等により、地震をはじめとする大規模な自然災害に対する関心の高まりとともに不安が増大しています。障がいのある人とその家庭においては、緊急時に対する不安が大きいことから、これまでの取り組みを活かして、災害情報提供や避難体制なども含めた支援の充実を進めていくことが重要な課題です。



第4節 計画の基本方針

1. 基本理念

**障がいのある人もない人も助け合い
支え合って共に生きる 九十九里**

ライフステージに沿った施策の展開

障がい者施策は、保健・医療・福祉、生活環境、就労など、分野ごとに細分化され、多様な担い手によって提供されています。障がい者が、ライフステージの各段階において、適切な支援を受けるためには、支援する側の担い手が各分野間の調整を行い、迅速・的確なサービス提供につなげていくことが重要です。

障がい者のライフステージに沿った分野横断的な施策展開の推進が求められます。

障がいのある人もない人も地域みんなで取り組む活動の推進

障がい者をめぐる生活課題が増大、多様化するなか、公的サービスだけでは障がい者の自立と社会参加を支えていくことはできません。

「自分でできることは自分で」、「地域でできることは地域で」、「自分や地域でできないことを公共が支える」を基本に、地域ぐるみのまちづくりを進めていくことが求められます。我が事丸ごと共生型サービスの導入などを踏まえ、地域の実情にあったサービスの実施に取り組んでいく必要があります。

2. 基本目標

基本理念の実現に向けて、3つの基本目標を掲げて推進します。

基本目標1 地域で暮らす基盤づくり

障がい者が地域で生活できる基盤として、相談体制と情報提供の充実を図るとともに、必要な生活を支援するサービスの充実、日中活動や居住の場の確保を図ります。あわせて、健康増進施策、子育て支援施策、高齢者施策との連携を図り、障がいのある人とその家族が地域で自立して暮らせるための支援を推進します。

基本目標2 自立と社会参加を進める機会づくり

障がい等で支援が必要な子どもの能力と可能性を伸ばす保育・教育を推進するとともに、働く意欲のある障がい者の適性と能力に応じた働く場、スポーツ・レクリエーション等や文化活動の場づくりに努め、障がい者が自立した生活を送り、様々な活動への参加が広がるように支援します。

基本目標3 互いに認め合い安心できる環境づくり

障がいのある人の様々な障壁（バリア）を取り除き、障がいについての理解を深めるとともに、地域で理解し合い、支え合うネットワークづくりを進め、快適で安心できる居住環境づくりを進めます。

第2章 第4次障がい者基本計画

第1節 地域で暮らす基盤づくり

1. 相談体制と情報提供の充実

(1) 相談支援

◆現状と課題◆

障がい者や家族、介助者等が、身近な地域で気軽に悩みや生活課題を相談し、障がい者施策やサービスの情報をよく理解して適切な支援を受けることは、自立生活のための基本です。

本町では、社会福祉課を中心に庁内各課や社会福祉協議会が連携し、相談を受けています。また、広域でより専門的な相談を行う機関として「千葉県山武健康福祉センター（山武保健所）」や「千葉県東上総児童相談所」、「中核地域生活支援センター」をはじめ、圏域内の相談支援事業所などがあります。さらに、身体障害者相談員（2名）、知的障害者相談員（1名）、民生委員・児童委員・主任児童委員（39名）なども個別に相談を受け、適切な支援につながるよう努めています。

◆施策内容◆

今後も、障がい者や家族、介助者等が抱える様々な問題の解決に向け、各部門が一層連携を強化しながら、助言や情報提供、他機関との調整など総合的な相談体制づくりに努めていきます。

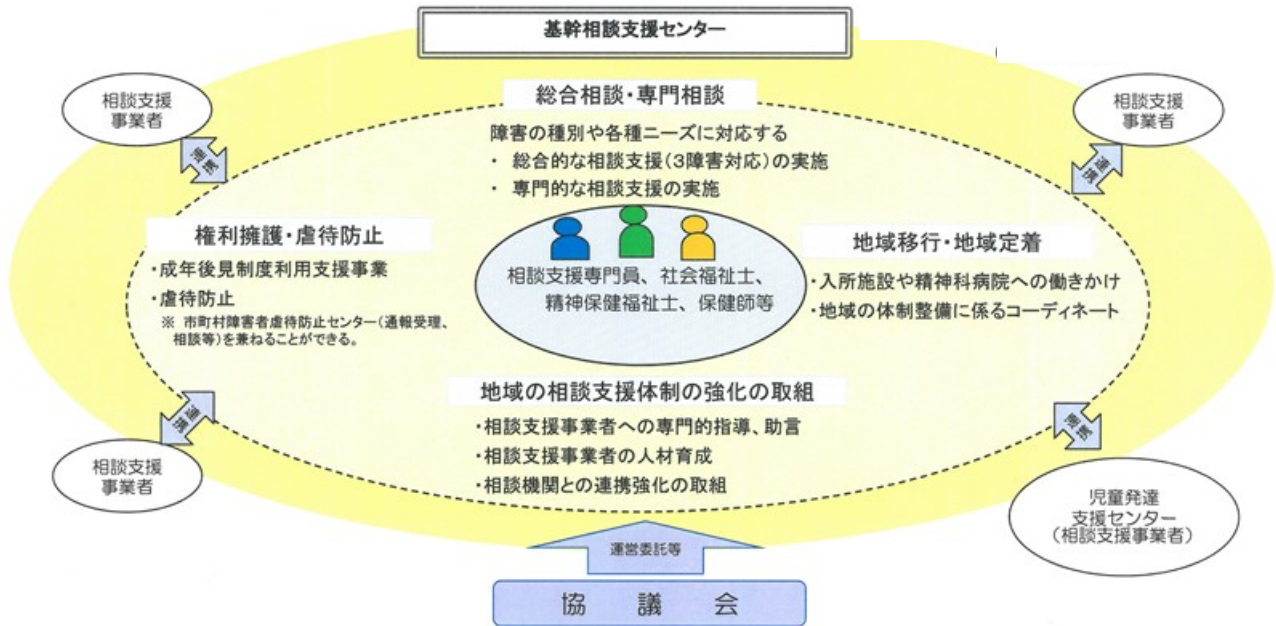
そのために、社会福祉課が障がい者支援の第一義的な窓口となるとともに、庁内各課や社会福祉協議会、その他広域の関係機関、相談支援事業所等とのネットワークづくりを進めます。

今後は、障害福祉サービス利用者が増加し、地域移行・地域定着を進め、相談支援の重要度が高まってくることが見込まれます。このため、相談支援体制の強化に向けて、サービス利用計画作成の体制確保と基幹相談支援センターの設置を図ります。障害福祉サービス利用者には「サービス利用計画」の作成を拡大していくため、相談支援事業者と連携してサービス提供機関、サービス利用計画の作成など連絡調整を図っていきます。

各相談場所では、様々な状況の障がい者が気軽に相談や情報提供が受けられるよう、プライバシーに配慮した対応やそのための相談場所の確保、絵記号等の活用などに努めます。

地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務等を行う基幹相談支援センターについては、山武圏域の各市町と設置を目指し協議を進めます。

●基幹相談支援センターのイメージ（厚生労働省資料より）



(2)権利擁護の推進

◆現状と課題◆

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的に障害者差別解消法が施行されており、共生社会の実現に最も重要な考え方であり、今後も合理的配慮の下で、障がいのある人の権利が侵されることがないように取り組んでいくことが重要です。

障がい特性により支援サービスが容易に利用できない、身の回りのことや金銭管理ができないといったケースへの対応や、虐待や金銭詐取といった権利侵害の防止・救済など、障がい者の権利を守るしくみの強化が求められています。

障がい者の権利を守るしくみには、福祉サービスの利用や日常生活上の金銭管理などを援助する「日常生活自立支援事業」と、後見人などが法律行為を代理する「成年後見制度」があります。また、サービスの質を確保するために、第三者評価や苦情相談などのしくみも制度化されています。

「日常生活自立支援事業」は、本町においては初期の相談から社会福祉協議会が対応し、必要に応じて中核地域生活支援センターと連携し、「千葉県後見支援センターすまいる」（千葉県社会福祉協議会）につないでいます。

「成年後見制度」は、民法上の規定で、家庭裁判所に申し立てを行い、手続きをするもので、身寄りのない障がい者が利用する場合の「成年後見制度利用支援事業」が、平成24年度から地域生活支援事業の必須事業となりました。また、障害者虐待防止法に関連した施策の展開などを含めた障がい者の権利擁護に向けた体制づくりが重要となっています。

●日常生活自立支援事業・成年後見制度の概要

区 分	内 容	
1 日常生活自立支援事業	福祉サービスの利用や日常生活上の金銭管理などの援助	
2 成年後見制度	(1)法定後見 (判断能力が 衰えた後)	①後見:ほとんど判断できない人が対象 ②保佐:判断能力が著しく不十分な人が対象 ③補助:判断能力が不十分な人が対象
	(2)任意後見 (判断能力が衰える前に、将来のことを決めておく)	

◆施策内容◆

町行政機関や事業者は、障がい者を理由として不当な差別的取扱いを禁止することを徹底していきます。そのため、障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を基本に推進します。

今後も、福祉サービスの利用などに関する権利を擁護するため、「日常生活自立支援事業」や「成年後見制度」について周知を図り、相談への対応、利用についての支援に努めます。

また、第三者評価の実施促進などにより、福祉施設・学校・医療機関等での権利侵害の未然防止を図るとともに、福祉サービス等に関する苦情については、千葉県運営適正化委員会などと連携しながら相談・対応を強化します。

さらに、家庭・地域での虐待や金銭詐欺などに関する意識・認識を深めるための啓発に努めます。また、平成24年10月からの障害者虐待防止法の施行により、障害者虐待防止センターを社会福祉課に設置しており、相談体制の確立と虐待防止ネットワークの強化を図ります。

認知症、知的障がいその他の精神上の障がいがある人の財産の管理や日常生活等を支える重要な手段である成年後見制度について、利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための法整備が進んでおり、成年後見制度の利用までの相談や手続きの支援、成年後見制度利用支援事業などの利用を促進するとともに、市民後見人や法人後見の導入について検討を進めます。

平成29年4月に施行した「九十九里町職員における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、差別の解消に向けた取り組みを推進し、各業務において「合理的配慮」に努めます。

また、山武圏域自立支援協議会に障害者差別解消支援地域協議会を設置し、圏域内での協議の場として地域をあげて取り組んでいきます。

(3)情報提供とコミュニケーションの支援

◆現状と課題◆

視覚や聴覚、言語障害や知的障害、精神障害の方が地域で生活していくためには、円滑なコミュニケーション手段の確保が不可欠です。

◆施策内容◆

福祉サービス等に関する情報について、町で作成した「障がい者のしおり」やホームページの有効活用をはじめ、様々な方法等を取り入れて情報提供に努めます。

地域生活支援事業の「日常生活用具給付事業」や「コミュニケーション支援事業」などを活用しながら、在宅でのコミュニケーションを支援する情報・意思疎通支援用具の給付を行うとともに、行事・イベントなどでの手話奉仕員や要約筆記者の活用を促進し、情報手段の拡大に努めます。また、山武郡市在住在勤者対象に山武地区手話奉仕員養成講座が実施されており、参加を促進しながら、手話で日常会話を行うために必要な「手話における単語」及び「手話表現技術」の習得に努めます。

2. 生活を支えるサービスの推進

(1) 障害福祉サービスの推進

◆現状と課題◆

「身体・知的・精神3障害の制度の一元化」や「日中活動の場と居住の場の分離」「障害支援区分の認定」など、これまでの障がい者福祉のしくみは大きく改められました。障害者総合支援法による障害福祉サービス利用者も増加しており、地域で障がい者が安心していきいきと生活を送ることができるよう、制度の適切な運用に努めることが求められます。

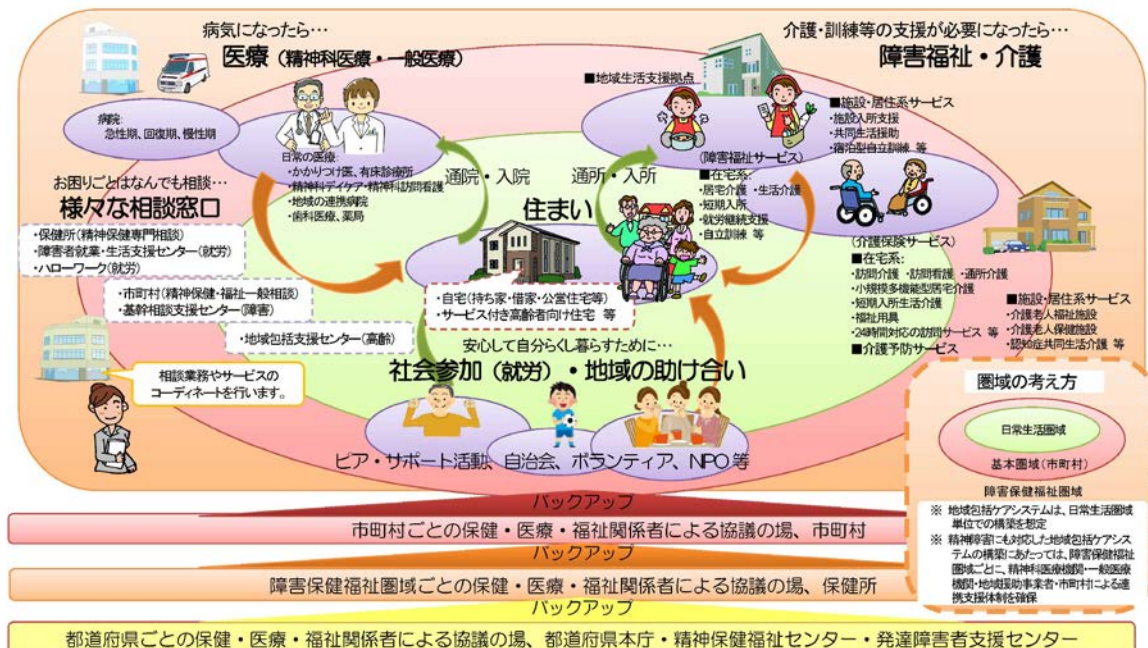
◆施策内容◆

障害福祉サービスの推進に努め、適正な利用を促進します。

また、利用者本位のケアマネジメントに向けたサービス利用計画の作成、自立支援給付、地域生活支援事業それぞれのサービス基盤の確保と、サービスの質の向上に努めます。

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指し、地域生活の相談に対応できるように、関係機関による協議の場を通じて連携を図りながら支援体制の構築に向けて取り組みます。

●精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築イメージ（厚生労働省資料）



(2)在宅生活の支援

◆現状と課題◆

在宅での暮らしを支援するサービスは、障害福祉サービスを中心に、手当やその他のサービスを組み合わせて利用し、在宅生活での障がい者本人の生活の質（QOL）を高め、家族などの介護負担の軽減を図ることが、地域移行を進めていく上でも重要です。

●主な在宅生活支援サービス

対象				名称	概要	障害者総合支援法の概要
身	知	精	児			
○	○	○	○	ホームヘルプサービス（居宅介護）	家庭への訪問介護員の派遣、通院の付き添い等	自立支援給付
○	○	○	○	ショートステイ（短期入所）	障害者入所施設等への短期間の宿泊	自立支援給付
○			○	補装具費の支給	身体機能を補完するために体に装着する補装具の購入・修理費用の支給	自立支援給付
○	○		○	日常生活用具の給付	日常生活を支援する用具の支給	地域生活支援事業
○	○	○		障害年金	国民年金の障害基礎年金、厚生年金の障害厚生年金など、国の年金制度に基づく支給	
○	○	○	○	特別障害者手当等	所得保障として年金制度を補完する特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当（経過措置分）、特別児童扶養手当の支給	
○	○			在宅重度知的障害者・寝たきり身体障害者福祉手当	在宅重度知的障害者と寝たきりの身体障害者に手当を支給	
○	○		○	心身障害者(児)医療費助成	1～2級の身体障害者(児)と重度知的障害者(児)に医療費自己負担分を助成	
○	○	○	○	県心身障害者扶養年金	保護者が亡くなった後の障害者に年金を終身支給。加入し掛金を積み立てることが必要	
○	○	○	○	税制上の特別措置	所得税、住民税の障害者控除等	
○	○	○	○	利用料等の特別措置	公共交通運賃、公共施設入園料の割引等	
○	○			町福祉タクシー利用助成	重度の身体・知的障害者にタクシー初乗り料金分の利用券を年間最大 24 枚支給	

●町福祉タクシー利用助成事業の実施状況

	平成 27 年度	平成 28 年度
利用者数	15 人	19 人

◆施策内容◆

障害者総合支援法に基づき、自立支援給付の訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）や補装具費の支給の円滑な提供を図るとともに、地域生活支援事業における日常生活用具給付などの充実に努めます。

また、障害者総合支援法以外の事業・サービスについては、町主体の事業を利用者ニーズに基づき柔軟に運営していくとともに、手当支給など国・県の生活支援サービスの迅速・的確な提供を図ります。

(3)日中活動への支援の充実

◆現状と課題◆

日中活動の場への支援は、障がい者の自立と社会参加の場として利用されています。本町の障がい者が訓練・作業・交流などを行う日中活動の場として、「九十九里町福祉作業所」をはじめ、町内及び圏域内の日中活動系サービス事業所や地域生活支援センターが利用されています。日中活動の場については、特別支援学校卒業生や精神障がい者などの利用が増えており、今後一層の充実が求められます。

◆施策内容◆

利用者ニーズと施設運営主体の意向を把握しながら、訓練の場、創作活動の場など日中活動の場の拡充に向け、町内外の社会福祉法人やNPO法人等による通所型サービスの充実に努めます。

(4)居住の場の確保

◆現状と課題◆

障害福祉サービスにおける居住系サービスは、「施設入所支援」と「共同生活援助（グループホーム）」があり、地域生活支援事業で「福祉ホーム」の入所支援と、千葉県には県単独事業による「知的障害者生活ホーム」や「精神障害者ふれあいホーム」があります。グループホームは町内及び圏域内で増えてきており、利用者については、家賃の一部補助を実施しています。長期的な視点で地域の居住の場を検討していくことが課題といえます。

◆施策内容◆

施設入所支援、グループホームの利用者の状況把握と、生活の質の向上に向けて、自立支援協議会等で検討及び連携を図っていきます。

グループホームの確保については、自立支援協議会で継続して協議しながら、確保に向けた支援等を検討します。

グループホーム利用者の家賃の一部補助については、国の制度を基本に利用者の負担軽減を図るため、充実に努めます。

3. 障がい等で支援が必要な子どもの育成・教育

(1) 乳幼児期の適切な保健・療育の確保

◆現状と課題◆

乳幼児期における疾病や障がいの早期発見や早期訓練・療育は、機能の改善に効果があるだけでなく、子どもたちのコミュニケーションや社会性などの発達を促すためにも重要です。

◆施策内容◆

町では、妊娠期の両親や新生児、乳幼児への健康診査や乳児全戸訪問をはじめ、健康教育・相談など、切れ目ない支援を目指した母子保健事業の充実に努め、その拠点的機能を確保するため、子育て世代包括支援センターを設置します。

また、育ちの遅れや障がいなどで発達に不安がある子どもと家庭には、子育て相談をはじめ、個別やグループによる指導・支援、児童発達支援や相談サービスの利用を促進します。児童福祉法の改正により、障害児福祉サービスとして、障害児通所支援による療育と相談支援の機能の充実に努めるため、相談支援事業者、障害児相談支援事業者と連携して、障がいのある子どもの居宅サービス等の利用にあたって、障害児支援利用計画の作成を行います。

(2) 就学前保育・教育の推進

◆現状と課題◆

町内のこども園・保育所では、障がいにより支援が必要な子どもの受け入れ体制を確保して対応しており、障がいのある子もいない子も、共に地域で育つ環境づくりに努めています。

◆施策内容◆

今後も、保育教諭や保育士などの人員の充実や指導員の派遣、研修等による教育・保育内容の充実に努めていきます。また、障がい児の教育・保育について、こども園・保育所と、小学校、特別支援学校、役場の関連各課（教育委員会、社会福祉課）、県の関係機関（児童相談所、山武健康福祉センター等）の連携強化に努めます。

(3) 子育て支援・障がい児福祉サービスの推進

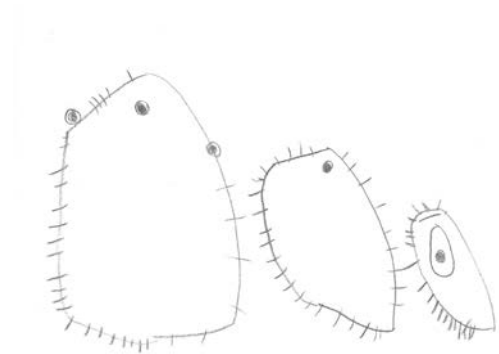
◆現状と課題◆

障がいのある子どもの成長段階、個々の状況をとらえ、切れ目ない支援が行えるように、障害児支援利用計画の作成とあわせて、情報共有による支援体制の充実や、放課後の過ごし方の支援など障がい児支援対策が課題となっています。

◆施策内容◆

発育・発達に関する不安のある児童とその子育て家庭に切れ目ない支援を行う体制づくりと子育ての不安の低減のため、母子保健事業や子育て支援サービスの利用を促進します。

発達の遅れや障がいなどで支援が必要な子どもについては、児童発達支援等の障害児福祉サービスの利用を促進します。



4. 保健・医療サービスの推進

(1) 地域医療・医学的リハビリテーションの充実促進

◆現状と課題◆

障がい者の医療・医学的リハビリテーションについては、妊娠・出産期の母子の障がいの防止・軽減に向けた周産期医療や子ども医療、様々な症状の障害児・者へのきめ細かい治療・リハビリテーション、交通事故等による中途障がいの軽減のための高度救急医療などを充実していくことが求められます。

また、「重度心身障害者（児）医療費助成制度」や、障害者総合支援法に基づく「自立支援医療（更生医療の給付、育成医療の給付、精神通院公費負担）」の適切な利用を図っていくことが求められます。

◆施策内容◆

障がいの予防医療の充実や、障がいのある人が安心して受けられる地域医療体制づくりに向け、医師会や県などと連携しながら、医療従事者への障がい者医療の知識・技術の普及に努めるとともに、医療機関の整備・充実や医師等の確保など、医療体制の高次・専門化を促進していきます。

リハビリテーションについては、医療機関や介護サービス事業所、県・町が連携しながら、脳血管疾患後遺症の機能回復訓練、身体障がい者・難病患者のリハビリテーション、精神保健のデイケアなどの充実を図ります。

また、障がいの軽減や身体機能の改善、医療にかかる経済的負担の軽減を図るため、「重度心身障害者（児）医療費助成」や「自立支援医療」の適切な利用を促進していきます。

(2) 心と体の健康づくりの推進

◆現状と課題◆

障がい者施策としての地域保健には、障がいの原因となる病気を予防すること、障がいを早期に発見して治療やリハビリテーションにつなげること、障がい者自身の健康づくりを支援することなどの役割があります。いずれも、様々な障がいや病気の特徴、状況に対応し、きめ細かな支援を行っていくことが重要です。

◆施策内容◆

各種健（検）診や健康教育・相談、家庭訪問など、保健事業の充実を図ります。特に、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）予防対策として生活習慣病の発症予防と重症化予防に取り組みます。あわせて、不安・ストレスなどのメンタルヘルス対策や自殺予防対策については、自殺対策計画を策定して重点的に取り組みます。これらの施策は町民全体を対象とするものですが、障がい者一人ひとりの健康の維持・増進につながる対応に努めます。

第2節 自立と社会参加を進める機会づくり

1. 教育の推進

(1)特別支援教育の推進

◆現状と課題◆

学習障がい（LD）、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症など、発達障がいを含め支援が必要な子どもたちの教育の一層の充実を図るため、特別支援教育の推進をしており、町立の小学校3校と中学校1校では、障がいや発達の遅れで支援が必要な児童・生徒の学びを支援するため、特別支援学級を設置しています。また、特別支援学校に通学している児童・生徒は平成30年2月現在で11人となっています。

支援が必要な子どもの実態を踏まえ、支援体制の確立と、地域で共に学び育つ教育のニーズへの対応が課題です。

◆施策内容◆

今後も、「特別支援教育コーディネーター」を中心に、児童・生徒一人ひとりの個性やニーズに応じた特別支援教育を推進していきます。そのために、支援が必要な子どもすべてに対して、教育指導面の「個別の指導計画」、進路指導と卒業後のフォローについての「個別移行支援計画」、福祉、医療などとの連携計画である「個別の教育支援計画」を三位一体で作成し、多面的な支援にあたります。

支援が必要な子どもの学習活動を支援するため、必要に応じて介助員の配置を促進していきます。

2. 雇用・就労の促進

(1)一般就労の促進

◆現状と課題◆

障がい者の一般雇用については、働く意欲や能力がありながら就労になかなか結びつかないことが多く、ハローワークや、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構「千葉障害者職業センター」などが主体となり、法定雇用率の設定をはじめとする雇用の底上げや、職親制度、トライアル雇用、ジョブコーチなどの制度の利用促進など職場適応への支援などが行われています。

障がい者の雇用促進に向けては、障害福祉サービスの就業移行支援事業等から一般就労につながるように、障害者就業・生活支援センターや福祉施設、自立支援協議会などと連携を図って取り組んでいくことが重要です。

障がい者雇用に対する事業所の理解は進んできていると思われませんが、社会経済状況の影響も受けやすい面があり、各種制度の活用を促進しながら、町内・近隣市町での障がい者雇用を一層強化していくことが求められます。

民間企業の障がい者の法定雇用率は平成30年度から2.2%であり、職場環境や職種など働き方などにも配慮しながら雇用拡大について検討していく必要があります。

◆施策内容◆

今後は、県やハローワークなどと連携し、「障害者雇用支援月間（毎年9月）」を中心に、障がい者雇用に関わる制度・施策の周知徹底を図るとともに、各種雇用促進制度を活用して、事業者には雇用や就業移行支援への積極的な協力を要請していきます。また、障がい者が就業している事業所に対しては、従業員の意識の啓発や、働きやすい施設・設備など、受け入れ体制の向上を働きかけます。

さらに、圏域内の障害者就業・生活支援センター等関係機関と連携して、就業支援のための基盤の強化を促進していきます。

町商工会や社団法人千葉県雇用開発協会などと連携しながら、相談や情報提供などを通じて、自営業や在宅就労の支援、起業の促進を図ります。

(2) 市内雇用の促進

◆現状と課題◆

役場をはじめとする公的機関は、障がい者の雇用について、先導的役割が求められており、地方公共団体の障害者法定雇用率は、平成30年度より常用労働者の2.5%以上（重度身体障害者、重度知的障害者の場合は、週20時間以上30時間未満の勤務者を1人、週30時間以上の勤務者を2人としてカウント）となります。

◆施策内容◆

今後も、行政自身の法定雇用率の遵守に努めるとともに、障がい者が働きやすいよう、職員意識の啓発や、施設・設備等の環境整備を図ります。

(3) 福祉的就労の促進

◆現状と課題◆

障害福祉サービスの就労移行支援や就労継続支援の利用者は増加しており、利用者が意欲的に活動し、提供側も安定したサービス提供ができるように、サービス事業者の努力だけでなく、新たな仕事、製品づくりについて、行政や地域が協力していくことが求められます。

◆施策内容◆

町内・近隣の各施設において、障がい者本人の心身の状況や希望に沿った福祉的就労が今後も実施され、障がい者の自立と社会参画につながっていくよう、合理的配慮について啓発し、支援に努めていきます。

「障がい者施設からの物品等の調達に関する方針」を定めており、町民・企業・行政が、障がい者に適した業務を発注し、授産品を活用することを積極的に促進します。

また、就業継続支援を実施する事業者、特別支援学校、ハローワーク、圏域の障害者就業・生活支援センターなどと連携しながら、新卒者や一般就労に自信をなくしている方、高齢障がい者などの受け入れを促進していきます。

3. 多様な活動への参加促進

(1)スポーツ・レクリエーション活動等の参加促進

◆現状と課題◆

障がい者が地域の生涯学習活動に参加することは、生活の質（QOL）の向上や自己実現だけでなく、町民同士の交流にもつながりますが、開催情報の周知不足など、参加しにくい面があります。

本町では、障がいのある人もない人も広く参加できるように促進していく必要があります。

◆施策内容◆

地域における多様な活動への参加を促進するため、講座内容や参加しやすくするための支援に努めます。

障がい者団体によるスポーツ・レクリエーションイベントやサークル活動の促進、県の障がい者スポーツ大会などへの参加を促進します。

(2)障害者団体の活動支援

◆現状と課題◆

町内・山武郡市で活動する障がい者の当事者や家族の団体として、「九十九里町身体障害者福祉会」や、「九十九里町手をつなぐ親の会」、「山武郡市精神障害者家族会」、「山武郡市聴覚障害者協会」などがあります。

こうした団体の活動は、当事者や家族の悩みの解消、情報交換、交流などのためだけでなく、町民の福祉意識を啓発したり、福祉制度・サービスの改善を要望し、実現につなげたりといった役割もあります。近年は、このような団体がサービス提供主体となるケースも増えています。

◆施策内容◆

障がい者団体への加入を促進するとともに、団体の自主的な活動を支援していきます。また、身体障がい、知的障がい、精神障がいそれぞれに分化している各団体の相互交流を促進していきます。

(3)まちづくり活動への参画の促進

◆現状と課題◆

「ノーマライゼーション」の実現のためには、障がい者一人ひとりが自身の経験や能力を生かしてまちづくりに参画し、障がいのある人とない人が協働でまちづくりを進めていく必要があります。

◆施策内容◆

今後、町で実施している各種施策・事業などについて、障害者団体や様々な方法で意見聴取に努めるとともに、町の取り組み状況をきめ細かく情報提供できるように努めます。

また、障がい者自身が他の障がい者を支援する「ピアサポート」活動など、障がい者が経験や能力を生かして行う地域貢献活動を促進します。



第3節 安心できて人にやさしいまちづくり

1. 人にやさしいまちづくり

(1)障がい者にやさしい公共空間の整備

◆現状と課題◆

道路や公園、公共建築物の段差解消、障がい者用トイレ、障がい者用駐車場、エレベーター、手すりの設置など、バリアフリーに配慮した取り組みが進められてきました。高齢者や身体障がい者への対応に偏重することなく、知的障がい者、精神障がい者、外国人、子ども、子ども連れなど、すべての利用者に配慮するユニバーサルデザインの考え方をさらに取り入れて進めていくことが必要です。

本町の近年整備した施設はバリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した整備となっています。町への来訪者の利用も含め、障がい者が安心して外出し、憩い、ふれあうことができる公共空間づくりを一層進めていくことが求められています。

◆施策内容◆

今後も、道路や公園、公共建築物などについて、必要に応じてバリアフリー化に配慮した改修・整備に努めます。

(2)暮らしやすい住宅づくりの促進

◆現状と課題◆

暮らしやすい住宅は、在宅の障がい者にとって地域で安心して暮らしていくために最も大切なものです。今後も、障がい者が生活する住宅をより安全で快適な場所に改善していくことが求められます。

◆施策内容◆

住宅改修費の助成について周知し、利用を促進します。

(3)外出手段の確保

◆現状と課題◆

バス、タクシー、JRなど、公共交通機関は、障がい者の日常生活のための重要な交通手段であり、設備面や運行面での一層の障がい者への配慮が求められます。

一方、障がい者の外出支援策については、町社協によるリフト付自動車「ゆうあい号」の貸出しや、地域生活支援事業の移動支援事業で通勤等を除く社会参加のための移動支援が利用されています。さらに、「福祉タクシー利用助成」や「自動車運転免許取得費の助成」「自動車改造費の補助」を行うとともに、「鉄道・バス・タクシーの運賃、有料道路通行料金」の割引制度などがあります。

◆施策内容◆

公共交通機関については、庁内各課及び関係機関とともに、路線の確保・充実や利便性の向上、バリアフリー化、安全対策の充実などに努めていきます。また、交通安全対策の推進に努めます。

外出支援策については、障がい者の状況や外出目的などに応じて、地域生活支援事業の「移動支援」などの事業を推進していきます。福祉タクシー利用助成事業を継続して実施します。

今後も障がい者の社会参加を促進するため、サービスの周知と利用促進に努めます。

(4)生活安全対策の推進

◆現状と課題◆

災害時の支援体制などの確保を図っていますが、アンケート調査からも不安が大きいことがうかがえ、初期活動には日頃からの地域での見守り活動が不可欠といえます。

また、近年社会経済活動の活発化や変化が大きく、交通事故や消費生活などの安全面での不安が増大しており、地域ぐるみで防犯・安全対策を強化していくことが求められます。

◆施策内容◆

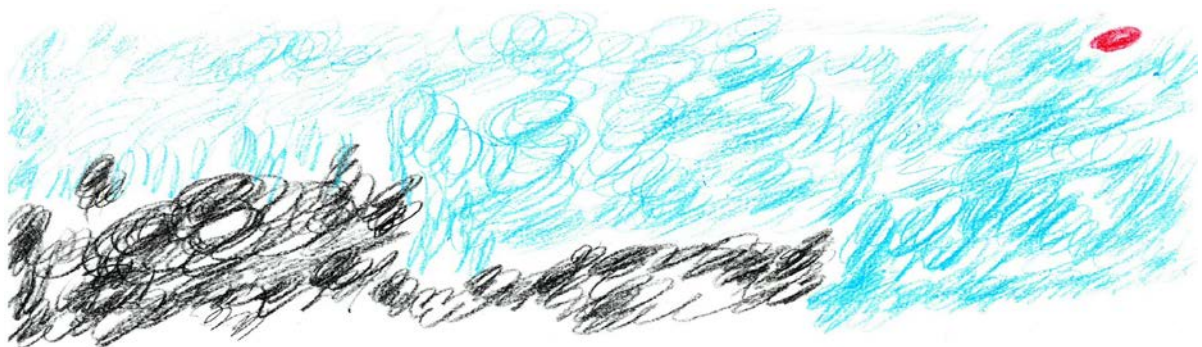
「九十九里町安全で安心なまちづくりの推進に関する条例」（平成18年7月施行）に基づき、町民が地域で安心して暮らせるよう、地域ぐるみで安心・安全のネットワークづくりを推進します。

防災については、九十九里町地域防災計画に基づいて、障がい者や高齢者に配慮した防災対策の推進を進めます。避難生活が長期化する際の、高齢者、障がい者等の災害時要援護者に対応するため、町内及び圏域内の障害者支援施設との協定を締結して福祉避難所を確保しており、今後も拡充に努めます。

山武郡市の地震、津波、水害、火災等による大規模災害に対応するため相互応援に関する協定により応援体制が確保されており、適切な運用に努めます。

また、消防署や消防団、自主防災組織などが連携しながら、緊急時の情報伝達や避難誘導、救助体制の充実を図ります。特に、ひとり暮らしの障がい者、障がい者と高齢者の世帯などの災害時要援護者については、地域住民や関係機関との情報伝達手段の確保に努めます。

防犯については、防犯知識の周知徹底や悪質商法等の消費者被害防止に向けた情報提供に努めるとともに、地域における防犯活動を促進し、障がい者の各種犯罪被害の発生の防止に努めます。



2. わかり合い支え合う地域づくりの推進

(1)啓発・広報の推進

◆現状と課題◆

千葉県では、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（障害者差別禁止条例）」を全国で初めて成立させ、平成 19 年 7 月から施行しています。その後、国が差別撤廃条約を批准し、平成 25 年に障害者差別解消法が施行されました。また、千葉県では、聴覚に障害のある方の意思疎通のために使われる、手話等（手話、筆談等）を普及するための「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例」が平成 28 年から施行されました。

このように法的整備が進められるなか、障がい者や障がい者福祉についての関心や理解は高まっていると思われませんが、継続した取り組みが必要であり、日常的な交流・ふれあいを一層拡大していくことが求められます。

◆施策内容◆

障害者差別解消法をはじめとする障がいに関する情報の周知を、広報等を通じて継続的に行います。また、山武圏域自立支援協議会と連携して理解促進のための研修会や啓発活動を実施していきます。

障がい者や障がい者福祉のことを町民がより深く理解するため、障がいのある人とない人の障がい者を対象にした行事・イベント・学習会等に多くの町民の参加を促進します。また、障がい者団体やボランティア団体に対して事業の実施を働きかけます。

(2)福祉教育の推進

◆現状と課題◆

町内のこども園・保育所、小中学校・高校の学校生活のなかで、福祉の体験学習やボランティア活動などを行っています。

また、生涯学習のあらゆる機会を通じて、町民一人ひとりの福祉教育を推進していくことが求められます。

◆施策内容◆

学校やこども園・保育所での福祉教育については、各学校の教育計画に基づき、福祉の体験学習やボランティア活動を取り入れながら推進するとともに、地域の福祉施設や社会福祉協議会の協力を得ながら推進します。

各種講座や学習会の開催など、町民を対象とする各種福祉教育を推進し、町民の福祉への意識の高揚を図ります。

(3)地域福祉の推進

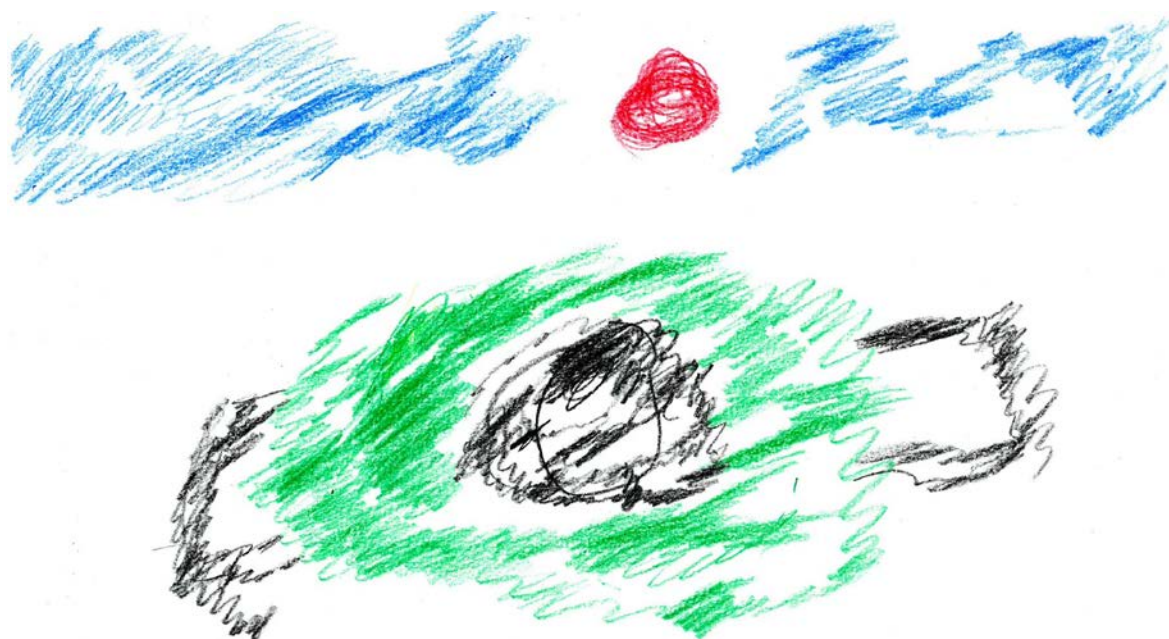
◆現状と課題◆

障がい者が地域で安心して暮らせるためには、地域住民が日頃から障がい者を支えていくことが重要です。本町では、隣近所の町民同士、また、自治会、婦人会などの地域団体、社会福祉協議会、民生委員・児童委員・主任児童委員、身体・知的障害者相談員などが、日頃から支えが必要な方への地域見守り活動を展開しています。さらには、手話や九九里友遊おもちゃ図書館の運営など、障がい者福祉に関わるボランティア活動も行われています。今後は、このような担い手やNPO法人などと協働して、障がい者を支える地域の輪を拡大していくことが求められます。

◆施策内容◆

今後も、社会福祉協議会が中心となり、ボランティア連絡協議会の活動などを通じて、既存の地域福祉活動の一層の活性化・ネットワーク化を図るとともに、ボランティア育成講座などを通じて、これまで活動に参加したことのない町民のボランティアへの参画を促進していきます。

共生社会の取り組みに向けて、権利擁護や共生型サービスの導入について具体的な方策を示し、推進していきます。



第3章 第5期障がい福祉計画

第1節 障がい福祉計画の基本理念

障がい福祉計画では、以下の基本理念の下に推進していきます。

基本理念1 自己選択・自己決定ができる環境づくり

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とします。

基本理念2 一元的な障がい福祉サービスの実施

身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病等の障がい者等が地域で必要な障害福祉サービスを利用できるように、社会福祉法人、医療法人、NPO法人、企業・組合など、地域の福祉資源を最大限に活用しながらサービス提供体制の確保に努めます。

基本理念3 地域生活への移行・継続支援に対応したサービス提供体制の整備

地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、柔軟なサービスの提供等に取り組みます。

基本理念4 地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域のあらゆる町民が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域づくりに取り組むためのきっかけづくりと、各種福祉施策との連携や共生型サービスなど柔軟なサービスの確保等を目指します。

第2節 障害福祉サービスの利用状況

1. 障害支援区分認定者

障害支援区分認定者数は、平成26年度から平成27年度にかけて合計で10人増え79人となりましたが、平成28年度は80人と前年度と比べてほぼ横ばいです。区分1、区分4、区分6がいずれも前年度より増えています。

●障害支援区分の状況（各年度末現在）

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
平成26年度	4人	16人	17人	9人	10人	13人	69人
平成27年度	5人	18人	14人	16人	10人	16人	79人
平成28年度	6人	15人	13人	18人	8人	20人	80人

(社会福祉課)

2. 障害福祉サービス利用者

障害福祉サービス利用者数は、平成26年度の96人から平成27年度は8人増えて100人を超えましたが、平成28年度は微減し98人です。

●障害福祉サービス実利用者（各年度末現在）

	利用者
平成26年度	96人
平成27年度	104人
平成28年度	98人

(社会福祉課)

3. 地域生活支援事業

地域生活支援事業の利用状況(平成28年度支給決定分)は、日中一時支援事業が11人と最も多く、移動支援事業は6人、手話通訳者・要約筆記者派遣事業は2人となっています。

●地域生活支援事業利用状況（平成28年度支給決定分）

	利用者
移動支援事業	6人
日中一時支援事業	11人
自動車改造費助成事業	0人
自動車運転免許取得費助成事業	0人
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	2人

※相談支援事業を除く（社会福祉課）

第3節 障がい福祉の計画の成果目標の設定

国の基本指針に基づき、地域生活移行と就労支援については、平成32年度を目標にし、成果目標を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活移行

本町では、入所者数の削減目標を1人、入所から地域生活に移行した人数の目標を2人と設定します。

国：施設入所者の地域生活への移行【継続】	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行者数：平成28年度末施設入所者の9%以上 ・施設入所者数：平成28年度末の2%以上削減
----------------------	---

● 「福祉施設入所者の地域生活移行」の成果目標

項目	数値	備考
平成29年3月31日時点の施設入所者数	18人	平成28年度末の全施設入所者数
【目標値】地域生活移行者数	2	施設入所からグループホーム等へ地域移行する者の数
	16	(割合については、地域生活移行者数を全入所者で除した値)
【目標値】削減見込	-1	平成32年度末段階での削減見込数
	17	(割合については、削減見込数を全入所者で除した値)

(2) 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場として、都道府県、市町村、精神科病院の医師、相談支援事業所、福祉サービス事業者、ピアサポーター等で構成する精神障害者地域移行・地域定着推進協議会を設置することとしています。

国：精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築【見直し】	<ul style="list-style-type: none"> ・保健・医療・福祉関係者による協議の場(各圏域、各市町村)の設置 ・精神病床の1年以上入院患者数：14.6万～15.7万人に ・退院率：入院後3か月 69%、入院後6か月 84%、入院後1年 90%
---------------------------------	---

● 「福祉施設入所者の地域生活移行」の成果目標

項目	数値	備考
平成29年3月31日時点の協議の場の設置数	0箇所	平成28年度末の設置箇所数
【目標値】設置数	1箇所	平成32年度末までの設置箇所数

(3) 就労移行支援事業の就労移行率

国は、平成 29 年度末における就労移行支援事業所のうち就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目標に掲げています。

本町では、事業所に周知し、障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所と協力し、ジョブコーチ制度を活用しながら一般企業への障がい者の就労促進及び受け入れを推進します。

国:福祉施設から一般就労への移行等【拡充】	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労への移行者数：平成28年度の1.5倍 ・就労移行支援事業利用者：平成28年度の2割増 ・移行率3割以上の就労移行支援事業所：5割以上 ・就労定着支援1年後の就労定着率：80%以上【新】
-----------------------	--

●福祉施設から一般就労への移行等の成果目標

項 目	数 値	備 考
平成 28 年度の年間一般就労移行者数	0人	平成 28 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の年間一般就労移行者数	1人	平成 32 年度において、福祉施設を退所し、一般就労する者の数
		(倍率)
平成 28 年度末の就労移行支援事業利用者数	4人	平成 28 年度末において就労移行支援事業を利用した者の数
【目標値】目標年度の就労移行支援事業利用者数	5人	平成 32 年度末において、就労移行支援事業を利用する者の数
		(割合については、平成 32 年度末の利用者増加数を平成 28 年度末の利用者数で除した値)
平成 28 年度末の就労移行率が3割以上の事業所数	0箇所	就労移行支援事業所のうち、平成28年度末の就業移行率が3割以上の事業所の数
平成 32 年度末の就労移行支援事業所数(見込)	0箇所	平成 32 年度末の就労移行支援事業所数の見込み
【目標値】目標年度に就労定着支援事業による支援開始 1 年後の職場定着率(平成 31 年度)	80%	

(4) 地域生活支援拠点の整備

地域生活支援拠点等については、山武圏域の各市町との協議を踏まえ、平成32年度末までに整備を検討していきます。

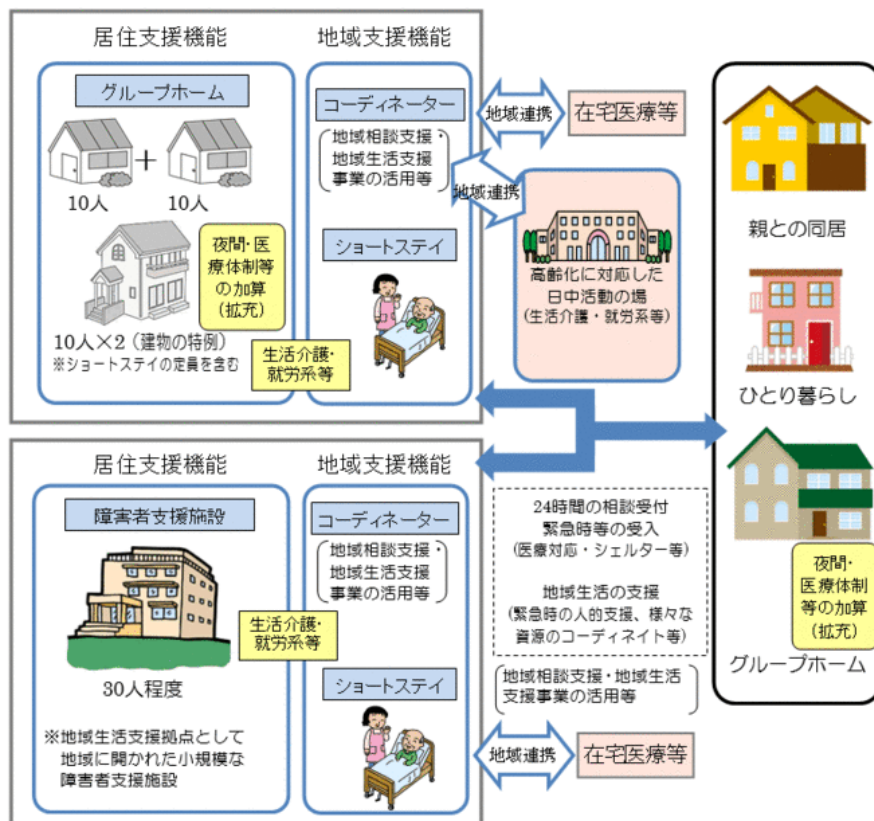
国：地域生活支援拠点等の整備【継続】	・平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする
--------------------	---

●地域生活拠点の成果目標

項目	数値	備考
平成29年3月31日時点の整備数	0箇所	平成28年度末の整備箇所数
【目標値】整備数	1箇所	平成32年度末までの整備箇所数

(参考)

地域生活支援拠点等の整備については、障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、地域における居住支援に求められる機能として5つの機能（①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門性、⑤地域の体制づくり）があげられています。



(厚生労働省資料)

第4節 サービス事業の見込みと推進方策

障害者総合支援法に基づき、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」を実施します。

●障害福祉サービスの全体像

自立支援給付	介護給付	訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプ） 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障がい者等包括支援
		日中活動系サービス	生活介護 療養介護 短期入所（ショートステイ）
		居住系サービス	施設入所支援
	訓練等給付	日中活動系サービス	自立訓練（機能訓練・生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援（A型・B型） 就労定着支援【新規】
		居住系サービス	自立生活援助【新規】 共同生活援助（グループホーム） 宿泊型自立訓練 地域相談支援
	相談支援	地域相談支援給付	地域移行支援 地域定着支援
		計画相談支援給付	計画相談支援（サービス利用支援、継続サービス利用支援）
	自立支援医療		育成医療、更生医療、精神通院医療
	補装具		車いす、義手、義足、補聴器など
	地域生活支援事業	必須事業	相談支援事業
意思疎通支援事業			手話通訳者派遣事業 要約筆記者派遣事業 手話通訳者設置事業 手話奉仕員養成研修事業
日常生活用具給付等事業			介護・訓練支援用具 自立生活支援用具 在宅療養等支援用具 情報・意思疎通支援用具 排泄管理支援用具 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）
移動支援事業			
地域活動支援センター機能強化事業		基礎事業 機能強化事業	
任意事業			日中一時支援事業 訪問入浴事業 その他の事業

(1)訪問系サービス

平成 29 年度は利用者数がやや多くなっており、本計画期間は利用者の微増を見込みます。訪問系サービスの担い手の確保に向けて、県などと連携しながら、既存の事業所のホームヘルパーの確保と質の向上や、新規事業参入を促進していきます。

●サービス内容

名称	対象者	内容
居宅介護	障害支援区分1以上の方	自宅での入浴・排せつ・食事等の身体介護や、洗濯・掃除等の家事援助、通院等の移動介護などを行うサービス
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方(障害支援区分4以上)	自宅での入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行うサービス
同行援護	視覚障害によって行動上著しい困難があり、外出時に介護を必要とする方	外出時の移動介護を行うサービス
行動援護	知的障害や精神障害によって行動上著しい困難があり、常に介護を必要とする方(障害支援区分3以上)	行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動介護などを行うサービス
重度障がい者等包括支援	「常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い方(障害支援区分6)」のうち、次の方が対象となる。 ①四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態の障害者で、かつALS患者など、呼吸管理を行っている身体障害者または最重度の知的障害者 ②強度行動障害のある重度・最重度の知的障害者	心身の状態や介護者の状況、居住の状況等を踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障害福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等)を包括的に提供するサービス

●サービス実績・見込み

居宅介護	第4期実績			第5期見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者(実人/月)	17.8	17.3	21	24	25	26
利用時間(総時間/月)	371.1	277	329	355	360	365

同行援護	第4期実績			第5期見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者(実人/月)	0	1.6	1	20	23	24
利用時間(総時間/月)	0	5.4	4	7	7	7

行動援護	第4期実績			第5期見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者 (実人/月)	0	0	0	0	1	1
利用時間 (総時間/月)	0	0	0	0	0	8

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護・療養介護

利用者数は同水準で推移していることから、現状程度の利用者数を見込みます。

施設利用者のニーズや施設事業所の意向を尊重しつつ、県と連携しながら当該サービスの実施を促進していきます。

●サービス内容

名称	対象者	内容
生活介護	常に介護を必要とする障害者のうち、 ①49歳以下の場合、障害支援区分3以上 (施設入所は区分4以上) ②50歳以上の場合、障害支援区分2以上 (施設入所は区分3以上)	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供する
療養介護	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする人で、 ①ALS患者など、呼吸管理を行っており、障害支援区分6の方 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障害者で、障害支援区分5以上の方 障害児支援施設に入所する障害者	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行う

●サービス実績・見込み

生活介護	第4期実績			第5期見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者 (実人/月)	34	35	35	34	35	37
利用日数 (延人日/月)	632	642	650	655	675	715

療養介護	第4期実績			第5期見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者 (実人/月)	3	3	3	3	3	3

② 短期入所

利用者数は平成 28 年度から増加しており、第 5 期計画期間も同水準の利用を見込みます。

サービス提供事業所の提供体制の確保を促進するとともに、障害者支援施設などとの調整に努め、提供体制の充実を促進し、家族の病気など一時的な利用希望に対応できるように努めます。

●サービス内容

名称	内容
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行う

●サービス実績・見込み

福祉型	第4期実績			第5期見込み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者 (実人/月)	5.3	7.2	15	13	14	15
利用日数 (延人日/月)	47	74.2	427.7	116	120	125

医療型	第4期実績			第5期見込み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者 (実人/月)	0	0	1	2	2	2
利用日数 (延人日/月)	0	0	2	3	3	3



③ 自立訓練

機能訓練と生活訓練の利用者は増加傾向であり、今後も微増を見込みます。

施設利用者のニーズや施設事業所の意向を尊重しつつ、県と連携しながら当該サービスの実施を促進していきます。

●サービス内容

名称	対象者	内容	利用期間
自立訓練 (機能訓練)	①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な方 ②特別支援学校を卒業し、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な方	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行う	24か月以内 (最大1年間の更新が可能)
自立訓練 (生活訓練)	①入所施設や医療機関を退所・退院した方で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方 ②特別支援学校卒業生や継続した通院により症状が安定している方などで、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行う	24か月以内 (最大1年間の更新が可能)

●サービス実績・見込み

自立訓練 (機能訓練)	第4期実績			第5期見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者 (実人/月)	3.0	0.5	0	1	1	1
利用日数 (延人日/月)	34.0	6.5	0	13	13	13

自立訓練 (生活訓練)	第4期実績			第5期見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者 (実人/月)	7.2	6.9	8	8	8	9
利用日数 (延人日/月)	46.7	45.1	55.5	51	51	56

④ 就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援

平成23年度以降、就労移行支援事業者、就労継続支援(A型)事業者が、町内及び圏域内で増えて提供体制が拡充されており、利用者のニーズを把握しながら当該サービスの実施を促進していきます。また、平成30年度から始まる就労定着支援については、圏域を中心に連絡・調整を図りながら利用を促進します。

●サービス内容

名称	主な対象者	内容
就労移行支援	一般就労等(企業等への就労、在宅での就労・起業)を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の方	事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行う(利用期間 24 か月以内、1年間の更新が可能)
就労継続支援 (A型＝雇用型)	①就労移行支援を利用したものの企業等の雇用に結びつかなかった方 ②盲・ろう・特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった方 ③就労経験のある方で、現在雇用関係がない方	①通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供 ②一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行う
就労継続支援 (B型＝非雇用型)	①企業等や就労継続支援(A型)での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった方 ②就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった方 ③50歳に達している方 ④試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援や就労継続支援A型の利用が困難と判断された方	①通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない) ②一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行う
就労定着支援	一般就労した障がい者	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間行う

●サービス実績・見込み

就労移行支援	第4期実績			第5期見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者 (実人/月)	5.6	2.5	4	4	5	5
利用日数 (延人日/月)	93.2	28.5	63.8	71	73	75

就労継続 A	第4期実績			第5期見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者 (実人/月)	0.6	1.6	3	3	4	5
利用日数 (延人日/月)	10.7	33.3	51.2	45	50	55

就労継続 B	第4期実績			第5期見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者 (実人/月)	19.2	21.8	25	23	25	25
利用日数 (延人日/月)	296.5	371.2	427.7	421	457	457

就労定着支援	第4期実績			第5期見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者 (実人/月)	—	—	—	1	2	2

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

平成30年度から始まる自立生活援助については、町内及び圏域内のグループホームの利用者の状況を把握しながら利用に向けた連携・調整を図ります。

●サービス内容

名称	対象者	内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する方	一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適切な支援を行う。

●サービス実績・見込み

自立生活援助	第4期実績			第5期見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者 (実人/月)	—	—	—	0	0	0

② 施設入所支援

利用者数は18人程度で変化はみられません。利用者の状況を把握し、意向を踏まえて、施設からの地域移行を促進していきます。

●サービス内容

名称	対象者	内容
施設入所支援	①生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の方(50歳以上の場合は区分3以上) ②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な方	生活能力上、単身の生活が困難な人や地域の社会資源の状況から通所が困難な人、施設に入所している人に夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う

●サービス実績・見込み

施設入所支援	第4期実績			第5期見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者 (実人/月)	18.8	17.7	18	18	17	17

③ 共同生活援助

「共同生活援助（グループホーム）」の他、障害者総合支援法の適用外ですが、同様の施設として千葉県単独事業による「知的障害者生活ホーム」や「精神障害者ふれあいホーム」があります。

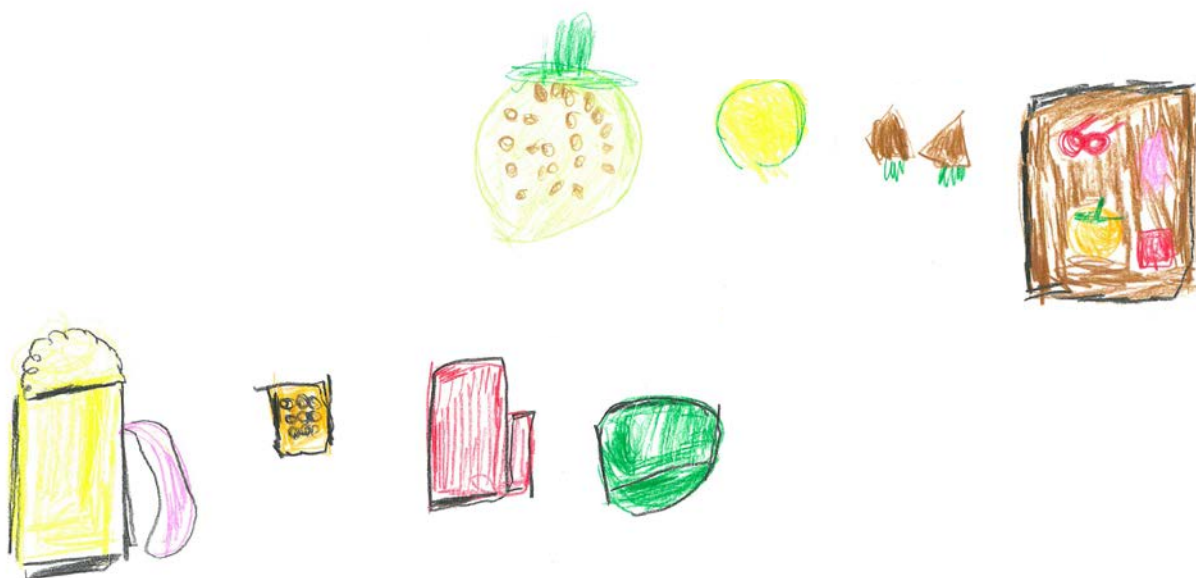
利用者は継続して微増しており、グループホーム等の暮らしの場の確保を図っていく必要があります。親亡き後の暮らしの場やライフステージにあったサービス利用という点から、提供体制の充実を図ります。

●サービス内容

名称	主な対象者	内容
共同生活援助 (グループホーム)	介護は必要とせず、「就労、または就労継続支援等の日中活動の場を利用している知的障害・精神障害のある方」で、「地域で自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な方」	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつまたは食事等の介助、家事等の日常生活上の支援や相談支援、就労先その他関係機関との連絡・調整などを行う

●サービス実績・見込み

共同生活援助	第4期実績			第5期見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者 (実人/月)	10.3	11.8	13	12	14	14



(4)相談支援

計画相談支援の利用者は増加傾向であり、今後はサービス内容の動向等を把握しながら、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援への適切な対応に努めていくことが必要です。

計画相談支援については、障害福祉サービス利用者全員にサービス利用計画を作成することを目標とし、適切なケアマネジメントがなされるように、相談支援事業者等と連携して取り組みます。新規申請者や地域移行者から優先してサービス利用計画を作成し、段階的に計画相談支援の体制を拡充していきます。地域移行支援と地域定着支援については、相談支援事業者との連携をさらに強化し、地域での自立した暮らしの支援に努めます。また、相談支援の拠点となる基幹相談支援センターを設置し、相談支援機能の強化を図ります。

●サービス内容

名称	対象者	主な内容	提供場所
指定相談支援 (自立支援給付サービス)	障害福祉サービス利用者	①重度障害者等包括支援の対象者にあてはまる相談 ②サービスの利用に向けた連絡・調整、利用計画(プログラム)の作成	各特定相談支援事業所、児童特定相談支援事業所
地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院に入所または入院している障害者	住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う	
地域定着支援	居宅において単身で生活している障害者等	常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う	

●サービス実績・見込み

計画相談支援	第4期実績			第5期見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者 (実人/月)	20	18	22	23	25	28

地域移行支援	第4期実績			第5期見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者 (実人/月)	0	0	1	1	1	1

地域定着支援	第4期実績			第5期見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者 (実人/月)	5	4	4	4	4	4

(5) 地域生活支援事業

① 相談支援

利用者側にすると、サービス内容や範囲がわからないという状況がみられたり、相談窓口を利用する人・しない人で違いがあると思われます。また、サービス事業者等からは、土・日曜日や時間外の相談体制などについての意見もみられ、相談支援体制の充実・強化が重要な課題となっています。

あわせて、地域の障害福祉に関する中核的な役割を担う自立支援協議会については圏域で共同設置しており、自立支援協議会を中心としたネットワークを生かして地域生活への移行、就労移行を支援する対策を推進していくことが重要です。

相談支援体制について継続的に協議し、利用者とサービス事業者が安心でき、迅速・的確な相談対応ができる体制づくりを促進します。

●サービス内容

名称	対象者	主な内容	提供場所
相談支援事業 (地域生活支援事業)	サービスを利用するすべての障がい者	①福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等) ②ピアカウンセリング ③権利の擁護のための援助	相談支援事業所
指定相談支援 (自立支援給付)	①障害福祉サービスを利用する方 ②入所施設や医療機関から地域へ移行するため、一定期間集中的な支援を必要とする方 ③ひとり暮らしで、知的障害や精神障害があったり、極めて重い身体障害のため、自ら福祉サービスの利用に関する連絡・調整ができない方	①計画相談支援 ②地域移行支援 ③地域定着支援	各指定相談支援事業所
【参考】 役場社会福祉課の通常業務としての相談	サービスを利用するすべての障がい者	障害者支援サービス全体にわたる日常相談(財源は自主財源や普通交付税)	役場社会福祉課
【参考】 中核地域生活支援センターでの相談	障害者に限らず、高齢者、児童などのサービスの利用が必要な方	障害者、高齢者、児童などのサービス全体にわたる日常相談	中核地域生活支援センター

●サービス実績・見込み

	第4期実績			第5期見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害者相談支援事業(箇所)	1	1	1	1	1	1
自立支援協議会	有	有	有	有	有	有
相談支援機能強化事業	有	有	有	有	有	有

② 成年後見制度利用支援事業

障がい等で判断能力の低下した方を保護するため、一定の本人の行為能力を制限するとともに本人のために法律行為を行い、または本人による法律行為を助ける者を選任する制度であり、親族等がない場合には町長が代わりに申し立て等を行うこととなっています。法改正により必須事業となり、障がい者と家族の高齢化などにより、重要度が高くなるものと考えられます。相談等適切な対応に努めていくことが重要です。

●サービス実績・見込み

	第4期実績			第5期見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度利用支援事業	1	1	1	2	2	2

③ 意思疎通支援事業

手話通訳者派遣事業は「社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会」に委託し、要約筆記者派遣事業は県により実施しており、年間数人が利用しています。

当サービスの周知に努め、より多くの障がい者が利用できるように、県の養成講座等を活用して、手話通訳者等の育成・確保を促進します。

●サービス実績・見込み

手話通訳者・要約筆記者派遣事業	第4期実績			第5期見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
(実人/年)	2	2	2	3	3	3

④ 日常生活用具給付事業

重度障がい者に自立生活支援用具等を給付する日常生活用具給付等事業を地域生活支援事業のなかで実施しています。排泄管理支援用具(ストマ)等の利用は、増加傾向となっています。障がい者一人ひとりの状況に応じた支給に努めるとともに、需要動向をみながら、適正な利用を促進します。

●サービス内容

名称	内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの、身体介護を支援する用具や障がい児が訓練に用いる椅子
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、障がい者の入浴、食事、移動などを支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引機や盲人用体温計など、在宅療養等を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具
排泄管理支援用具(ストマ)	ストマ用装具など、排泄管理を支援する衛生用品
居宅生活動作補助用具	小規模な住宅改修を行う際の費用の一部助成

●サービス実績・見込み

介護・訓練支援用具	第4期実績			第5期見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者(実人/年)	1	0	1	1	1	1

自立生活支援用具	第4期実績			第5期見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者(実人/年)	1	2	1	2	2	1

在宅療養等支援用具	第4期実績			第5期見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者(実人/年)	3	1	1	2	1	3

情報・意思疎通支援用具	第4期実績			第5期見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者(実人/年)	5	2	1	3	2	4

排泄管理支援用具(ストマ)	第4期実績			第5期見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者(実人/年)	43	45	49	52	54	57

居宅生活動作補助用具	第4期実績			第5期見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者(実人/年)	1	0	0	1	1	1

⑤ 移動支援事業

移動支援事業は、訪問系サービスの移動介護の対象とならないケースについて、屋外への移動が困難な障がい者等の社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加活動などでの外出を支援するものです。本町では個別支援型を実施しています。利用者数は第4期計画期間と同程度を見込みます。

●サービス内容

名称	内容
個別支援型	個別的支援が必要な場合のマンツーマンでの支援
グループ支援型	複数の障がい者への同時支援 屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際の支援
車両移送型	福祉バス等車両の巡回による送迎 公共施設、駅、福祉センター等障がい者の利便を考慮した経路を定めて運行する他、各種行事の参加のため、必要に応じて随時運行

●サービス実績・見込み

	第4期実績			第5期見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者 (実人/月)	2	6	2	2	3	3
利用時間 (総時間/月)	364	470	300	380	390	390

⑥ 地域活動支援センター事業・同機能強化事業

圏域内では地域活動支援センターⅠ型が1箇所、町内にはⅢ型が1箇所あります。

日中活動の場としての利用を促進します。利用者や利用を中断している方などが気軽に相談できる場となるように支援します。

●サービス内容

区分	事業内容等	職員配置	利用定員
基礎的な事業	創作的活動、生産活動、社会との交流の促進	2名以上 (うち1名は専従)	特になし
機能強化事業	Ⅰ型 専門職員を配置し、医療・福祉関係機関や地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域におけるボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及・啓発などを行う	基礎的な事業の職員の他に1名以上を配置し、うち2名以上が常勤	1日当たりの実利用人員概ね20名以上
	Ⅱ型 在宅の障害のある人のうち、地域での就労が困難な人が通所し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを受ける	基礎的な事業の職員の他に1名以上を配置し、うち1名以上が常勤	1日当たりの実利用人数概ね15名以上
	Ⅲ型 これまでの小規模作業所を想定した上乗せ的な機能強化。小規模作業所としての運営実績が5年以上であることが要件	基礎的な事業の職員のうち1名以上が常勤	1日当たりの実利用人員概ね10名以上

●サービス実績・見込み

I 型	第4期実績			第5期見込み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者 (実人/箇所)	10	10	11	12	12	12

Ⅲ型	第4期実績			第5期見込み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者 (実人/箇所)	8	9	9	9	9	9

⑦ 任意事業

任意事業として、日中一時支援事業と訪問入浴サービス、知的障害者職親委託制度を実施しています。

計画期間は現状程度の利用を見込み、事業の周知と利用促進に努めます。

●サービス実績・見込み

日中一時支援 事業	第4期実績			第5期見込み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者 (実人/月)	9	11	16	18	20	21
利用回数 (回/月)	29	34	57	65	80	90

訪問入浴サ ービス	第4期実績			第5期見込み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者 (実人/月)	0	1	0	1	1	1
利用回数 (回/月)	0	4	0	4	4	4

知的障害者職 親委託制度	第4期実績			第5期見込み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用件数 (件/月)	3	3	3	3	3	3

(6)その他のサービス

① 自立支援医療

医療を提供するサービスとしては、自立支援医療費と療養介護医療費の支給があります。平成18年4月より従来の更生医療・育成医療・精神通院医療の3つの公費負担医療制度が再編され、自立支援医療として実施しています。

更生医療は、身体障がい者が日常生活能力や職業能力を回復できるように行われる医療に給付されるもので、平成28年度は8人に給付しています。

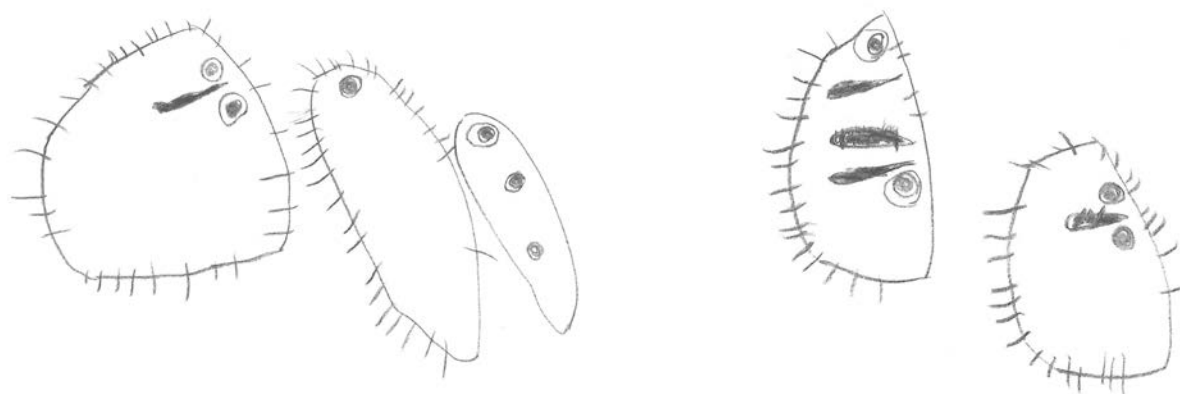
育成医療は、障がい児でその身体障がいを除去軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して給付されるもので、平成28年度は2人に給付しています。

障がい者一人ひとりの状況に応じた支給に努めるとともに、需要動向をみながら、財源確保を図ります。

② 補装具費の支給

補装具とは「身体に装着（装用）することで、身体機能を補完・代替し、日常生活や就学・就労に、長期間にわたって継続して使用される装具のこと」で、義肢や車いす等があります。「補装具費の支給」サービスでは、補装具を必要とする身体障がい者（児）に購入費または修理の費用の支給を行っています。他の自立支援給付と同様に、いずれも費用の1割が自己負担です。（負担軽減措置あり）

補装具の提供については、自立支援給付において個別給付する補装具費に再編されています。支給決定は町が実施するため、相談等適切な対応に努めます。



第4章 第1期障がい児福祉計画

第1節 障がい児福祉計画の基本理念

障がい児福祉計画では、以下の基本理念の下に推進していきます。

基本理念 障がい児の健やかな育成のための発達支援

発達の遅れなどで支援が必要な障がい児及びその家族に対し、早い段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援等の充実を図るとともに、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

第2節 障がい児福祉計画の成果目標の設定

国の基本指針に基づき、平成32年度（一部平成30年度）を目標にし、成果目標を設定します。

(1) 児童発達支援センターの整備及び保育所等訪問支援の充実

日常生活に必要な知識や技能の付与や集団生活への適応について、身近な地域で支援を行うための中核施設としての整備を目指します。また、障がいのある児童が集団生活に適応することができるよう支援を行い、子どもの頃から共に育ち合う経験を深めるための体制の整備を目指します。

国：児童発達支援センターの整備及び保育所等訪問支援の充実	・児童発達支援センターの設置（少なくとも1箇所設置） ・保育所等訪問支援の充実（利用できる体制を各市町村で構築）
------------------------------	---

● 「児童発達支援センターの整備」成果目標

項目	数値	備考
平成29年度末の整備箇所数(見込)	0	
【目標値】整備数	1	

● 「保育所等訪問支援事業所の整備」成果目標

項目	数値	備考
平成29年度末の整備箇所数(見込)	1	※ただし事業所所在地は町内ではない
【目標値】整備数	1	

(2)主に重症心身障がい児を支援する事業所の整備

本人の医療依存度が高く、継続した在宅生活のために関係機関相互の連携が必要な重症心身障害児等が、心身の状態に応じた適切な支援を受け、地域において安心して生活を営むことができるような支援が受けられるための体制を目指します。

国:重症心身障がい児の支援	・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保(それぞれ各市町村に少なくとも1箇所確保)
---------------	--

●「重症心身障がい児を主たる支援の対象としている児童発達支援事業所」

項目	数値	備考
平成29年度末の整備箇所数(見込)	0	
【目標値】整備数	1	

(3)医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

生活するなかで医療分野の支援を必要とする子どもが、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の連携と共通の理解をベースにした総合的な支援を検討する協議の場の整備を目指します。

国:医療的ケア児支援	・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置(平成30年度末までに市町村に設置)
------------	---

●「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置」の目標

項目	数値	考え方
平成29年度末の協議の場の数	0	
【目標値】協議の場の数(平成30年度末)	1	

第3節 サービス事業の見込みと推進方策

●障害児福祉サービスの全体像

障がい児 支援等	障がい児通所支援	児童発達支援	
		医療型児童発達支援	
		放課後等デイサービス	
		保育所等訪問支援	
		居宅訪問型児童発達支援【新規】	
	障がい児相談支援	障がい児支援利用援助、継続障がい児支援利用援助	
障がい児入所支援	福祉型障がい児入所施設	※県が行うもの	
	医療型障がい児入所施設		
その他	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター		
子ども・子育て支援等	こども園・保育所における発達支援児の利用		

(1)障がい児相談支援

サービスを利用する児童に対し、相談支援専門員が、総合的な援助方針や課題の解決も踏まえ、適切なサービス利用と計画的支援を提供するために「サービス等利用計画」を作成します。また、一定期間ごとにサービス利用状況の確認や調整を踏まえた計画の見直し（モニタリング）を行います。

●サービス実績・見込み

	実績			第1期見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者 (実人/月)	6	8	9	12	15	18

(2)児童発達支援

児童発達支援センター等に障がい児を保護者のもとから通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与または集団生活への適応のための訓練を提供します。

●サービス実績・見込み

	実績			第1期見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者 (実人/月)	16	18	16	19	22	23
利用日数 (人日/月)	49	78	52	76	88	92

(3)医療型児童発達支援

障がい児を保護者のもとから通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立生活に必要な知識技能の付与または集団生活への適応のための訓練及び治療を提供します。

●サービス実績・見込み

	実績			第1期見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者 (実人/月)	0	0	2	2	2	2
利用日数 (人日/月)	0	0	8	10	10	10

(4)放課後等デイサービス

就学している障がい児について、授業の終了後または休業日に通所し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

●サービス実績・見込み

	実績			第1期見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者 (実人/月)	40	17	18	20	20	20
利用日数 (人日/月)	144	140	166	200	200	200

(5)保育所等訪問支援

こども園・保育所等に通う障がい児について、当該施設を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

●サービス実績・見込み

	実績			第1期見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者 (実人/月)	0	0	1	1	1	1
利用日数 (人日/月)	0	0	1	1	1	1

(6) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等で障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、居宅を訪問して発達支援を行うサービスで、平成30年度より創設されます。

●サービス実績・見込み

	実績			第1期見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者 (実人/月)	—	—	—	0	0	0
利用日数 (人日/月)	—	—	—	0	0	0

(7) 医療的ケア児支援コーディネーターの配置

医療的ケア児等に対する専門的な知識と経験に基づいて、支援に関わる関係機関との連携（多職種連携）を図り、とりわけ本人の健康を維持しつつ、生活の場に多職種が包括的に関わり続けることのできる生活支援システム構築のためのキーパーソンとしての役割が求められています。必要性は高いものの、専門職を確保する必要があります。

●サービス実績・見込み

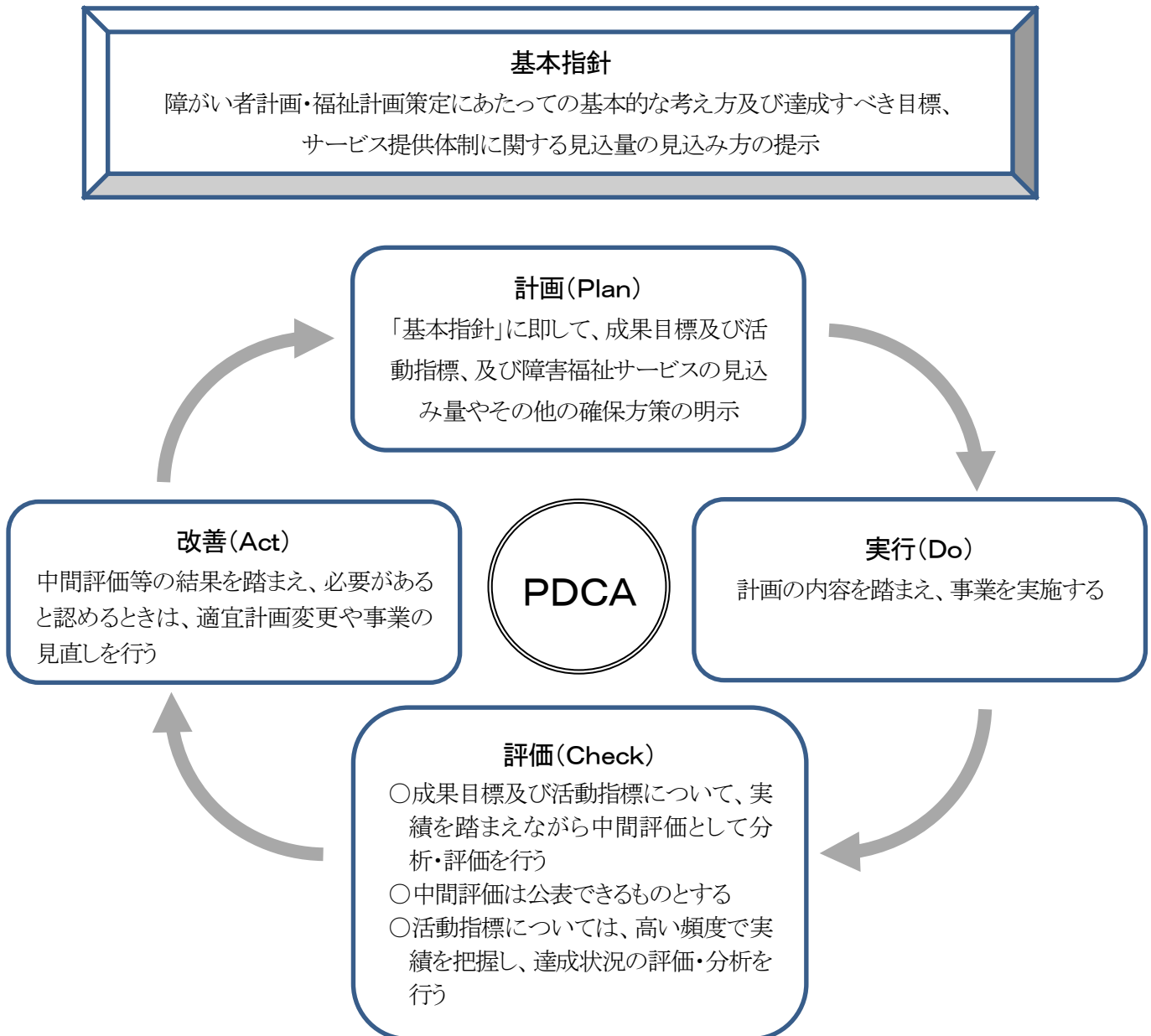
	実績			第5期見込み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
配置人数(人)	—	—	—	0	0	1

第5章 計画の推進

第1節 計画の推進体制の確立

本計画の推進にあたっては、社会福祉課が中心となって関係各課と随時連携を図りながら、各施策の進捗状況を定期的に把握・評価し、着実な推進を図ります。

●PDCAサイクルのイメージ



第2節 専門従事者の育成・確保

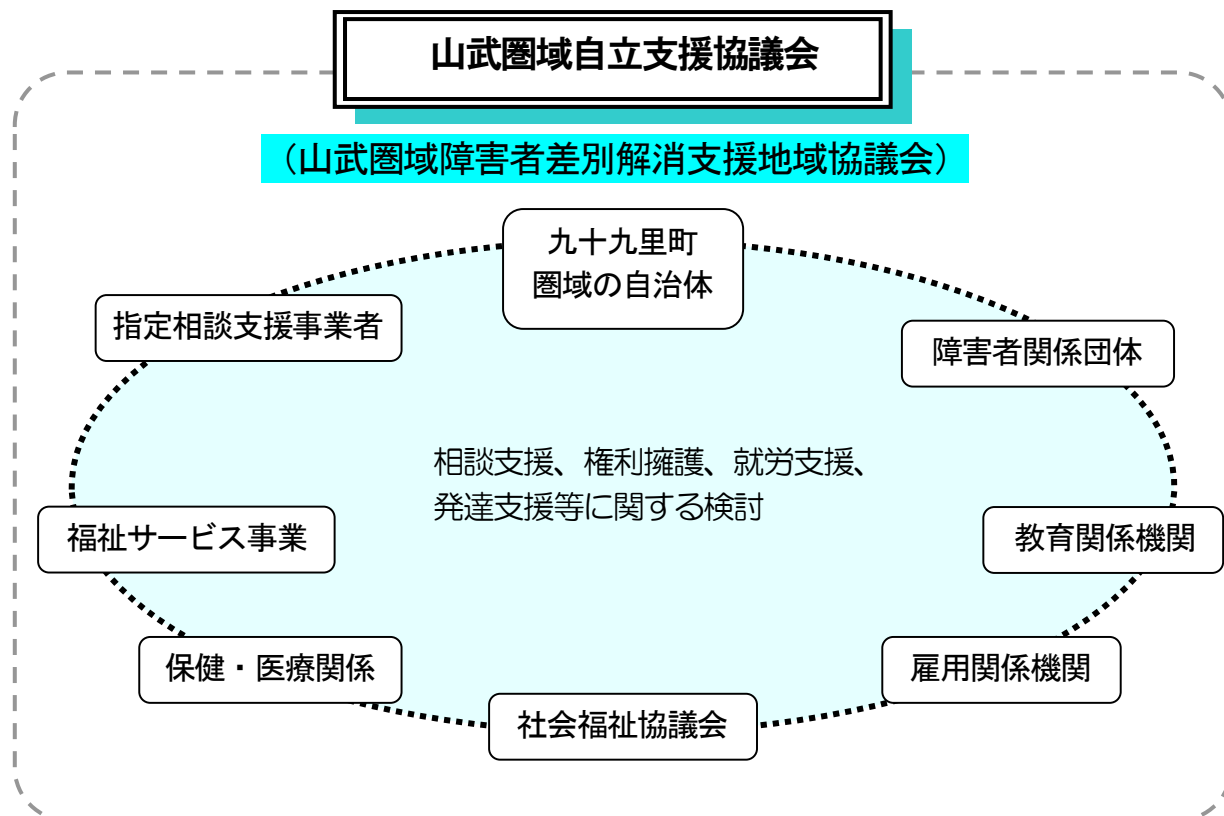
県や近隣市町、関係機関等との連携を通じて、障害者福祉施策を推進していく上で不可欠な保健・医療・福祉に関わる各種資格者、専門従事者等の計画的養成と確保に努めます。また、分野・組織を超えた合同研修会・交流会の開催などを通じて、障害者に関わる専門従事者間の連携強化を図ります。

第3節 自立支援協議会の円滑な運営

障がい者の生活支援ニーズと実際のサービスを適切に結びつけるには、指定相談支援などを通じた効果的なケアマネジメントの推進が欠かせません。そのためには、町、指定相談支援事業者、サービス事業者、さらには雇用分野、教育分野などの関係者が支援ネットワークを構築していくことが重要です。

本町では、障害者自立支援サービスに関するこうした支援ネットワーク構築の中核的役割を果たす機関として圏域で「山武圏域自立支援協議会」を設置しており、随時、必要なケースの検討や連絡・調整を行っていきます。

●自立支援協議会の概要



資料

1. 策定委員会設置要綱

九十九里町障がい者計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条に規定する障害者福祉計画（以下、「計画」という。）を策定するため、九十九里町障がい者計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内とし次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 議会の代表
- (2) 医療関係者
- (3) 福祉団体の代表者
- (4) 学識経験者

2 委員は、町長が委嘱する。

3 委員会に委員長1人及び副委員長1人を置き、委員の互選によって定める。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定までの日とする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、九十九里町社会福祉課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

2. 策定委員会委員名簿

九十九里町障がい者計画策定委員会委員名簿

委嘱区分	役 職	氏 名
議会の代表	九十九里町議会議員	鍵 田 貴 俊
医療関係者	医療法人社団慈優会九十九里病院 リハビリテーション科長	森 田 悠 介
福祉団体の代表 (委員長)	社会福祉法人 九十九里町社会福祉協議会長	杉 田 慎一郎
福祉団体の代表	九十九里町手をつなぐ親の会長	宮 崎 知 子
福祉団体の代表	九十九里町民生委員・児童委員 協議会長	古 川 明 美
学識経験者	千葉県山武健康福祉センター 地域保健福祉課長	秋 山 恵 子
学識経験者	医療法人静和会 地域生活支援センターゆりの木 センター長	中 西 亜 紀
学識経験者	特定非営利活動法人野花の会 相談支援たけのこ 主任	押 尾 和 子
学識経験者	住民代表	奥 村 孝 志
学識経験者	住民代表	山 澤 邦 夫
学識経験者	住民代表	作 田 恵 美

3. 策定経過

日 付	内 容
平成 29 年 8 月 16 日 ～ 9 月 4 日	「福祉に関するアンケート調査」実施
平成 29 年 11 月 24 日	第 1 回九十九里町障がい者計画策定委員会 ・ 委嘱書交付 ・ 委員長・副委員長選出 ・ 「九十九里町 第 4 次障がい者基本計画 第 5 期障がい福祉計画 第 1 期障がい児福祉計画」の概要について
平成 30 年 2 月 16 日	第 2 回九十九里町障がい者計画策定委員会 ・ 「九十九里町 第 4 次障がい者基本計画 第 5 期障がい福祉計画 第 1 期障がい児福祉計画（案）」について
平成 30 年 3 月 7 日 ～ 3 月 20 日	パブリックコメント

4. アンケート調査結果

(1) 調査概要

① 調査の目的

九十九里町では、「九十九里町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」について見直し、平成30年度からの計画策定のため、町内にお住まいの身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている方、障害福祉サービスなどを利用されている方を対象者として、障害の状況や、毎日の生活に関すること、仕事や外出のこと、福祉サービスのこと、今後のことなどを把握し、障害者福祉施策の参考とすることを目的に実施する。

② 調査概要

調査方法	: 郵送による配布、回収
調査基準日	: 平成29年8月
調査時期	: 平成29年8月16日～9月4日
調査対象	: 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者及び障害福祉サービス等を利用している方
回収結果	: 配布数: 500件 有効回答数: 228件 回収率: 45.6%

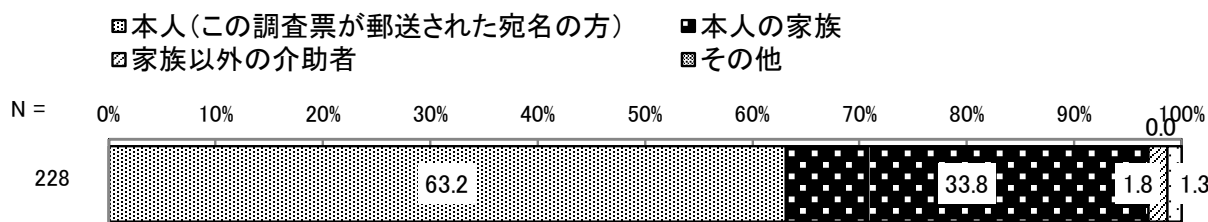
(2) 調査結果

① 回答者と家族の状況

問1 お答えいただくのは、どなたですか。

全体の63.2%が宛名の「本人」が回答しており、「本人の家族」の回答が33.8%で続いている。

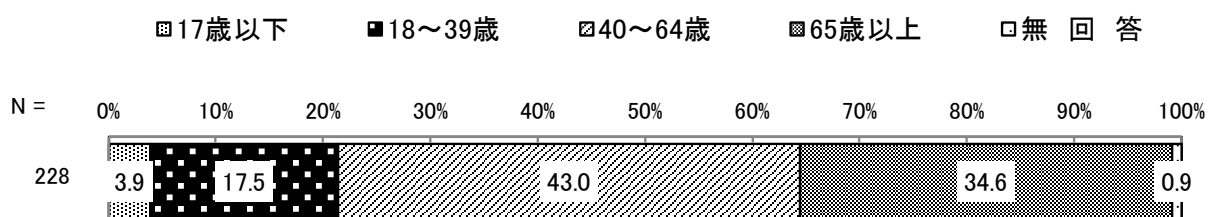
問1 回答者[%]



問2 あなたの年齢をお答えください。(平成29年8月1日現在)

年齢は、全体では「40～64歳」が43.0%と多くを占めており、次いで「65歳以上」が34.6%、「18～39歳」が17.5%と続いている。

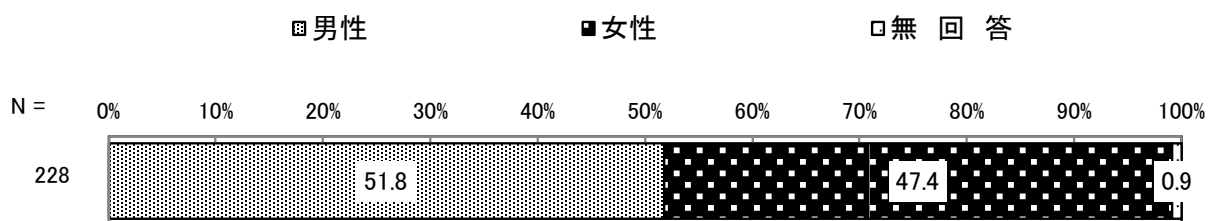
問2 年齢[%]



問3 あなたの性別をお答えください。

全体では「男性」が 51.8%と多く、「女性」は 47.4%である。

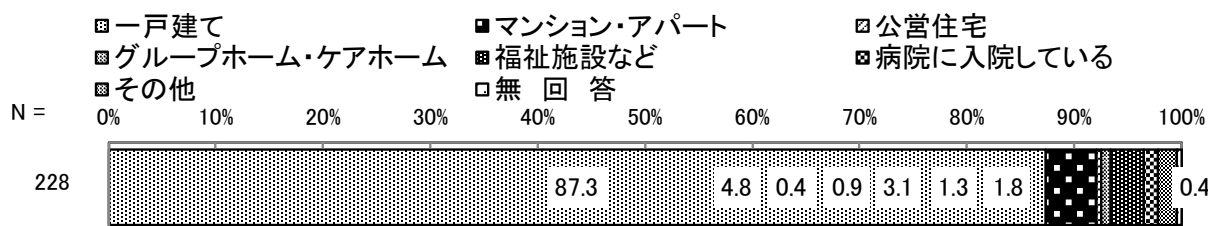
問3 性別[%]



問4 現在、暮らしている場所はどこですか。

暮らしている場所は、全体では「一戸建て」が 87.3%と多くを占めている。

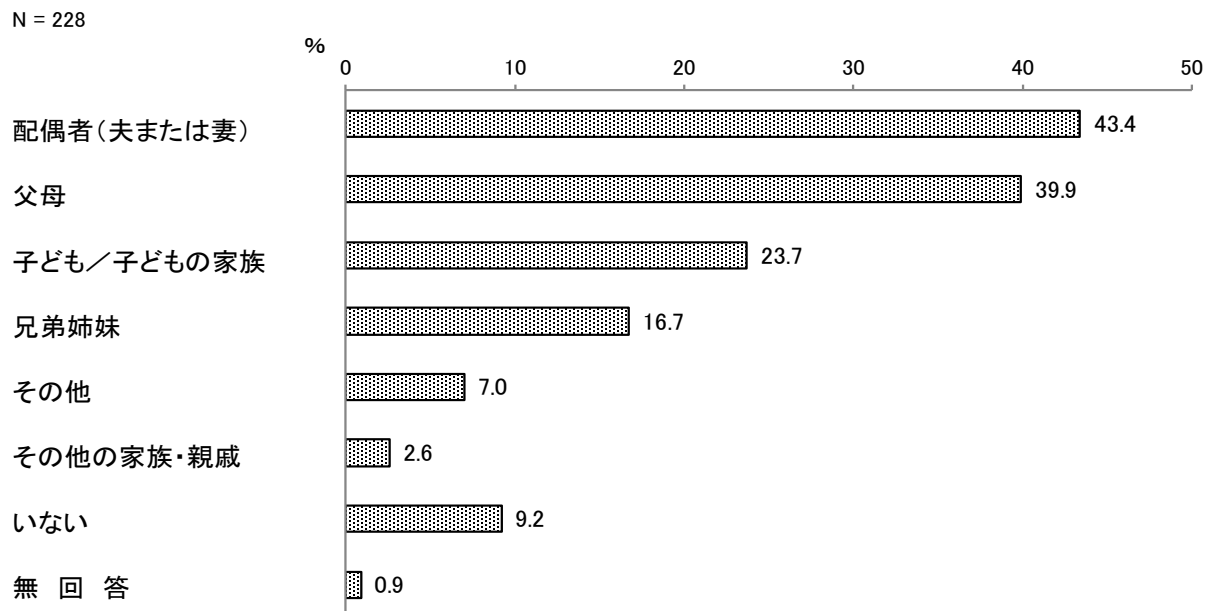
問4 現在暮らしている場所[%]



問5 現在、あなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか。

全体では「配偶者(夫または妻)」が 43.4%と多く、「父母」が 39.9%、「子ども／子どもの家族」が 23.7%と続いている。「いない」は 9.2%みられる。

問5 同居している人[%・複数回答]



問6 日常生活で、次のことをどのようにしていますか。

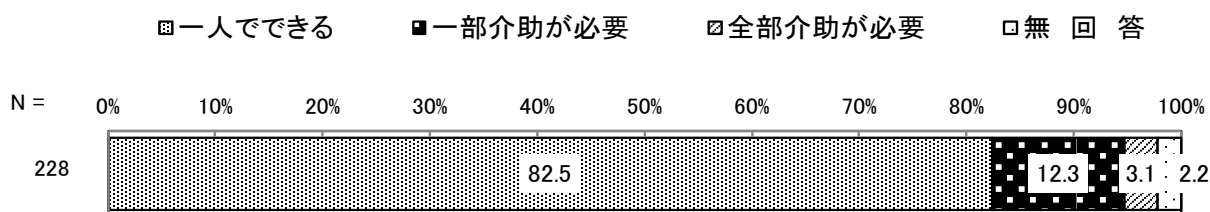
全体では、日常生活の場面で「一人で行える」のは、「トイレ」が 89.0%と多く、次いで「家の中の移動」が 86.4%、「食事」と「衣服の脱ぎ着」がともに 82%台と続いている。一方で、「外出」は 60.1%で、「お金の管理」は 62.3%と少ない。

「全部介助が必要」な日常生活は、「お金の管理」と「薬の管理」がともに15%前後と多い。「外出」が「全部介助が必要」で 9.6%と「お金の管理」と「薬の管理」に次いでおり、「一部介助が必要」も 24.6%と多い。

1) 食事

全体で「一人で行える」は 82.5%と多い。

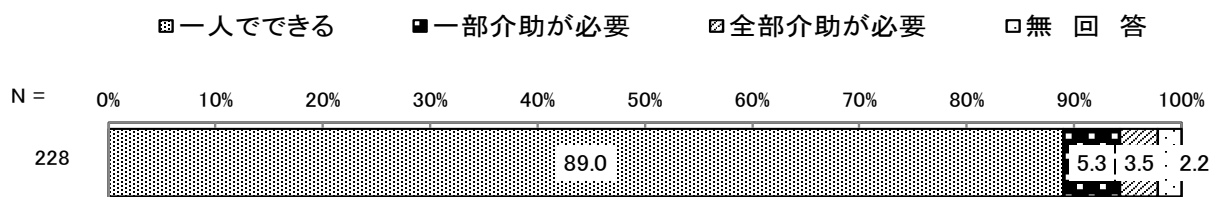
問6①食事[%]



2) トイレ

全体で「一人で行える」は 89.0%と多い。

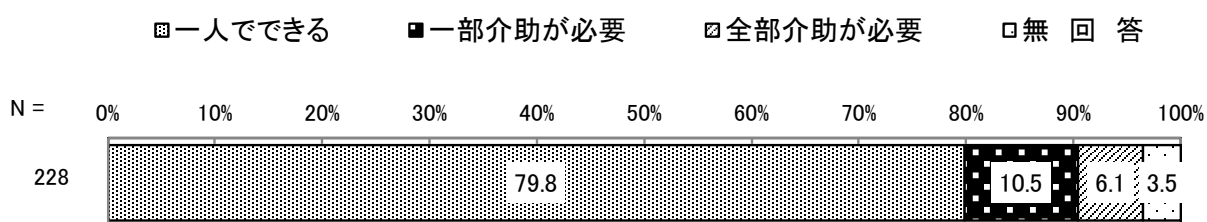
問6②トイレ[%]



1 3) 入浴

全体で「一人で行える」は 79.8%と多い。

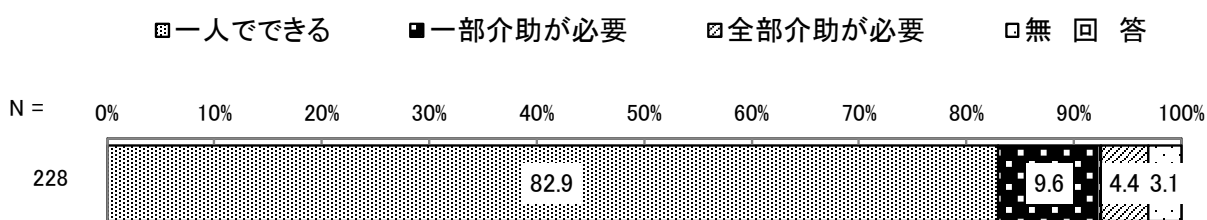
問6③入浴[%]



4) 衣服の脱ぎ着

全体で「一人で行える」は 82.9%と多い。

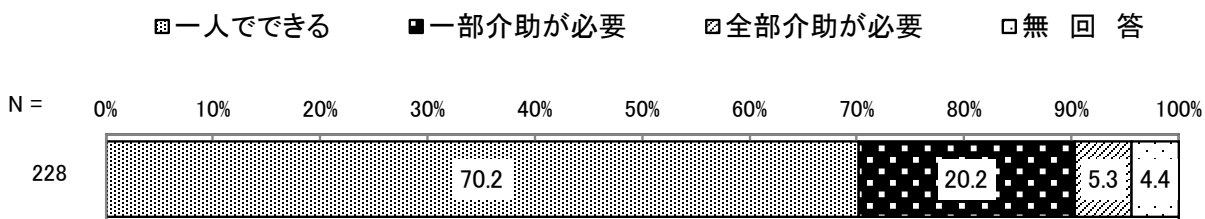
問6④衣服の脱ぎ着[%]



5)身だしなみ

全体で「一人でできる」は70.2%と多い。

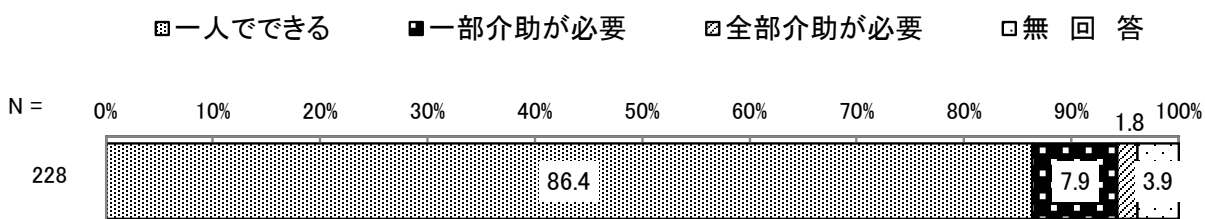
問6⑤身だしなみ[%]



6)家の中の移動

全体で「一人でできる」は86.4%と多い。

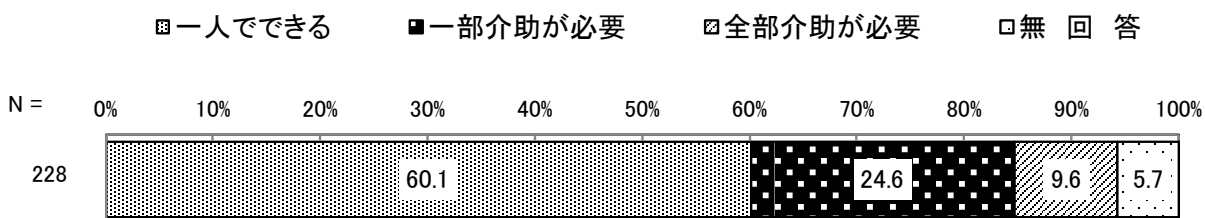
問6⑥家の中の移動[%]



7)外出

全体で「一人でできる」は60.1%と多く、「一部介助が必要」が24.6%と続いている。

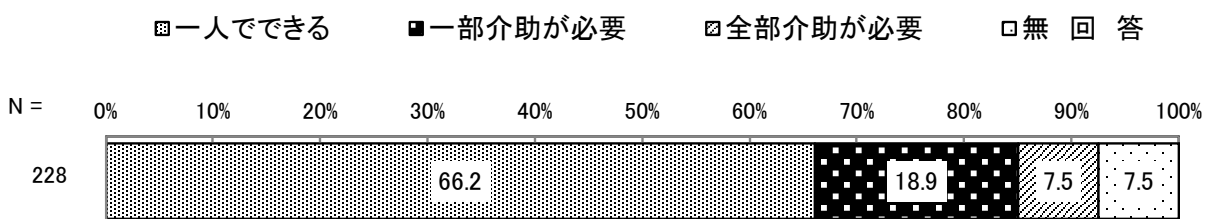
問6⑦外出[%]



8)家族以外の人との意思疎通

全体で「一人でできる」は66.2%と多く、「一部介助が必要」が18.9%と続いている。

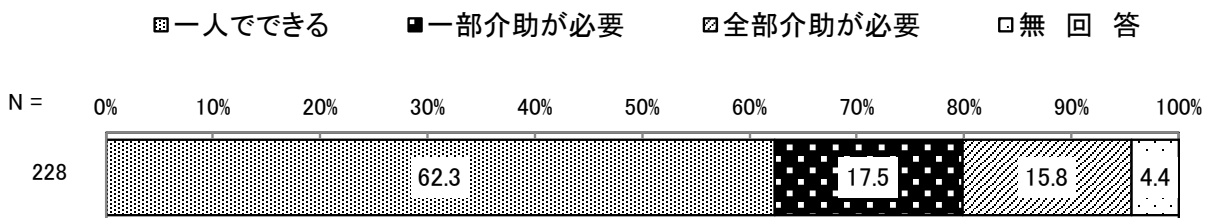
問6⑧家族以外の人との意思疎通[%]



9) お金の管理

全体で「一人でできる」は62.3%と多く、「一部介助が必要」が17.5%、「全部介助が必要」が15.8%と続いている。

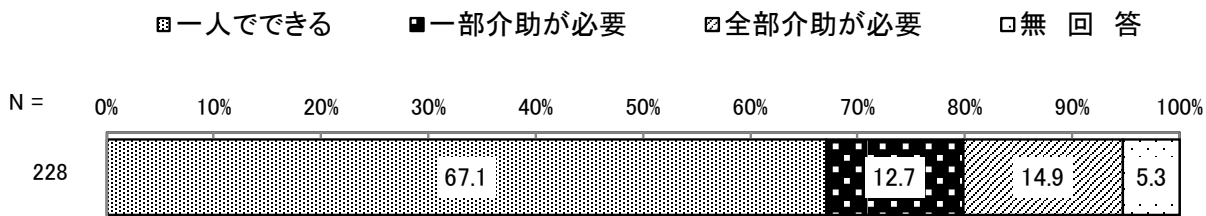
問6⑨お金の管理[%]



10) 薬の管理

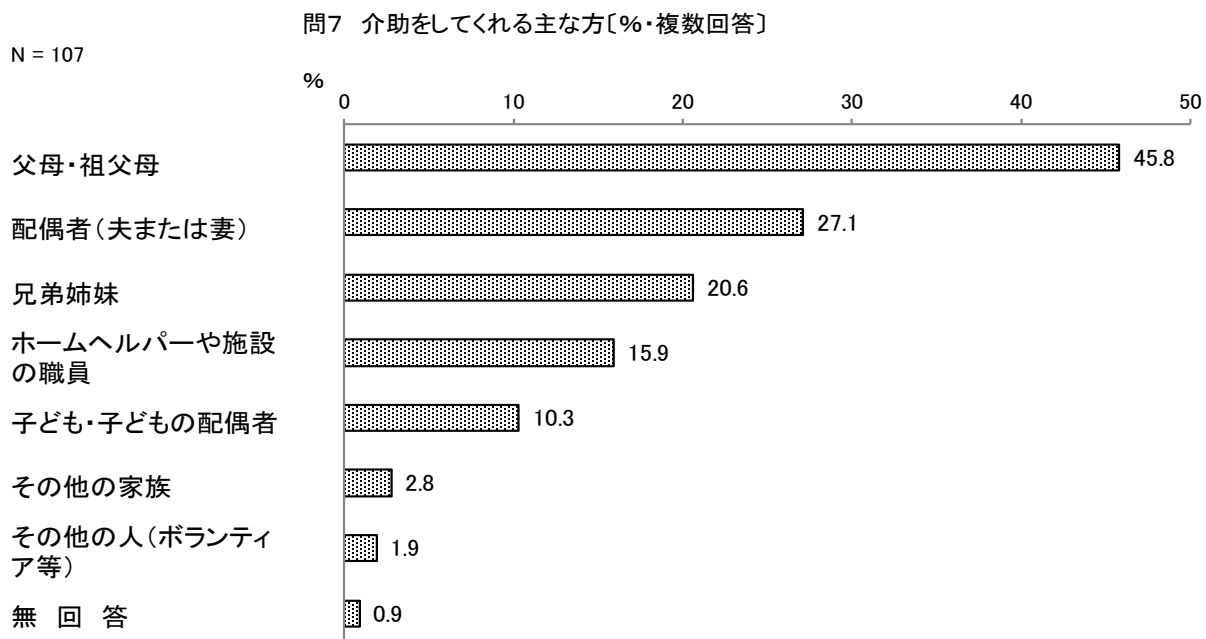
全体で「一人でできる」は67.1%と多く、「全部介助が必要」が14.9%、「一部介助が必要」が12.7%と続いている。

問6⑩薬の管理[%]



問7 【問6で「一部介助が必要」または「全部介助が必要」を1つ以上答えた方】あなたを介助してくれる方は主にどなたですか。

「一部介助が必要」「全部介助が必要」な人で主に介助してくれるのは、全体で「父母・祖父母」が45.8%と最も多く、「配偶者(夫または妻)」が27.1%、「兄弟姉妹」が20.6%と続いている。「ホームヘルパーや施設の職員」は15.9%と次いでいるが、前回(25.2%)より少なくなっている。

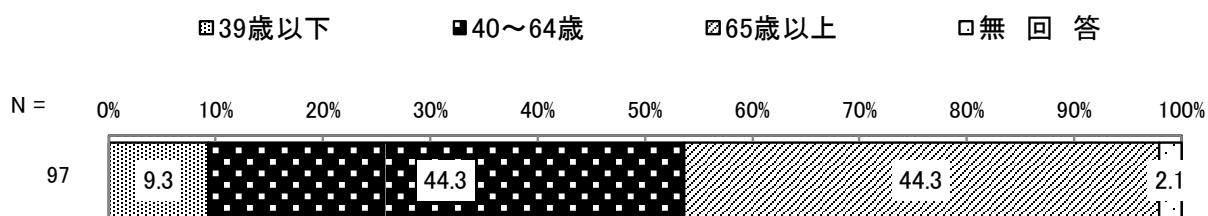


問8 【問7で「1. 父母・祖父母」から「5. その他の家族」までのいずれかに答えた方】あなたを介助してくれる家族で、中心となっている方の年齢、性別、健康状態をお答えください。

1)年齢(平成29年8月1日現在)

介助してくれる人が家族の場合、その人の年齢は、「40～64歳」と「65歳以上」がともに44.3%と同程度であるが、前回と比べて「40～64歳」(前回55.6%)は少なくなり、「65歳以上」(前回34.4%)が多くなっている。

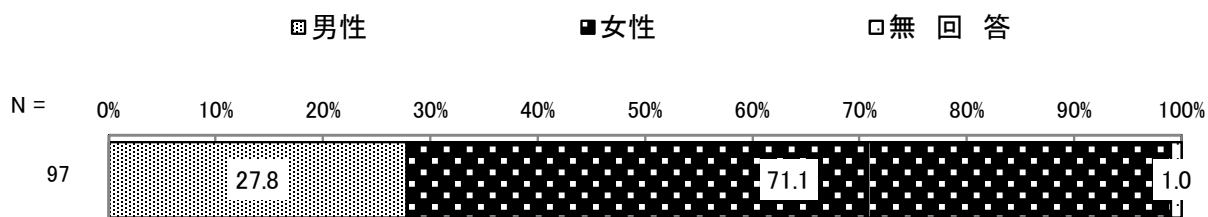
問8①主な介助者の年齢[%]



2)性別

介助してくれる人が家族の場合、その人の性別は、全体で「女性」が71.1%と多く、「男性」は27.8%である。

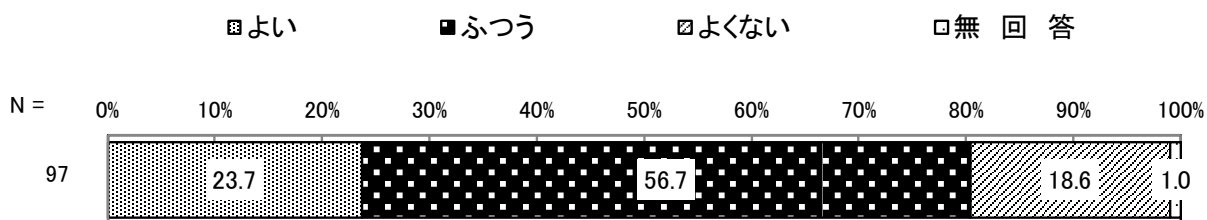
問8②主な介助者の性別[%]



3)健康状態

介助してくれる人が家族の場合、その人の健康状態は、全体で「よい」が23.7%、「ふつう」は56.7%である。概ね、介助する家族の健康状態は悪くなく普通以上とうかがえる。

問8③主な介助者の健康状態[%]

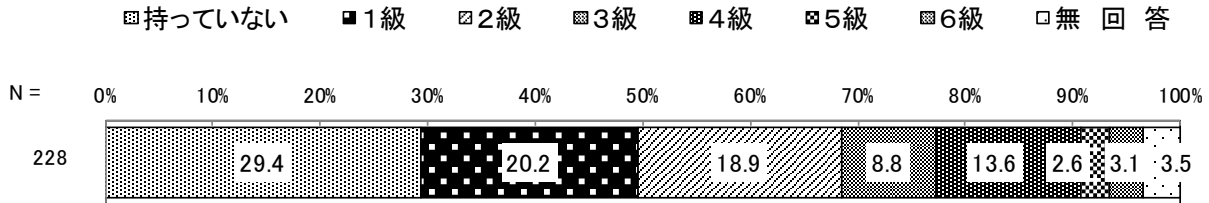


②障害の状況

問9 あなたは身体障害者手帳をお持ちですか。

全体で「持っていない」人の割合は29.4%である。

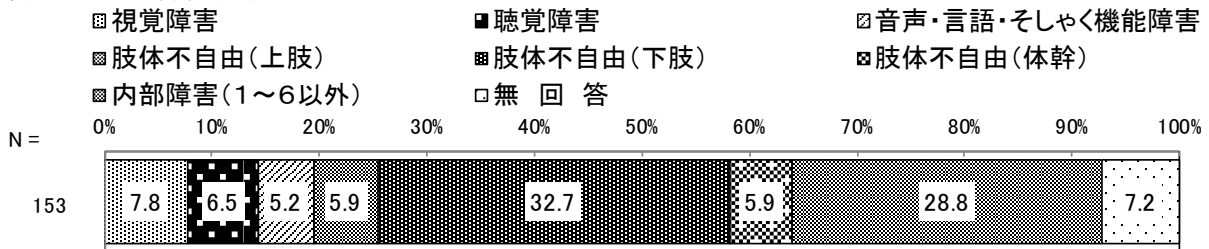
問9 身体障害者手帳の有無[%]



問9-1 主な障害はどれですか。

身体障害者手帳所持者の主な障害は、全体で「肢体不自由(下肢)」が32.7%と前回(44.3%)より少ないが最も多い。次いで「内部障害(1~6以外)」が28.8%となっている。

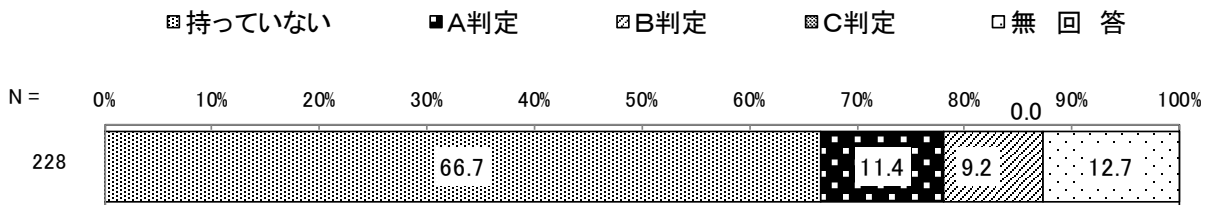
問9-1 主な障害[%]



問10 あなたは療育手帳をお持ちですか。

全体で療育手帳を「持っていない」人の割合は66.7%で、「A判定」の所持は11.4%、「B判定」は9.2%である。

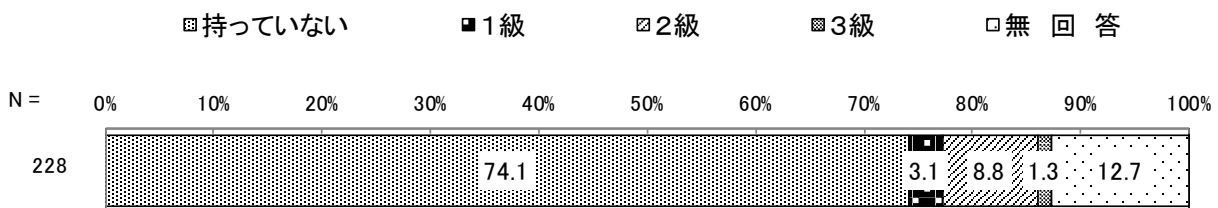
問10 療育手帳の有無[%]



問11 あなたは精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか。

全体で精神障害者保健福祉手帳を「持っていない」人の割合は74.1%である。「1級」の所持は3.1%で、「2級」は8.8%、「3級」は1.3%である。

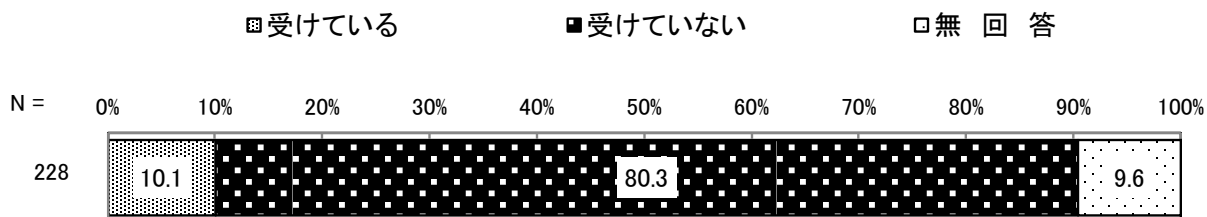
問11 精神障害者保健福祉手帳の有無[%]



問12 あなたは難病(特定疾患)の認定を受けていますか。

全体で、難病(特定疾患)の認定を「受けている」人の割合は 10.1%である。「受けていない」人は 80.3%である。

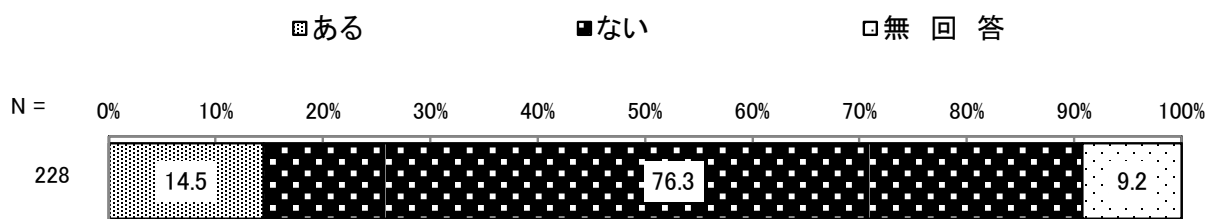
問12 難病(特定疾患)の認定[%]



問13 あなたは発達障害と診断されたことがありますか。

全体で、発達障害と診断されたことが「ある」人の割合は 14.5%である。「ない」人は 76.3%である。

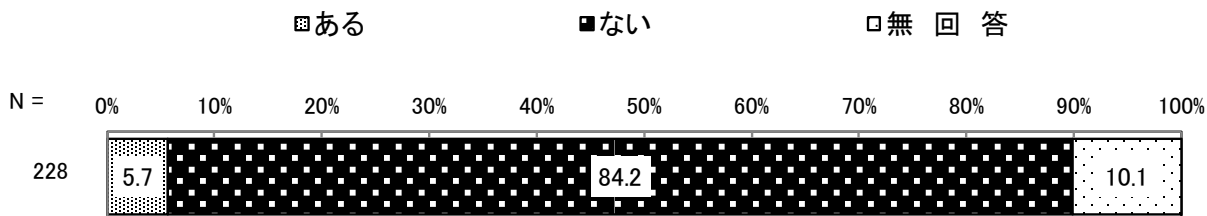
問13 発達障害の診断[%]



問14 あなたは高次脳機能障害と診断されたことがありますか。

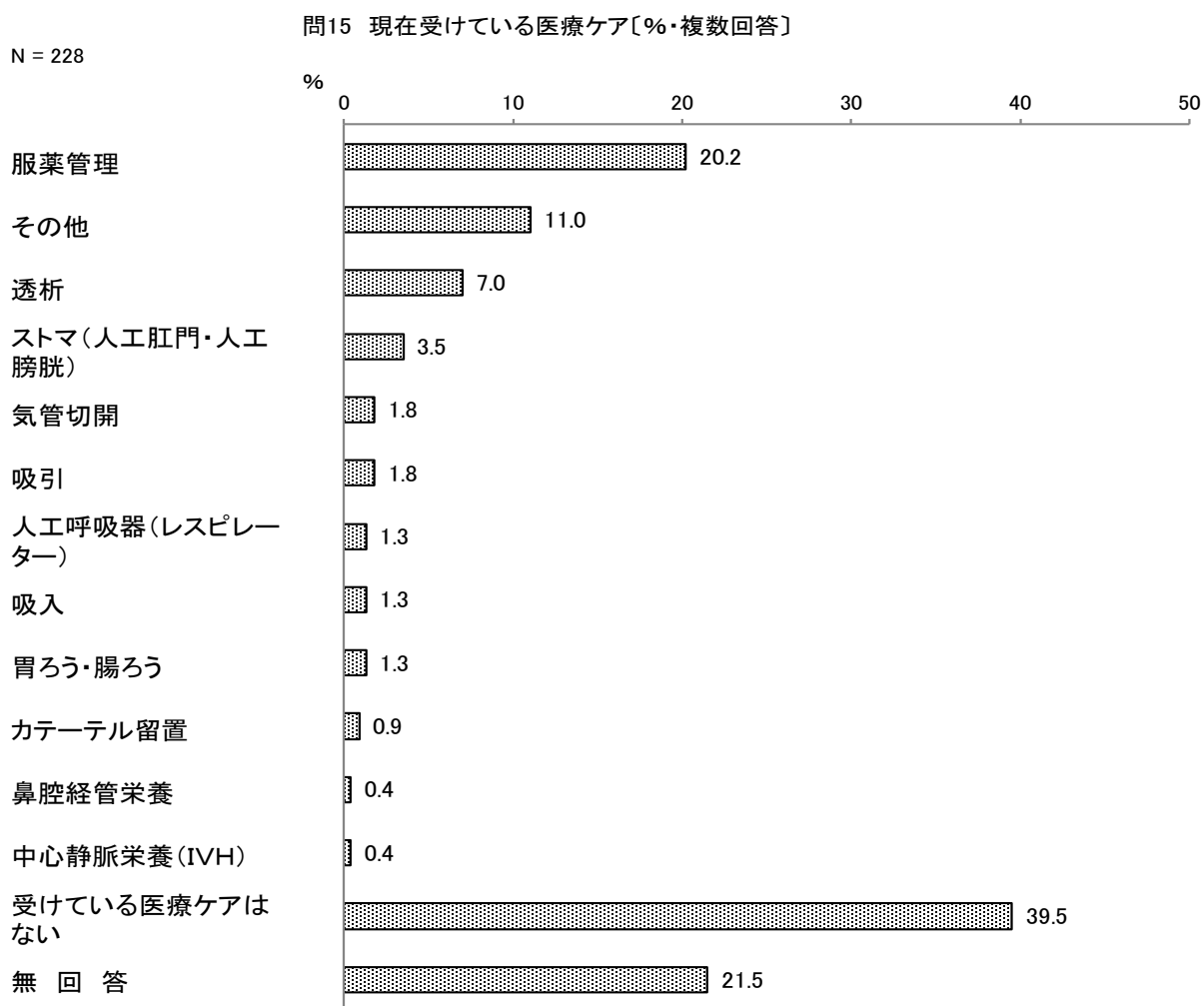
全体で、高次脳機能障害と診断されたことが「ある」人の割合は 5.7%である。「ない」人は 84.2%である。

問14 高次脳機能障害の診断[%]



問15 あなたが現在受けている医療ケアはありますか。

全体で、現在受けている医療ケアは「服薬管理」が 20.2%と多い。次いで「その他」が 11.0%、「透析」が 7.0%である。一方、「受けている医療ケアはない」人の割合が 39.5%と多い。

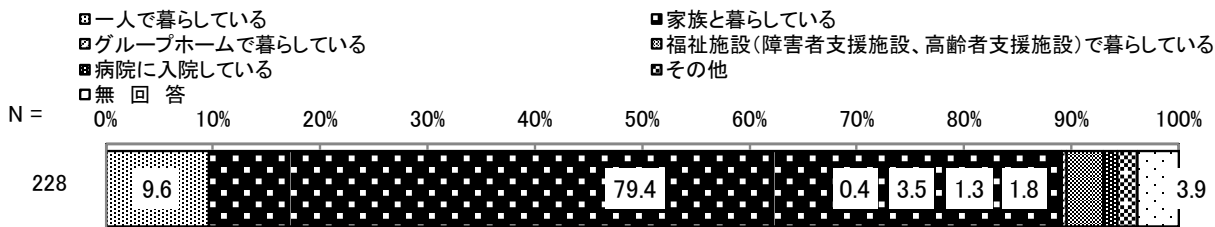


③住まいや暮らし

問16 あなたは現在どのように暮らしていますか。

全体で、「家族と暮らしている」が 79.4%と多くを占めている。「一人で暮らしている」は 9.6%である。

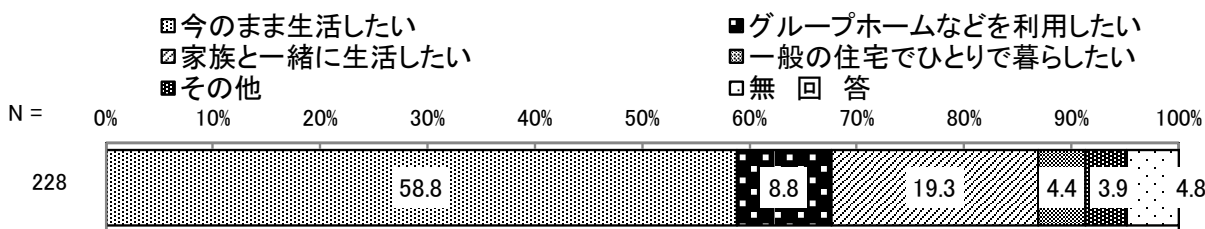
問16 居住形態[%]



問17 あなたは将来、どのように生活したいと思いますか。

全体で、将来「今のまま生活したい」が 58.8%と多くを占めている。次いで「家族と一緒に生活したい」が 19.3%で、「グループホームなどを利用したい」が 8.8%と続いている。

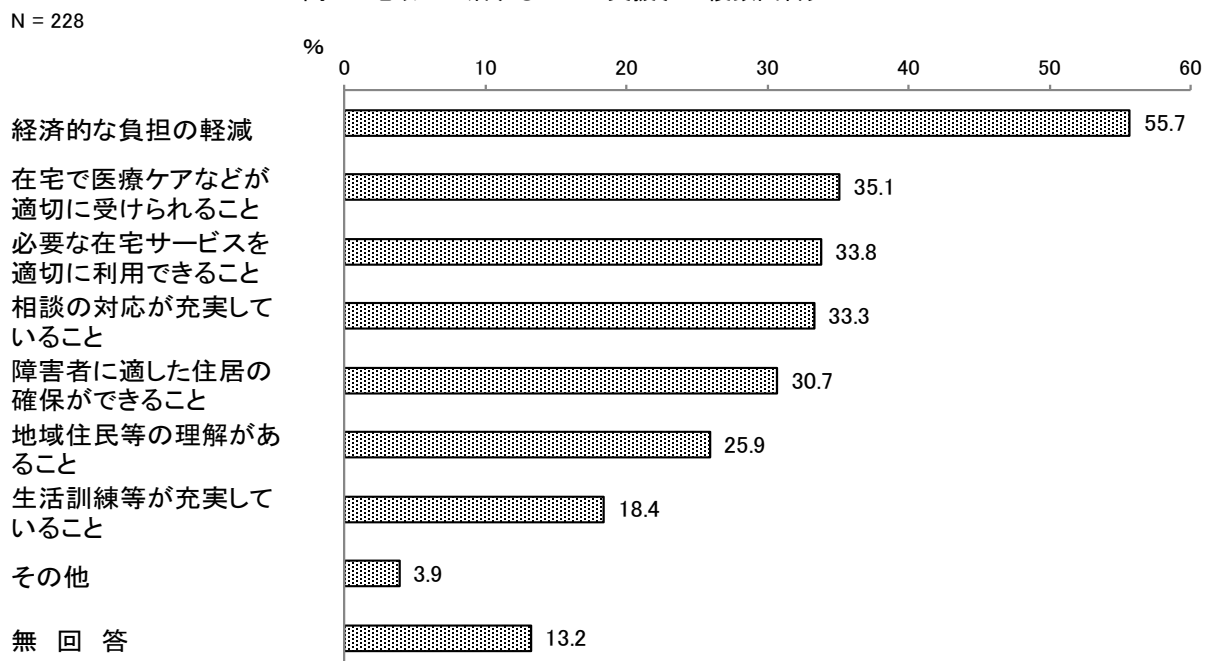
問17 将来どのように生活したいか[%]



問18 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。

全体では「経済的な負担の軽減」が 55.7%と最も多く、「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」が 35.1%、「相談の対応が充実していること」が 33.3%と続いている。

問18 地域で生活するための支援[%・複数回答]

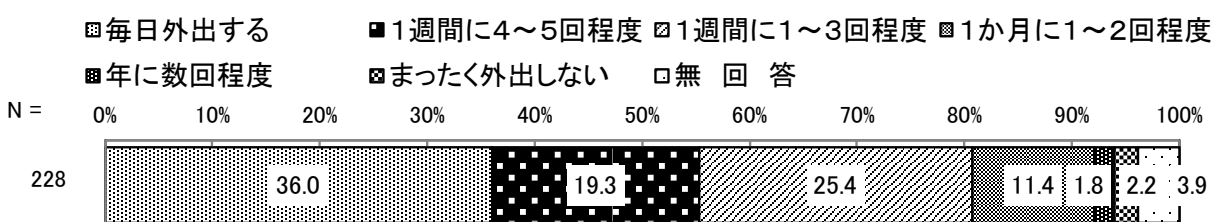


④日中の活動や仕事

問19 あなたは、1週間にどの程度外出しますか。

全体で、外出頻度は「毎日外出する」が 36.0%で最も多く、次いで「1週間に1～3回程度」が 25.4%、「1週間に4～5回程度」が 19.3%であり、週に1回以上外出している割合は 80.7%になる。一方で「まったく外出しない」人の割合は 2.2%である。

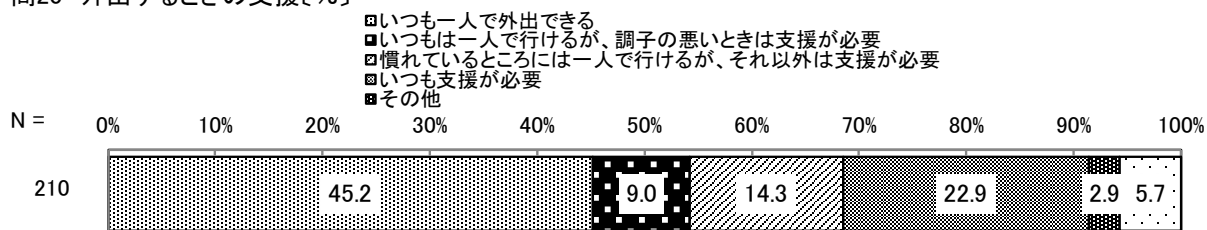
問19 1週間の外出程度[%]



問20 【問19で「1. ほとんど毎日」から「4. 1か月に1～2回程度」までのいずれかに答えた方】あなたが外出するときに支援はどのように受けていますか。

全体で、「いつも一人で外出できる」が45.2%と最も多く、「いつも支援が必要」が22.9%、「慣れているところには一人でできるが、それ以外は支援が必要」が14.3%、「いつもは一人でできるが、調子の悪いときは支援が必要」が9.0%が続いている。

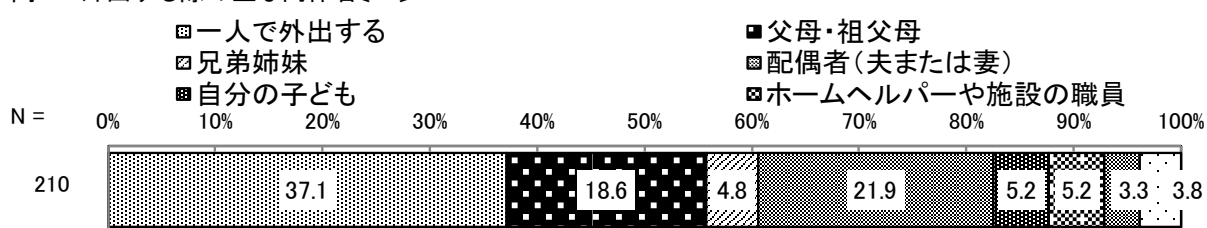
問20 外出するときの支援[%]



問21 【問19で「1. ほとんど毎日」から「4. 1か月に1～2回程度」までのいずれかに答えた方】あなたが外出するときにどなたと出かけることが多いですか。

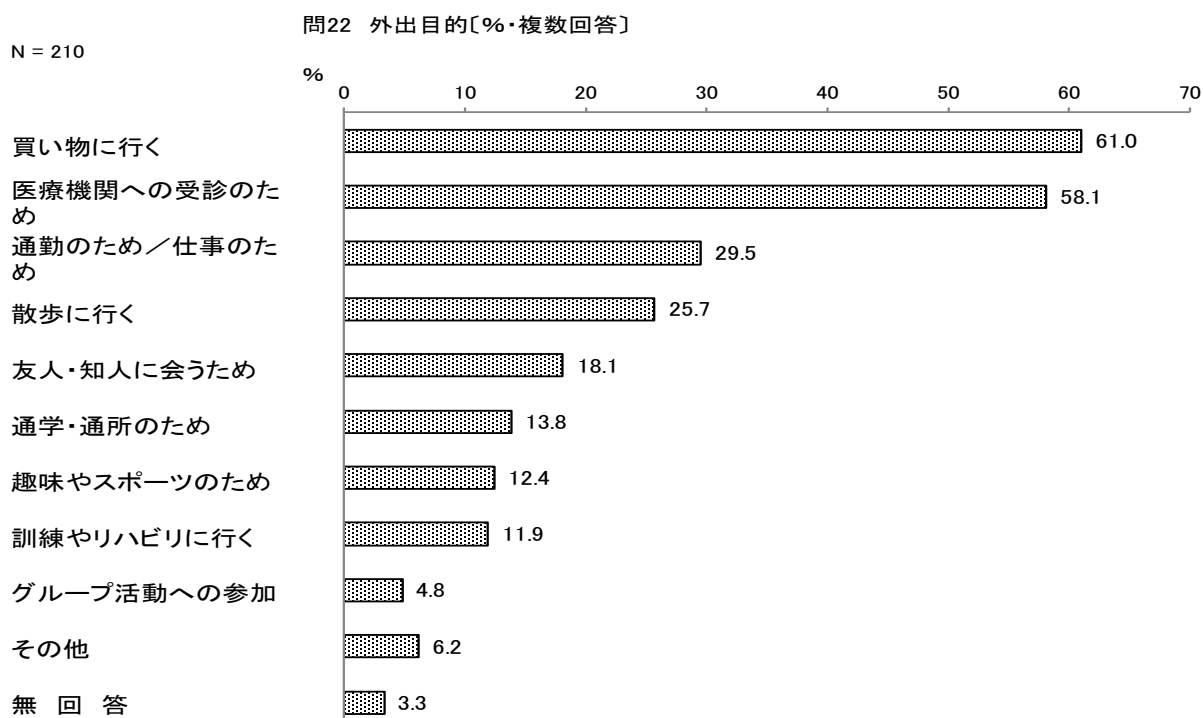
全体では「一人で外出する」が37.1%と多く、「配偶者(夫または妻)」が21.9%、「父母・祖父母」が18.6%が続いている。

問21 外出する際の主な同伴者[%]



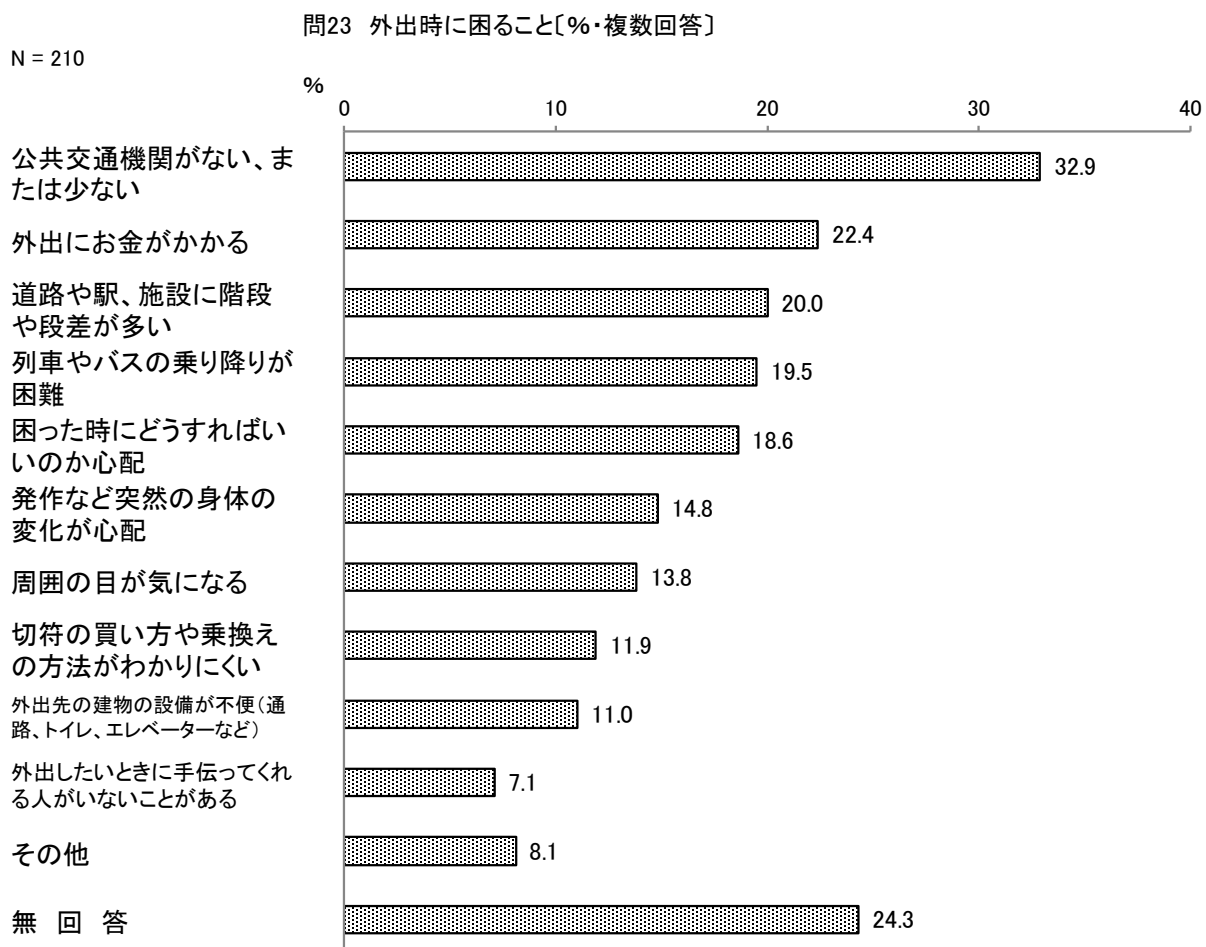
問22 【問19で「1. ほとんど毎日」から「4. 1か月に1～2回程度」までのいずれかに答えた方】あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。

全体では、「買い物に行く」が61.0%と多く、「医療機関への受診のため」が58.1%が続いている。



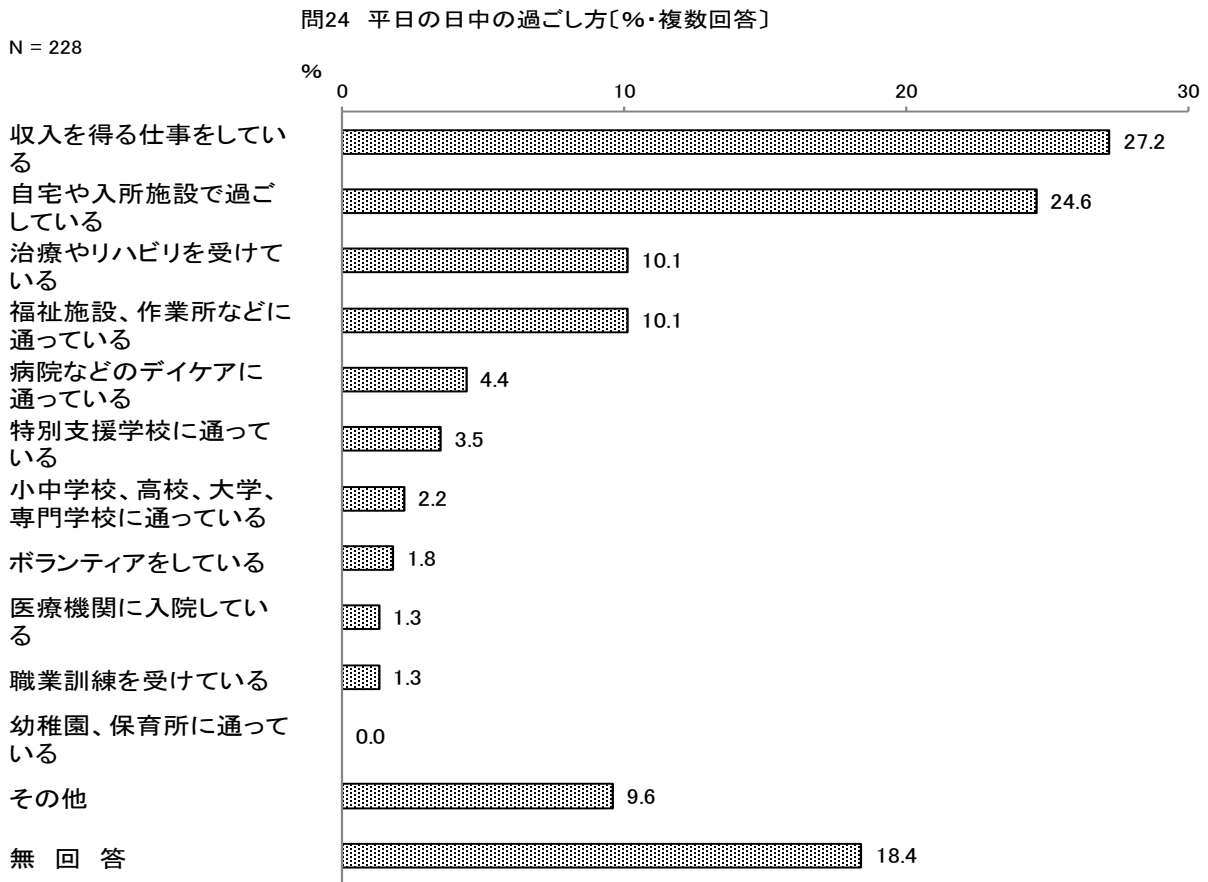
問23 【問19で「1. ほとんど毎日」から「4. 1か月に1～2回程度」までのいずれかに答えた方】外出するときに困ることは何ですか。

全体では、「公共交通機関がない、または少ない」が32.9%と最も多く、「外出にお金がかかる」が22.4%、「道路や駅、施設に階段や段差が多い」が20.0%と続いている。



問24 あなたは、平日の昼間にどのように過ごしていますか。

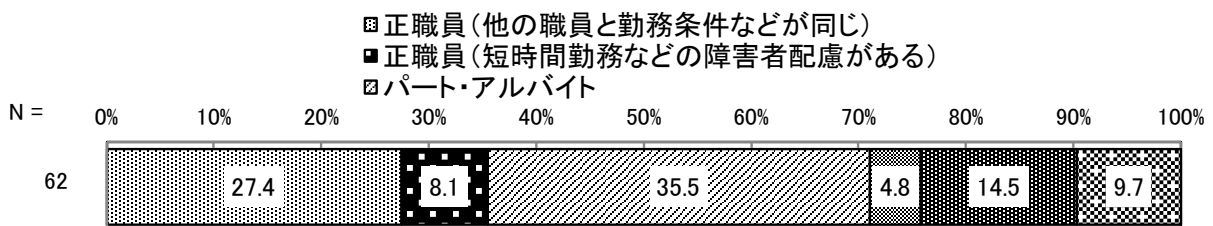
全体では、「収入を得る仕事をしている」が 27.2%と多く、「自宅や入所施設で過ごしている」が 24.6%、「治療やリハビリを受けている」と「福祉施設、作業所などに通っている」がともに 10.1%と続いている。



問25 【「1. 収入を得る仕事をしている」と答えた方】どのような勤務形態で働いていますか。

全体では、「パート・アルバイト」が 35.5%と最も多い。「正職員(他の職員と勤務条件などが同じ)」は 27.4%と前回(17.2%)よりも多くなっている。

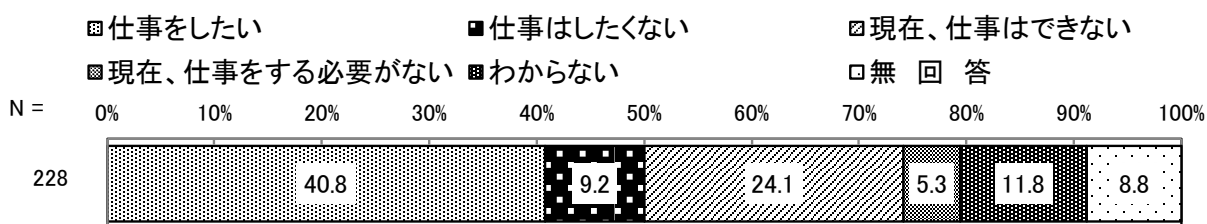
問25 勤務形態[%]



問26 あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。

全体では、「仕事をしたい」人が40.8%と最も多く、「現在、仕事はできない」は24.1%である。

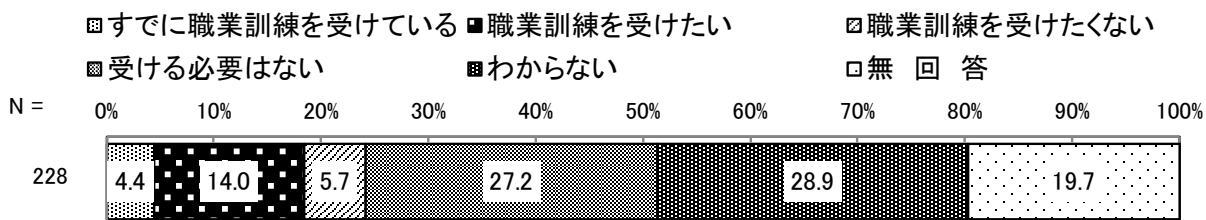
問26 今後、収入を得る仕事をしたいと思うか[%]



問27 収入を得る仕事をするために、職業訓練などを受けたいと思いますか。

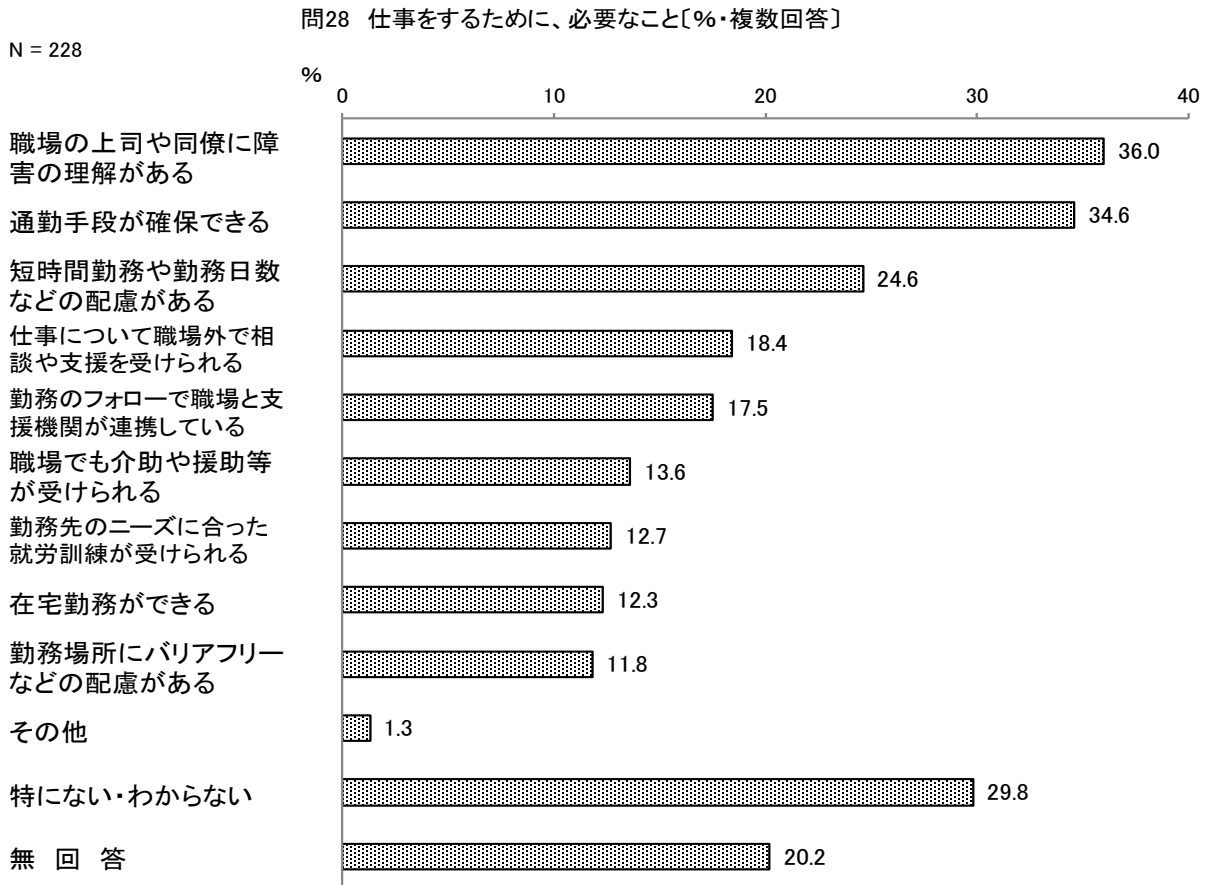
全体では、職業訓練を受けるかどうか「わからない」という回答が28.9%と最も多く、「受ける必要はない」が次いで27.2%である。「職業訓練を受けたい」は14.0%あり、訓練を受けたいという意思ある人もある程度いることがうかがわれる。

問27 職業訓練などを受けたいと思うか[%]



問28 あなたは、障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。

全体では、「職場の上司や同僚に障害の理解がある」が 36.0%と多く、「通勤手段が確保できる」が 34.6%、「特にない・わからない」が 29.8%、「短時間勤務や勤務日数などの配慮がある」が 24.6%と続いている。

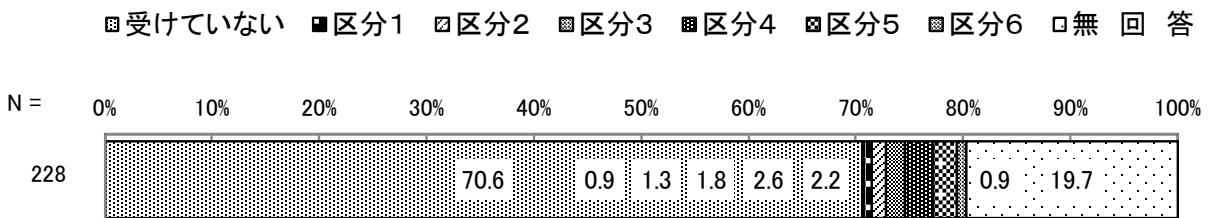


⑤障害福祉サービス等の利用

問29 あなたは障害支援区分の認定を受けていますか。受けている方は区分をお答えください。

全体では、障害支援(認定)区分の認定を「受けていない」が 70.6%と多い。

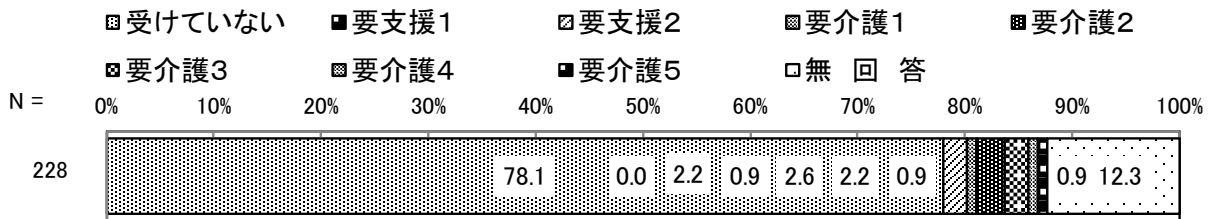
問29 障害支援区分の認定[%]



問30 あなたは介護保険による要支援・要介護認定を受けていますか。

全体で介護保険による要支援・要介護認定を「受けていない」のは78.1%と多い。

問30 要支援・要介護度[%]



問31 次のサービスの利用状況と今後利用についてお聞きします。

全体の利用状況では、各種サービスを「利用している」では相談支援が8.3%と高く、自立訓練(機能訓練・生活訓練)が6.5%、就労継続支援(A型、B型)が5.3%、生活介護が4.8%、就労移行支援が4.4%、居宅介護(ホームヘルプ)が3.8%と続いている。

全体の利用意向では、各種サービスを今後「利用したい」は、相談支援が35.1%と最も多い。次いで自立訓練(機能訓練・生活訓練)が27.6%、就労継続支援(A型、B型)が22.4%、行動援護が21.5%、生活介護が20.6%、短期入所(ショートステイ)と就労移行支援がそれぞれ20.2%と続いている。多くのサービスで10%以上の利用意向を持たれている。

【身体障害者手帳所持者】

身体障害者手帳所持者の利用状況で、各種サービスを「利用している」は、自立訓練(機能訓練・生活訓練)と居宅介護(ホームヘルプ)がともに4.6%と多く、生活介護と短期入所がともに3.9%、相談支援が3.3%と続いている。いずれも利用率は10%以下となっている。

身体障害者手帳所持者の利用意向で、今後「利用したい」各種サービスは、相談支援が29.4%と最も高い。次いで自立訓練(機能訓練・生活訓練)が26.8%、居宅介護(ホームヘルプ)が20.9%、生活介護が20.3%、短期入所(ショートステイ)がともに19.0%と続いている。いずれも利用意向率は高い。

【療育手帳所持者】

療育手帳所持者の利用状況で、「利用している」各種サービスは、相談支援が23.4%と最も多い。生活介護が14.9%、就労継続支援(A型、B型)が12.8%、短期入所(ショートステイ)が10.6%と続いている。上記の4つのサービスは利用率が10%以上あり、よく利用されている。

療育手帳所持者の利用意向で、今後「利用したい」各種サービスは、相談支援が42.6%と最も多い。次いで就労継続支援(A型、B型)が31.9%、行動援護27.7%、自立訓練(機能訓練・生活訓練)と共同生活援助(グループホーム)、短期入所(ショートステイ)がそれぞれ25.5%、就労定着支援と自立生活援助、施設入所支援がそれぞれ23.4%、生活介護21.3%と続いている。これら10のサービスの利用意向は20%を超えている。

【精神障害者保健福祉手帳所持者】

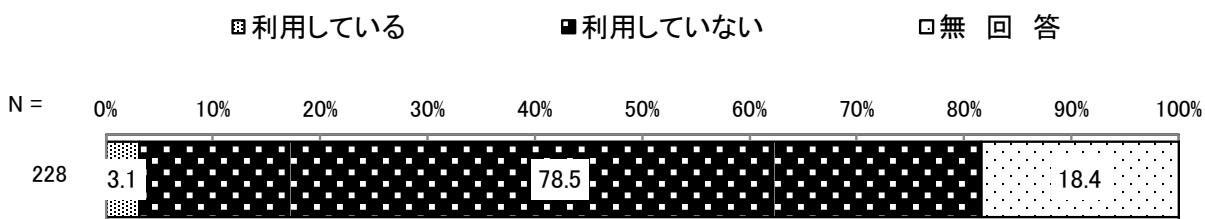
精神障害者保健福祉手帳所持者の利用状況で、「利用している」各種サービスは、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労継続支援(A型、B型)、相談支援がそれぞれ10.0%である。

精神障害者保健福祉手帳所持者の利用意向で、「利用したい」各種サービスでは、相談支援が53.3%と最も多い。次いで就労継続支援(A型、B型)が36.7%、就労移行支援と自立訓練がともに33.3%、行動援護が30.0%、短期入所(ショートステイ)と自立生活援助、生活介護がそれぞれ26.7%、共同生活援助が23.3%、療養介護が20.0%と続いている。どのサービスの利用意向も20%以上である。

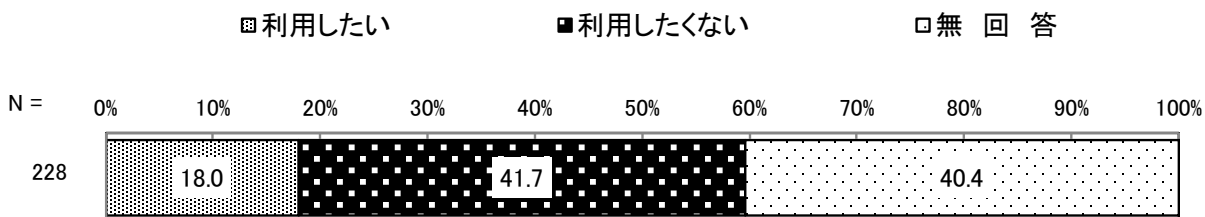
1) 居宅介護(ホームヘルプ)

全体で、「利用している」は3.1%である。今後の利用意向は、全体で「利用したい」が18.0%である。

問31-1現在 ①居宅介護(ホームヘルプ) [%]



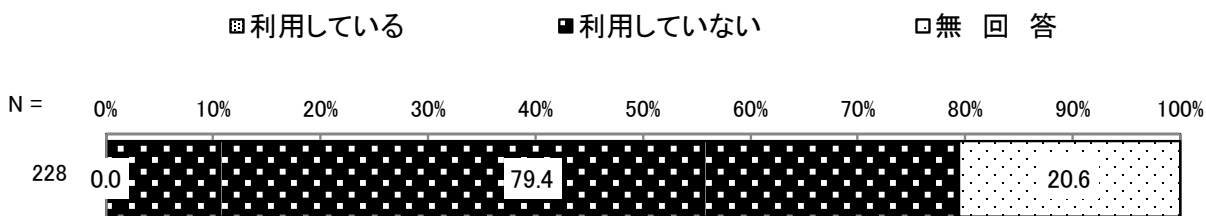
問31-2今後 ①居宅介護(ホームヘルプ) [%]



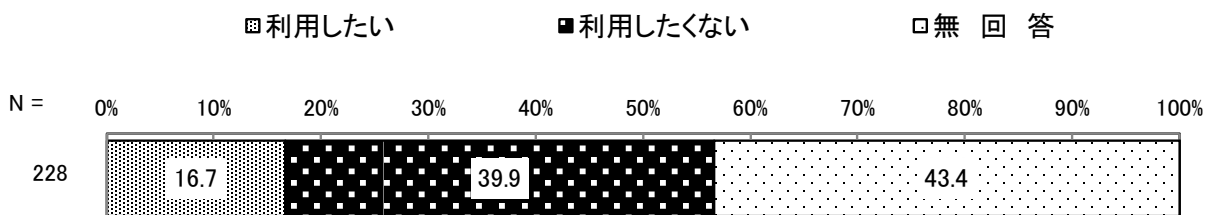
2) 重度訪問介護

全体で、「利用している」回答はみられない。今後の利用意向は、全体で「利用したい」が16.7%である。

問31-1現在 ②重度訪問介護 [%]



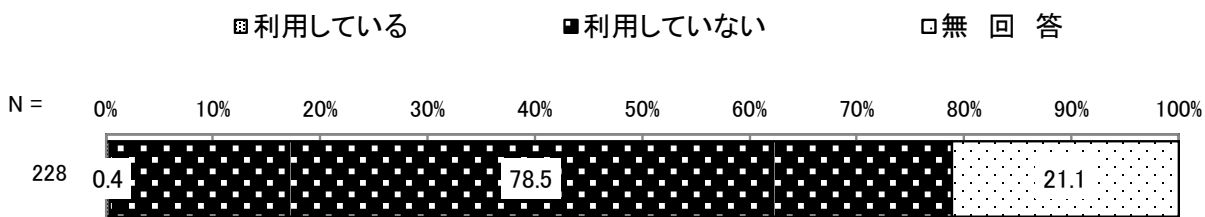
問31-2今後 ②重度訪問介護 [%]



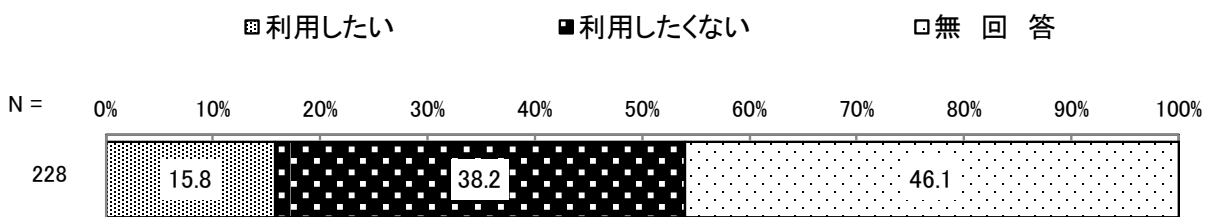
3) 同行援護

全体で、「利用している」は0.4%である。後の利用意向は、全体で「利用したい」が15.8%である。

問31-1現在 ③同行援護[%]



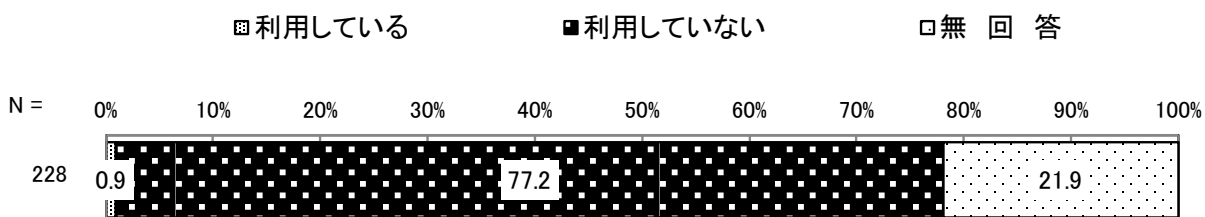
問31-2今後 ③同行援護[%]



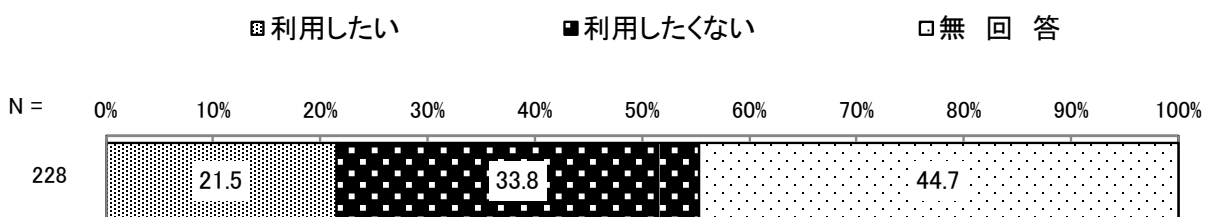
4) 行動援護

全体で、「利用している」は0.9%である。今後の利用意向は、全体で「利用したい」が21.5%である。

問31-1現在 ④行動援護[%]



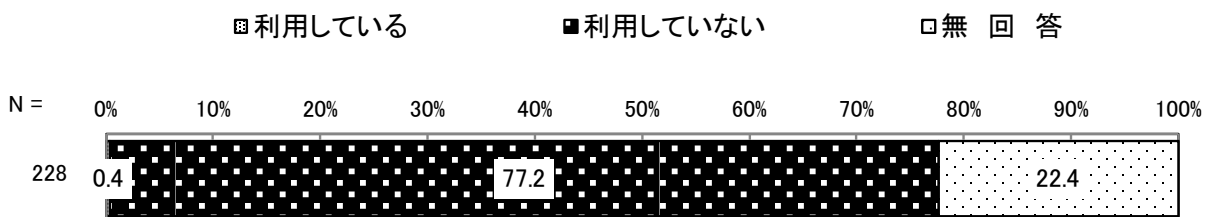
問31-2今後 ④行動援護[%]



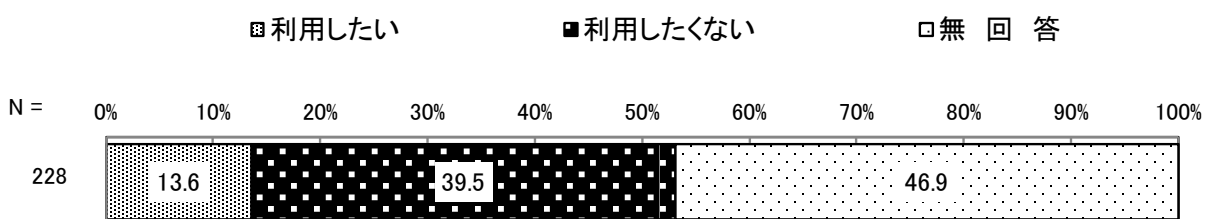
5) 重度障害者等包括支援

全体で、「利用している」は 0.4%である。今後の利用意向は、全体で「利用したい」が 13.6%である。

問31-1現在 ⑤重度障害者等包括支援[%]



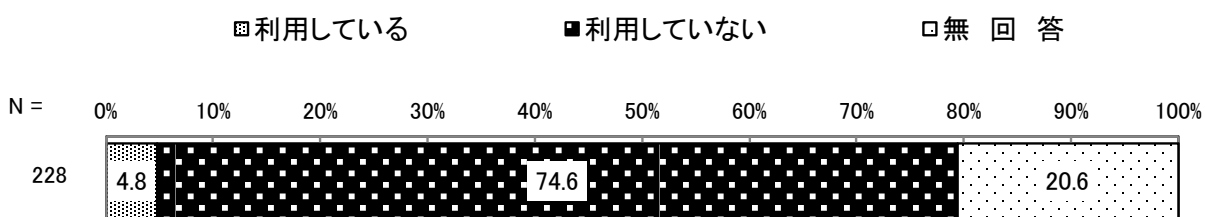
問31-2今後 ⑤重度障害者等包括支援[%]



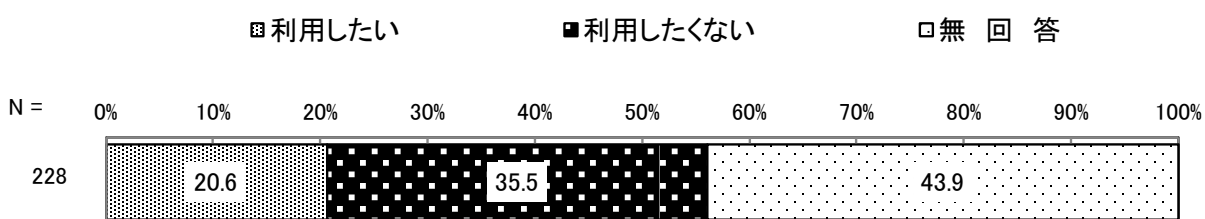
6) 生活介護

全体で、「利用している」は 4.8%である。今後の利用意向は、全体で「利用したい」が 20.6%である。

問31-1現在 ⑥生活介護[%]



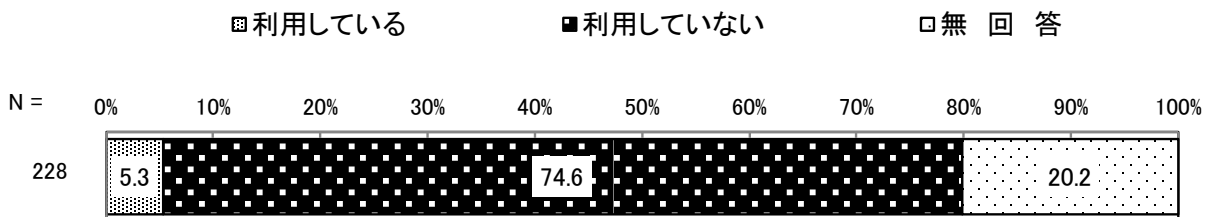
問31-2今後 ⑥生活介護[%]



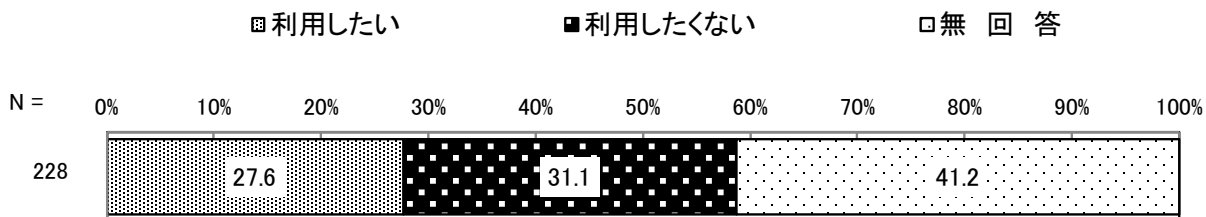
7) 自立訓練(機能訓練、生活訓練)

全体で、「利用している」は5.3%である。今後の利用意向は、全体で「利用したい」が27.6%である。

問31-1現在 ⑦自立訓練(機能訓練、生活訓練)[%]



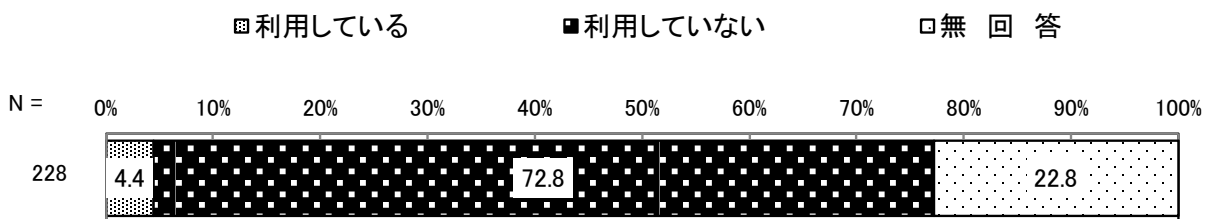
問31-2今後 ⑦自立訓練(機能訓練、生活訓練)[%]



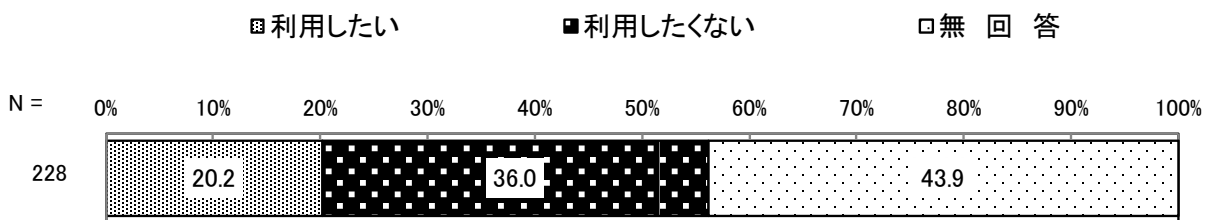
8) 就労移行支援

全体で、「利用している」は4.4%である。今後の利用意向は、全体で「利用したい」が20.2%である。

問31-1現在 ⑧就労移行支援[%]



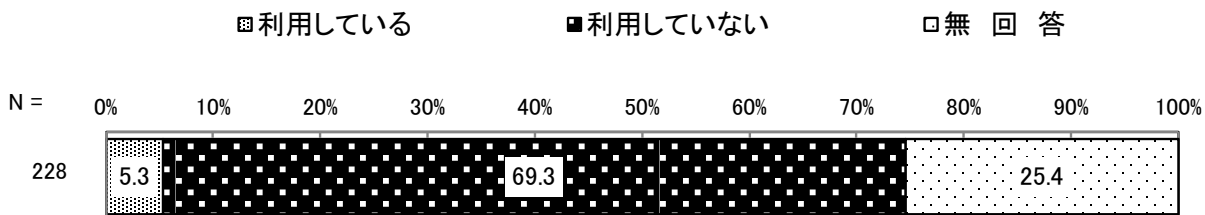
問31-2今後 ⑧就労移行支援[%]



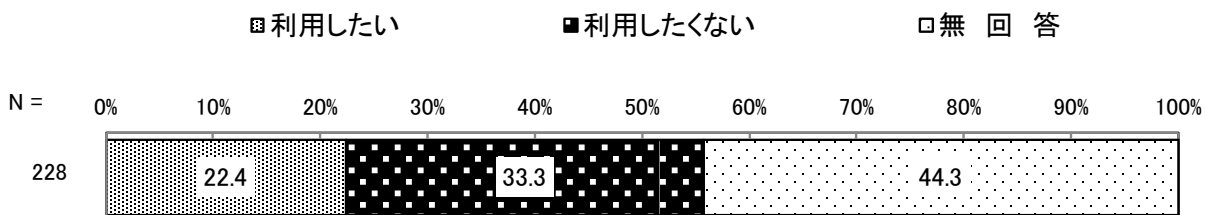
9) 就労継続支援(A型、B型)

全体で、「利用している」は5.3%である。今後の利用意向は、全体で「利用したい」が22.4%である。

問31-1 現在 ⑨就労継続支援(A型、B型)[%]



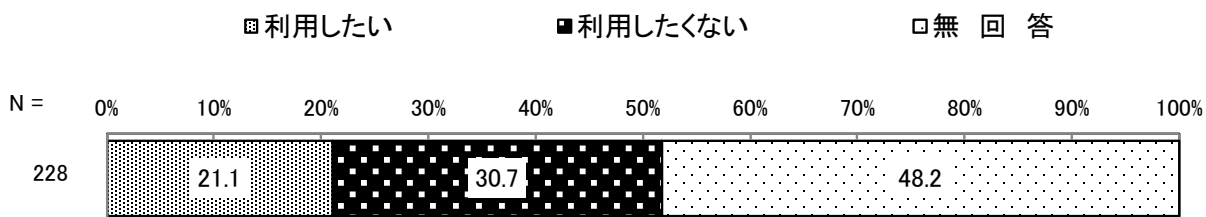
問31-2 今後 ⑨就労継続支援(A型、B型)[%]



10) 就労定着支援

今後の利用意向は、全体で「利用したい」が21.1%である。

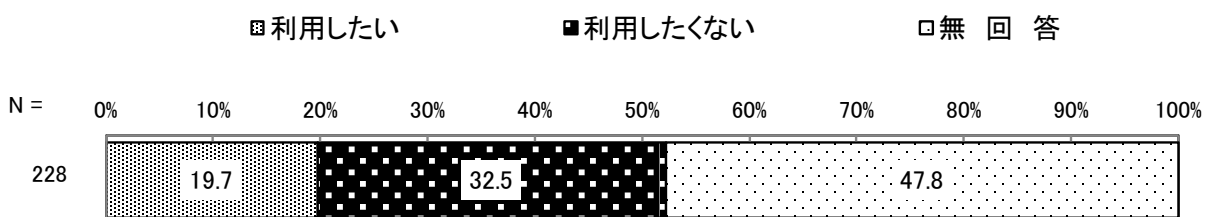
問31-2 今後 ⑩就労定着支援[%]



11) 自立生活援助

今後の利用意向は、全体で「利用したい」が19.7%である。

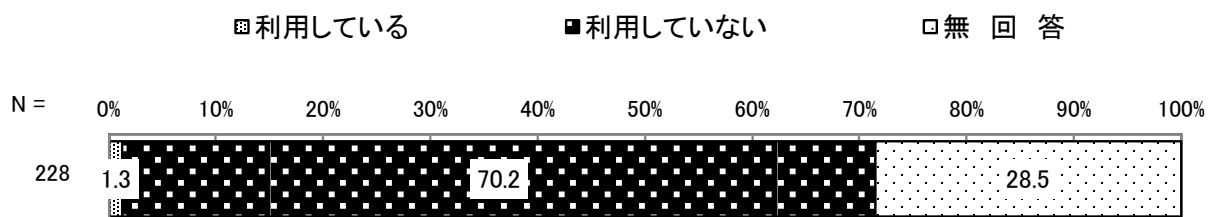
問31-2 今後 ⑪自立生活援助[%]



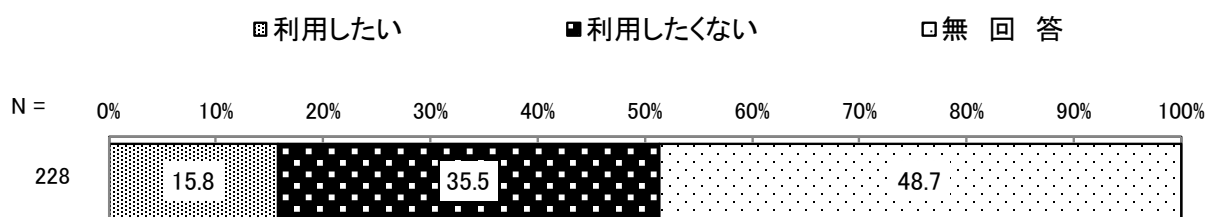
12)療養介護

全体で、「利用している」は1.3%である。今後の利用意向は、全体で「利用したい」が15.8%である。

問31-1現在 ⑫療養介護[%]



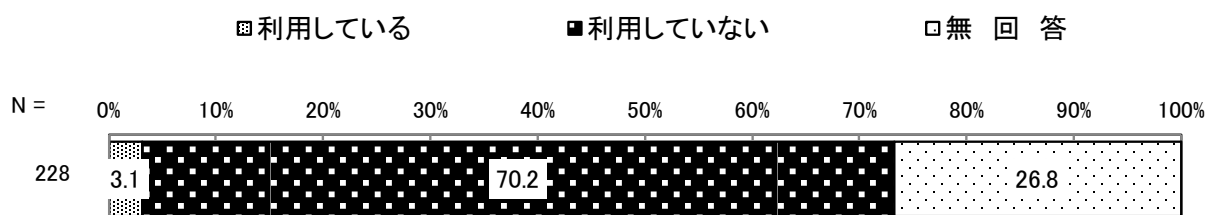
問31-2今後 ⑫療養介護[%]



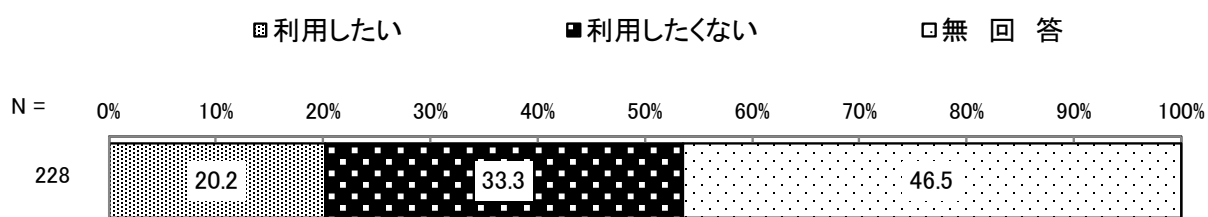
13)短期入所(ショートステイ)

全体で、「利用している」は3.1%である。今後の利用意向は、全体で「利用したい」が20.2%である。

問31-1現在 ⑬短期入所(ショートステイ)[%]



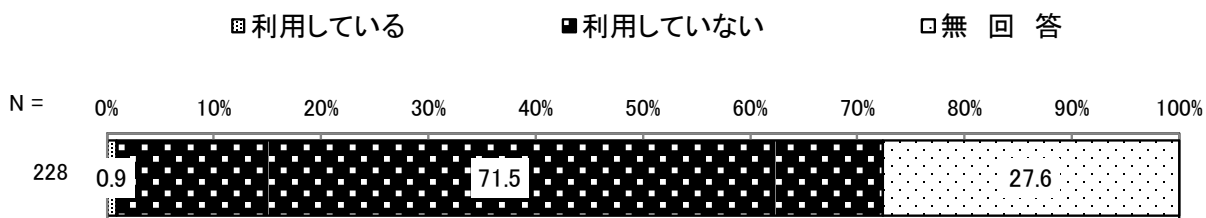
問31-2今後 ⑬短期入所(ショートステイ)[%]



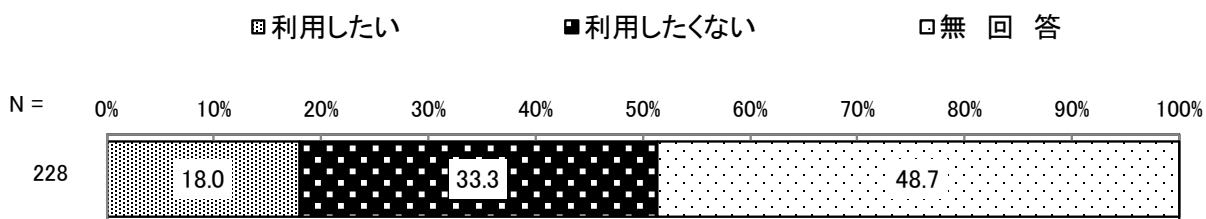
14) 共同生活援助(グループホーム)

全体では、「利用している」は0.9%である。今後の利用意向は、全体で「利用したい」が18.0%である。

問31-1現在 ⑭共同生活援助(グループホーム)〔%〕



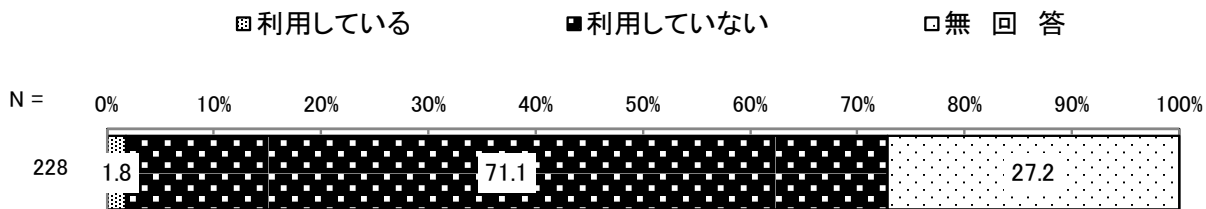
問31-2今後 ⑭共同生活援助(グループホーム)〔%〕



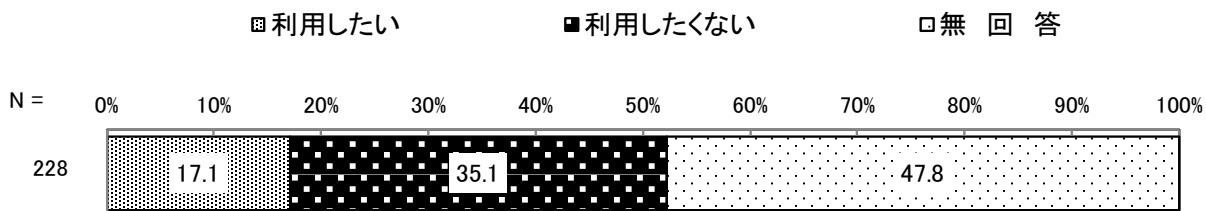
15) 施設入所支援

全体では、「利用している」は1.8%である。今後の利用意向は、全体で「利用したい」が17.1%である。

問31-1現在 ⑮施設入所支援〔%〕



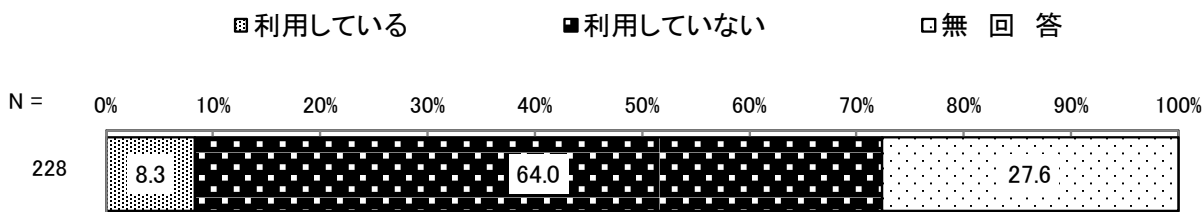
問31-2今後 ⑮施設入所支援〔%〕



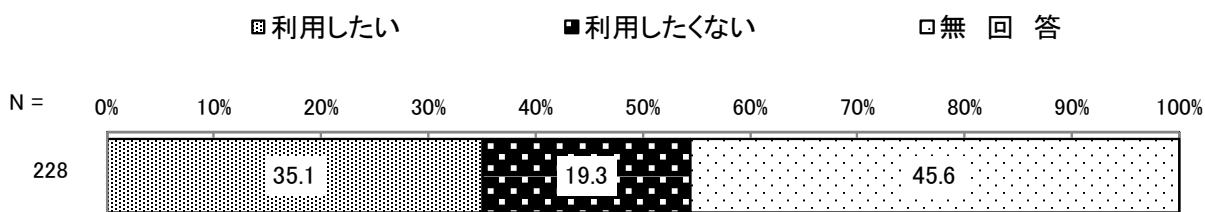
16) 相談支援

全体で、「利用している」は8.3%である。今後の利用意向は、全体で「利用したい」が35.1%と多い。

問31-1 現在 ⑯相談支援[%]



問31-2 今後 ⑯相談支援[%]



問32 【18歳未満の方】 次のサービスの利用状況と今後利用についてお聞きします。

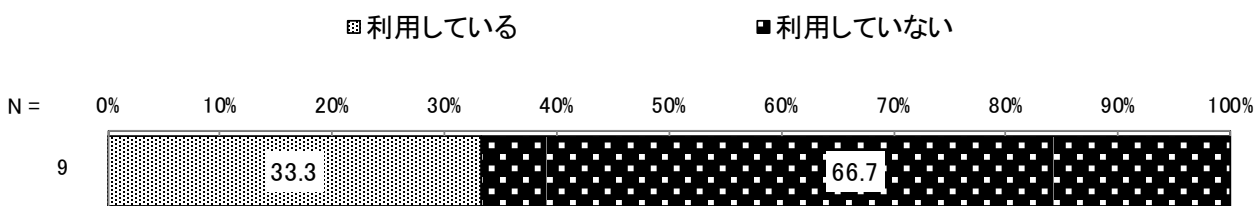
現在「利用している」サービスは、障害児相談支援が44.4%と多く、児童発達支援と放課後等デイサービスがともに33.3%と続いている。保育所等訪問支援と医療型児童発達支援、福祉型児童入所支援の現在利用はなく、前回調査で現在利用のなかった医療型児童入所支援は11.1%である。

今後「利用したい」サービスは、前回調査で上位ではなかった障害児相談支援が66.7%と多く、放課後等デイサービスが44.4%、児童発達支援が33.3%と続いている。医療型児童入所支援、現在利用のない福祉型児童入所支援も、ともに22.2%の利用意向がある。

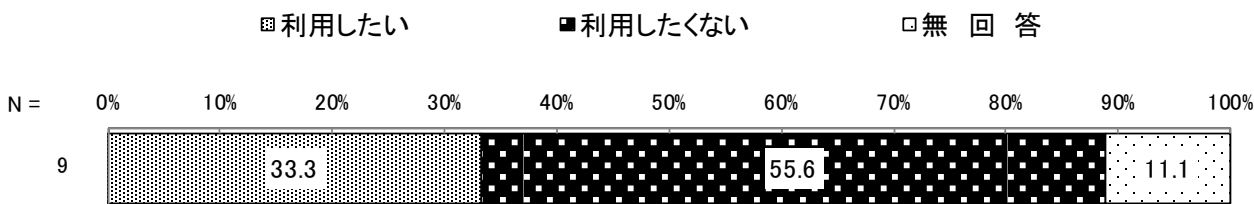
1) 児童発達支援

「利用している」は33.3%である。今後の利用意向は、「利用したい」が33.3%である。

問32-1 現在 ①児童発達支援[%]



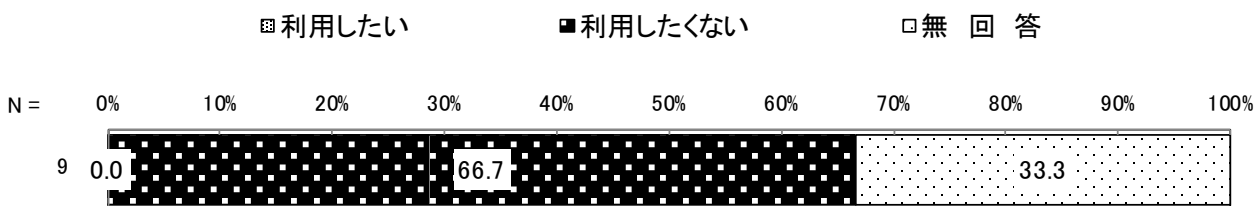
問32-2 今後 ①児童発達支援[%]



2) 居宅訪問型児童発達支援(利用意向のみ)

今後の利用意向は、「利用したい」という回答はみられない。

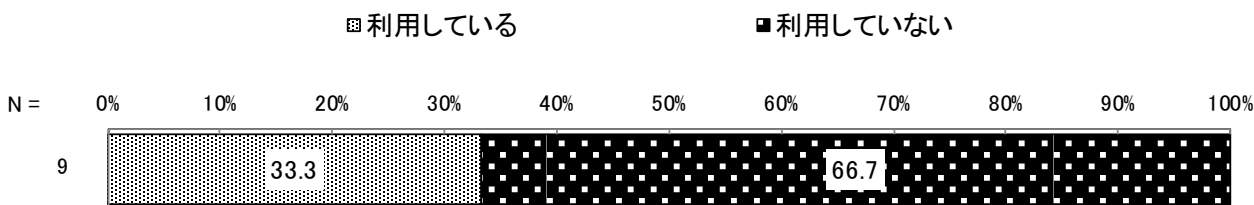
問32-2今後 ②居宅訪問型児童発達支援〔%〕



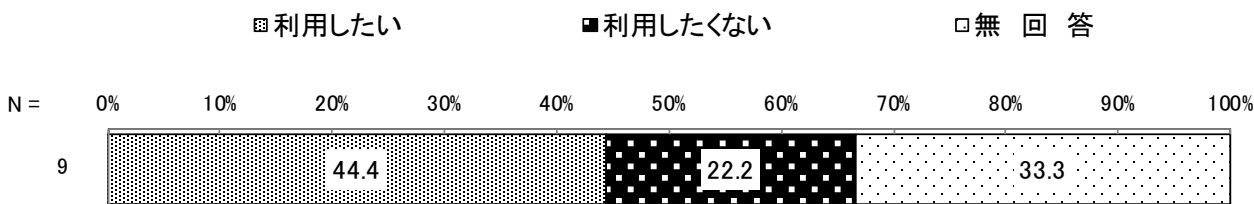
3) 放課後等デイサービス

「利用している」は33.3%である。今後の利用意向は、「利用したい」が44.4%である。

問32-1現在 ③放課後等デイサービス〔%〕



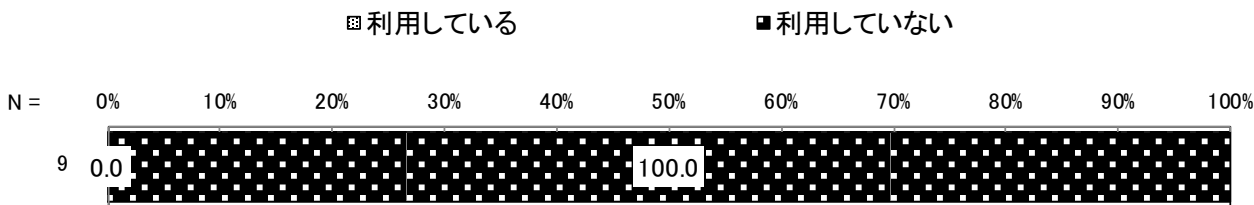
問32-2今後 ③放課後等デイサービス〔%〕



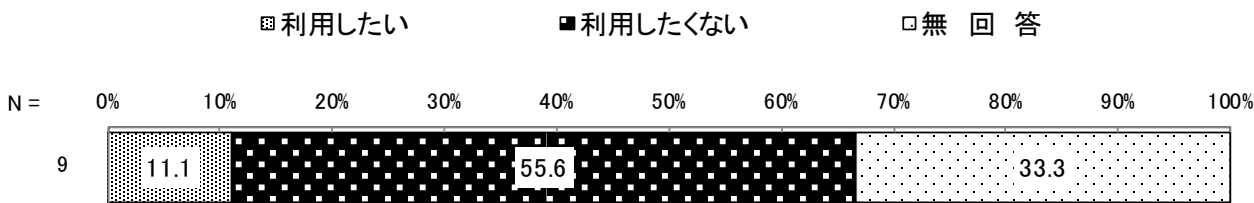
4) 保育所等訪問支援

「利用している」という回答はみられない。今後の利用意向は、「利用したい」が11.1%である。

問32-1現在 ④保育所等訪問支援〔%〕



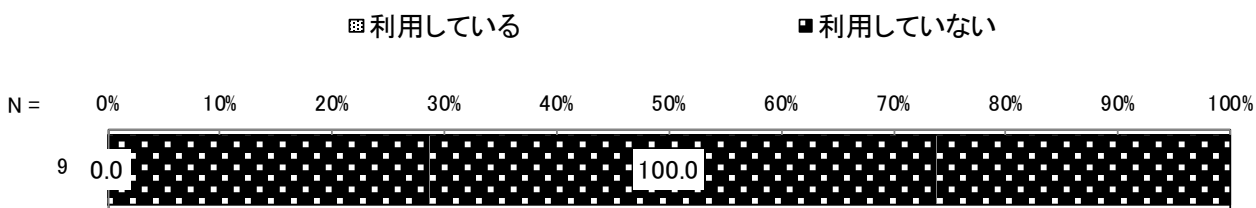
問32-2今後 ④保育所等訪問支援〔%〕



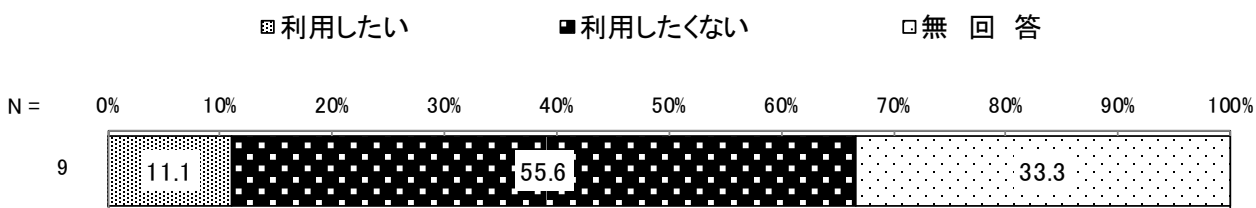
5) 医療型児童発達支援

「利用している」という回答はみられない。今後の利用意向は、「利用したい」が11.1%である。

問32-1 現在 ⑤医療型児童発達支援[%]



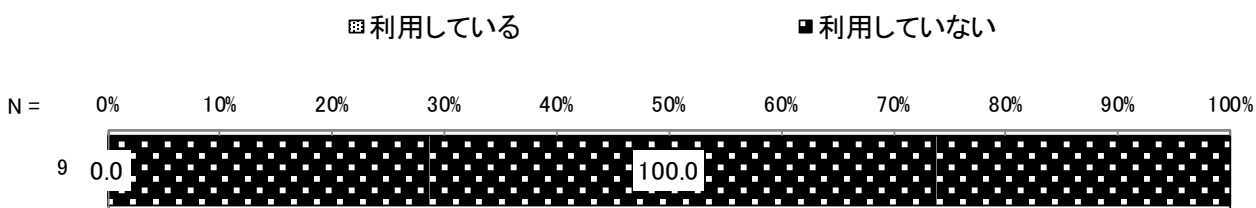
問32-2 今後 ⑤医療型児童発達支援[%]



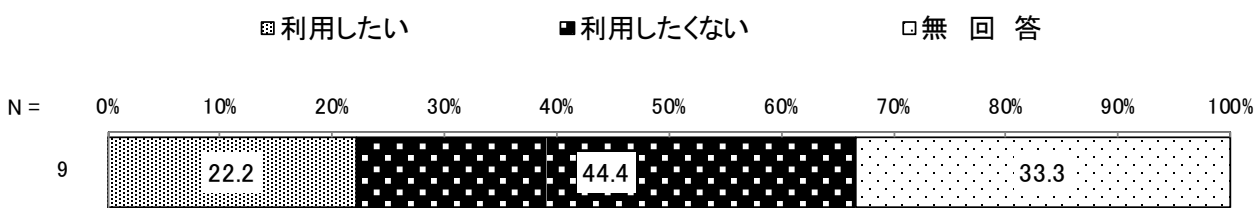
6) 福祉型児童入所支援

「利用している」という回答はみられない。今後の利用意向は、「利用したい」が22.2%である。

問32-1 現在 ⑥福祉型児童入所支援[%]



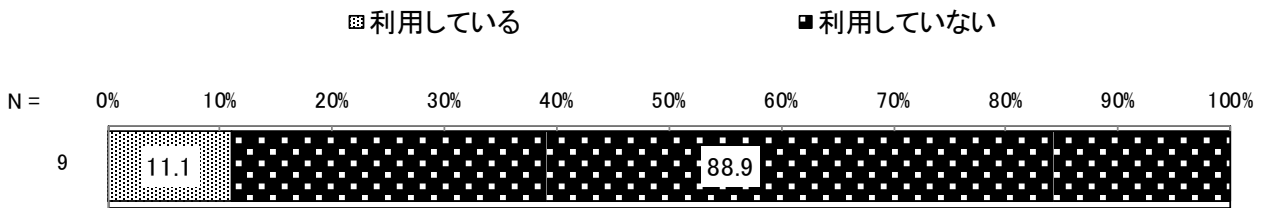
問32-2 今後 ⑥福祉型児童入所支援[%]



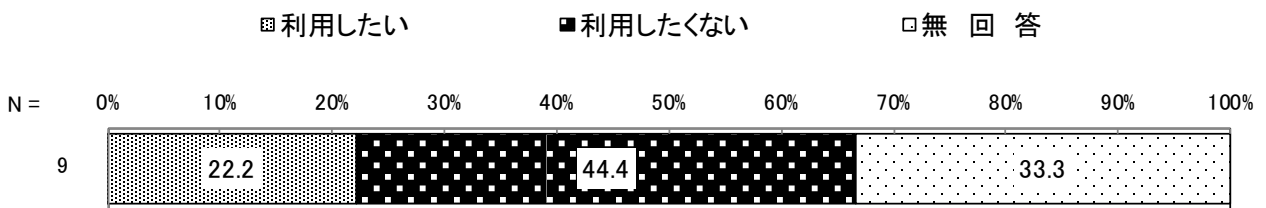
7) 医療型児童入所支援

「利用している」は 11.1%である。今後の利用意向は、「利用したい」が 22.2%である。

問32-1現在 ⑦医療型児童入所支援[%]



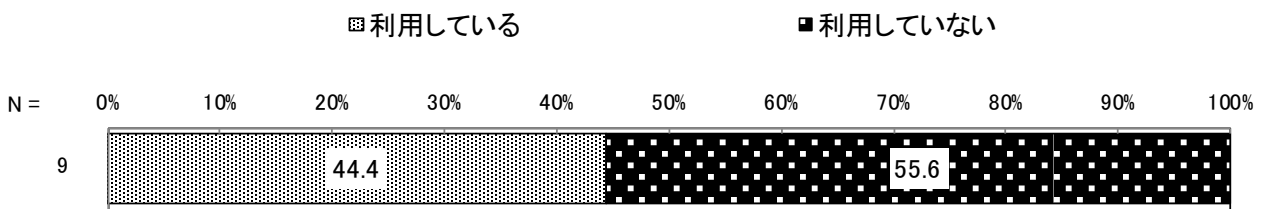
問32-2今後 ⑦医療型児童入所支援[%]



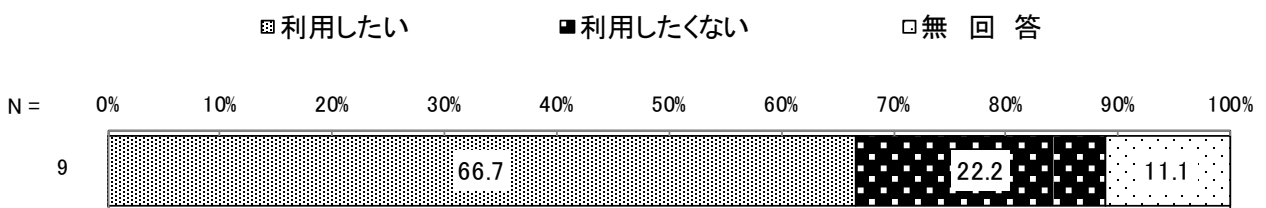
8) 障害児相談支援

「利用している」は 44.4%である。今後の利用意向は、「利用したい」が 66.7%と多い。

問32-1現在 ⑧障害児相談支援[%]



問32-2今後 ⑧障害児相談支援[%]

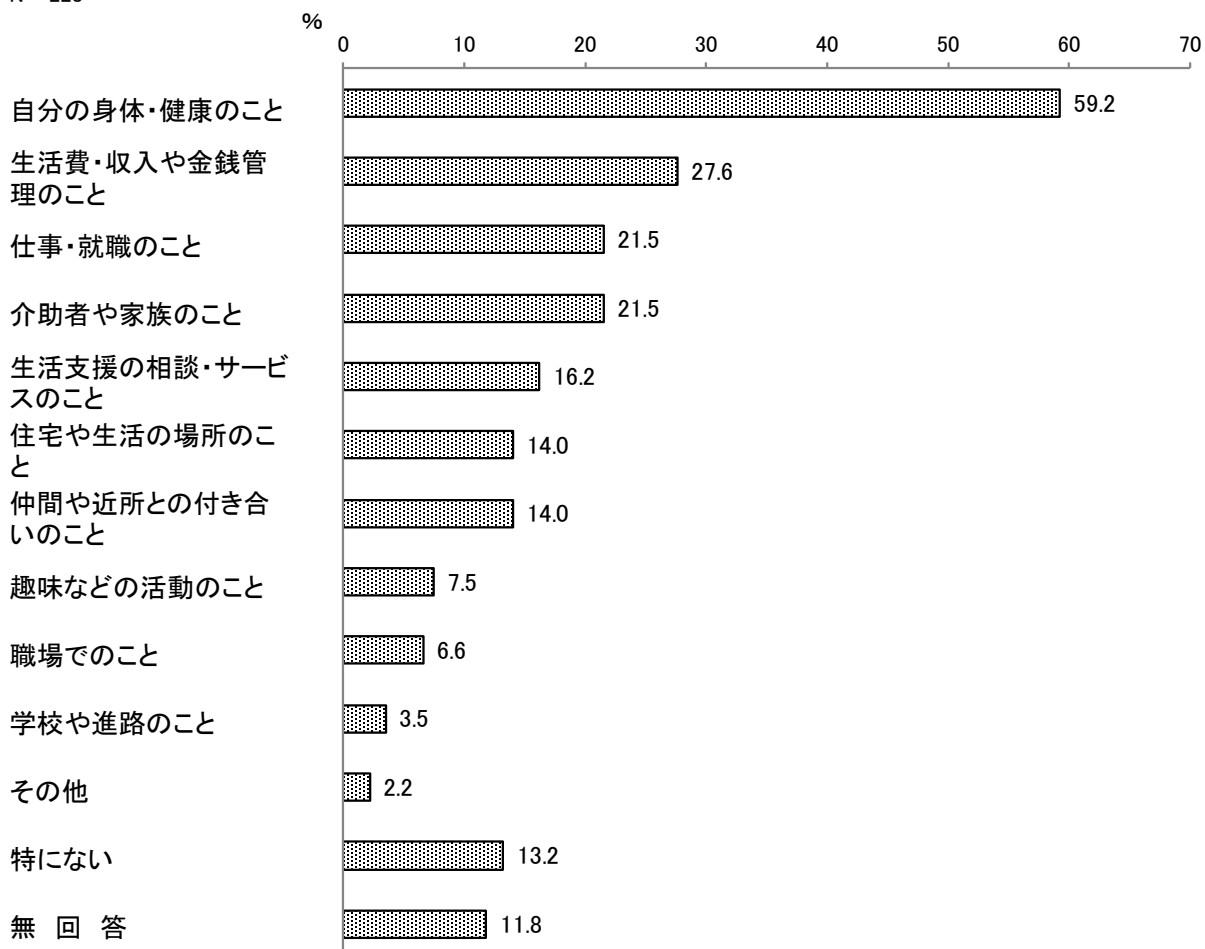


問 33 あなたは、ふだんの生活で困っていることや不安に思っていることがありますか。

全体では、「自分の身体・健康のこと」が 59.2%と高い。「生活費・収入や金銭管理のこと」が 27.6%、「仕事・就職のこと」「介助者や家族のこと」が 21.5%、「生活支援の相談・サービスのこと」が 16.2%と続いている。「特にない」という回答も 13.2%みられる。

問33 ふだんの生活で困っていること〔%・複数回答〕

N = 228

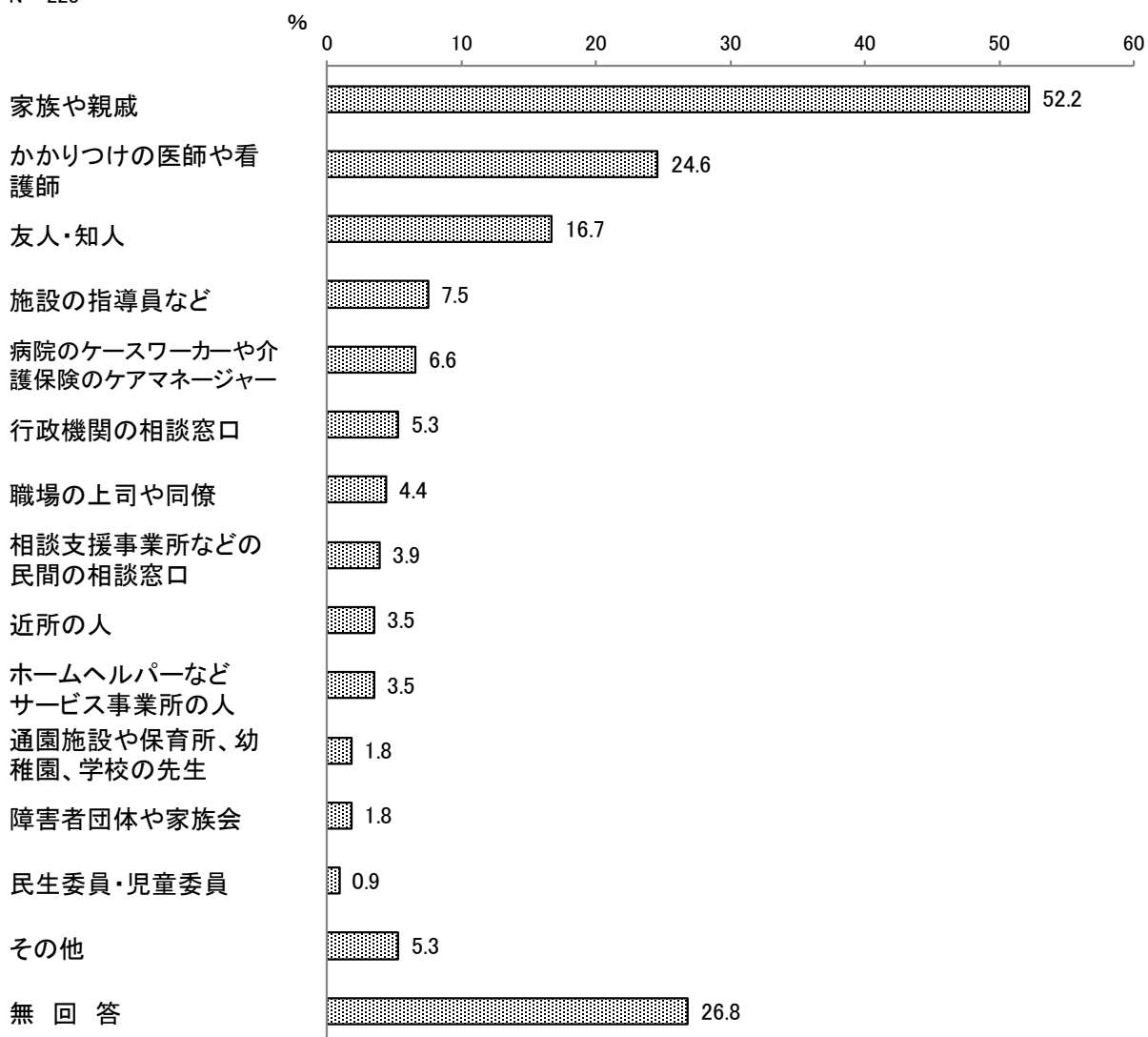


問 34 あなたは、ふだんの生活で困っていることや不安に思っていることをどなたに相談しますか。

困っていることや不安なことの相談相手は、全体で「家族や親戚」が 52.2%と最も多い。次いで「かかりつけの医師や看護師」が24.6%、「友人・知人」が16.7%と続いている。相談相手は家族や親せきを中心と言える。

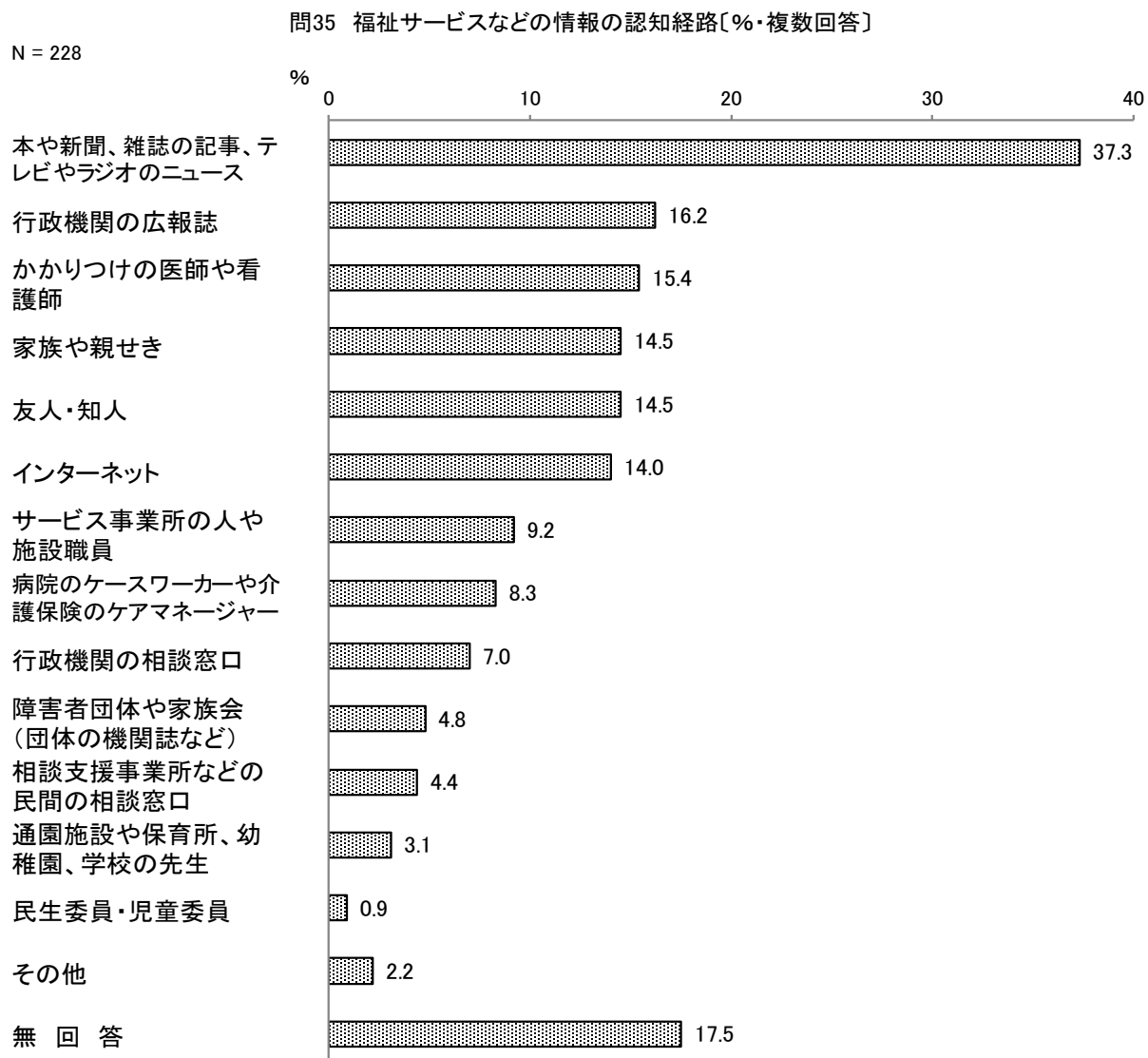
N = 228

問34 困っていること等を相談する相手〔%・複数回答〕



問 35 あなたは障害のことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。

障害や福祉サービスの情報源は、全体では「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が 37.3%と最も多い。次いで「行政機関の広報誌」が 16.2%（前回 17.4%）、「かかりつけの医師や看護師」が 15.4%（前回 19.6%）と前回と順位が変わっているが、同程度回答されている。

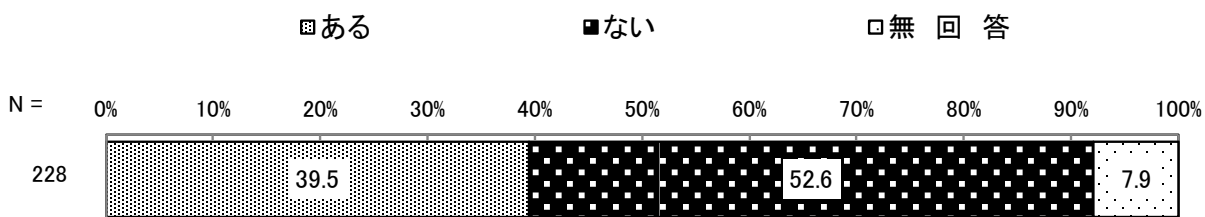


⑥権利擁護

問 36 あなたは、障害があることで、周りの人から差別を受けたり、嫌（いや）な思（おも）いをする（した）ことがありますか。

全体で、障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことが「ない」が 52.6%と多く、「ある」が 39.5%である。

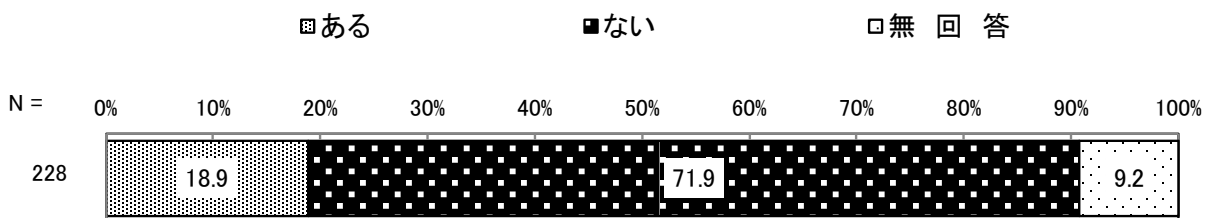
問36 障害があることで差別や嫌な思いをすること〔%〕



問37 あなたや周り人で障害のある人への虐待を見たり、聞いたことはありますか。なお、虐待は暴力だけでなく、暴言、金銭搾取、介護放棄も含まれます。

全体で、「ない」が71.9%と多く、「ある」が18.9%である。

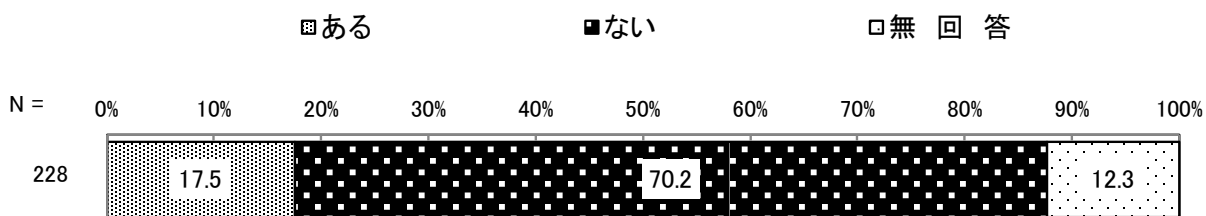
問37 障害のある人への虐待を見たり、聞いたりしたこと[%]



問38 障害のある人への虐待について、相談できる場所をしっていますか。

全体で、「ない」が70.2%と多く、「ある」が17.5%である。

問38 障害のある人への虐待の相談場所を知っている[%]

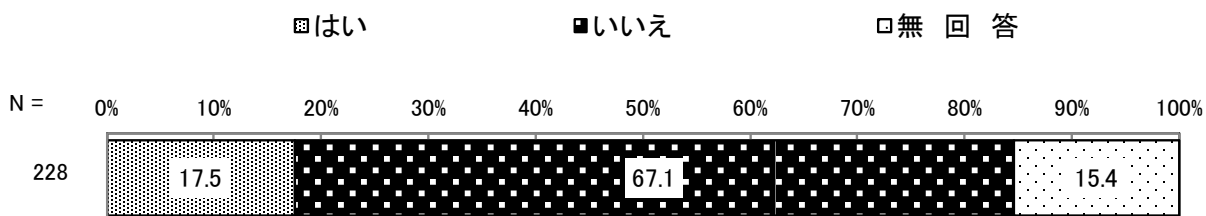


問39 あなたは以下のことを聞いたことがありますか。

1) 障害者差別解消法の認知

全体で、「ない」が67.1%と多く、「ある」が17.5%である。

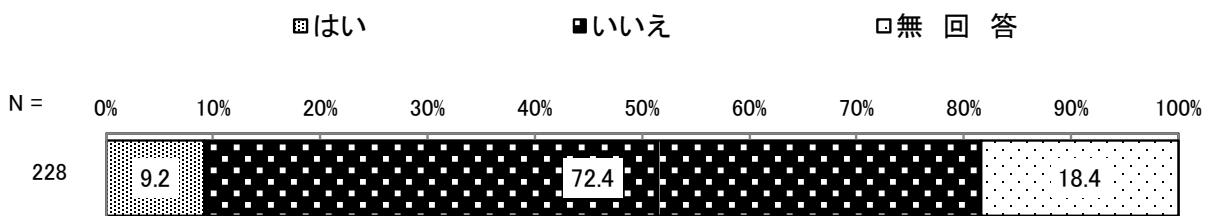
問39 ①障害者差別解消法の認知[%]



2) 合理的配慮の認知

全体で、「ない」が72.4%と多く、「ある」が9.2%である。

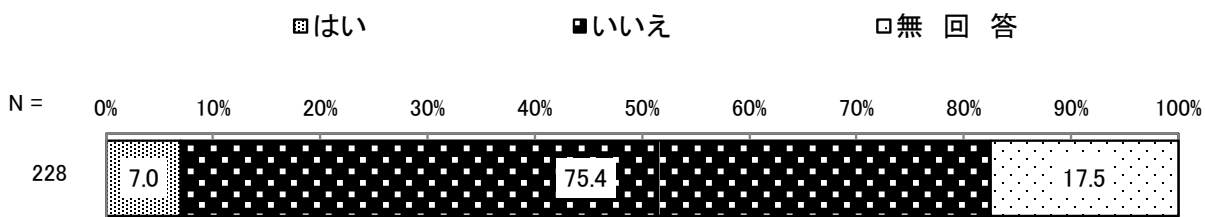
問39 ②合理的配慮の認知[%]



3) 障害者優先調達推進法の認知

全体で、「ない」が75.4%と多く、「ある」が7.0%である。

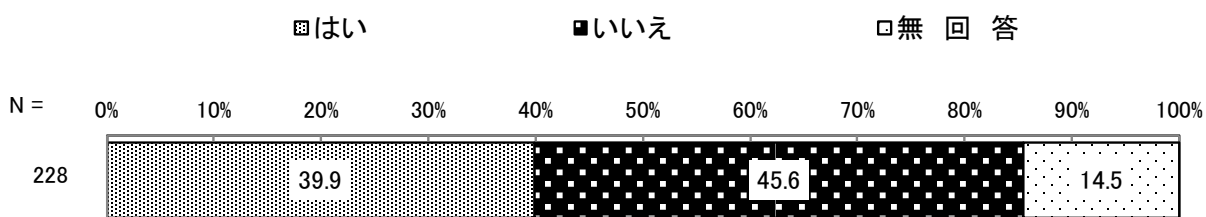
問39 ③障害者優先調達推進法の認知[%]



4) 成年後見制度の認知

全体で、「いいえ」が45.6%で「ある」が39.9%である。

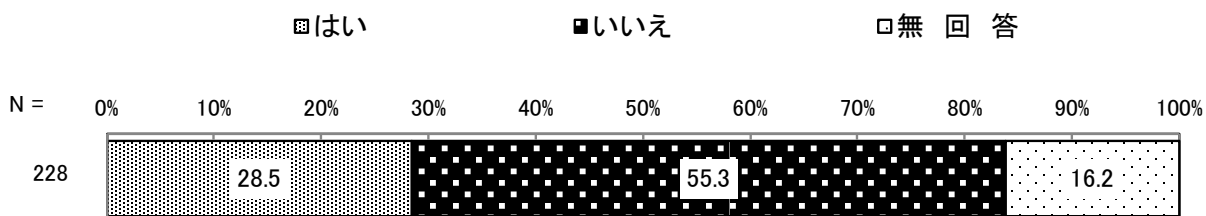
問39 ④成年後見制度の認知[%]



5) 日常生活自立支援事業の認知

全体で、「いいえ」が55.3%と多く、「ある」が28.5%である。

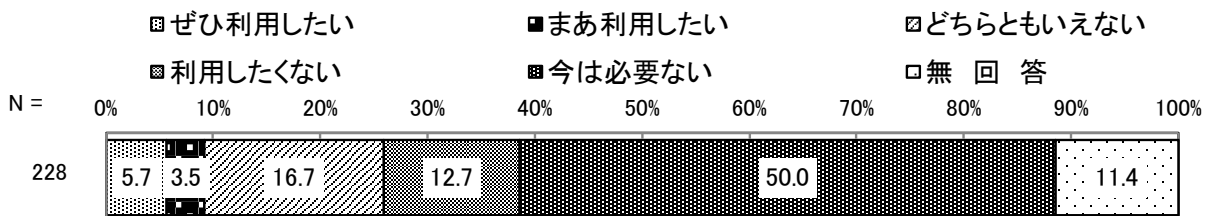
問39 ⑤日常生活自立支援事業の認知[%]



問40 あなたは「成年後見制度」を利用したいと思いますか。

成年後見制度の利用意向は、全体で「ぜひ利用したい」が5.7%、「まあ利用したい」が3.5%で、利用意向の合計は9.2%である。「今は必要ない」が50.0%である。

問40 成年後見制度の利用[%]

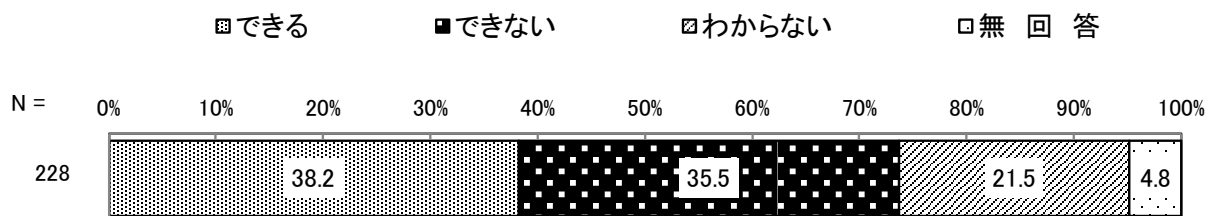


⑦災害時の避難等

問 41 あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。

災害時に一人で避難が「できる」のは全体で 38.2%である。「できない」は 35.5%である。避難できるかどうか「わからない」が 21.5%である。

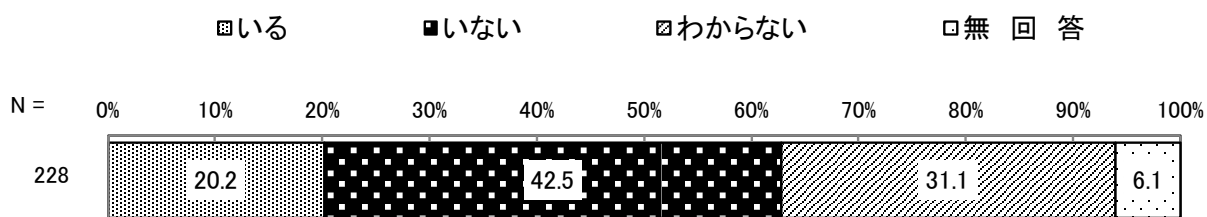
問41 火事や地震等の災害時に一人で避難できる[%]



問 42 災害時に家族が不在の場合やひとり暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。

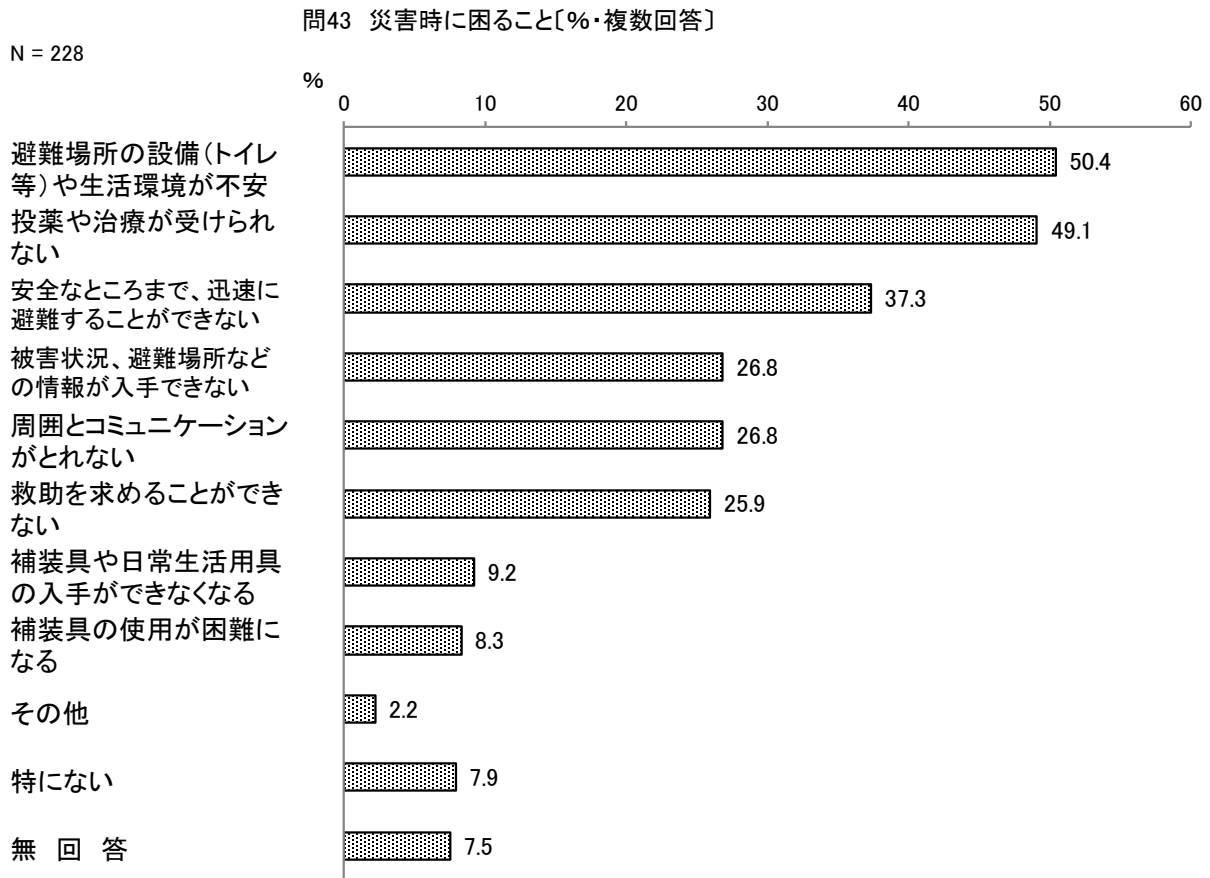
家族が不在の時に避難を助けてくれる人が「いる」のは 20.2%で、「いない」が 42.5%、「わからない」が 31.1%である。

問42 災害時にあなたを助けてくれる人はいるか[%]



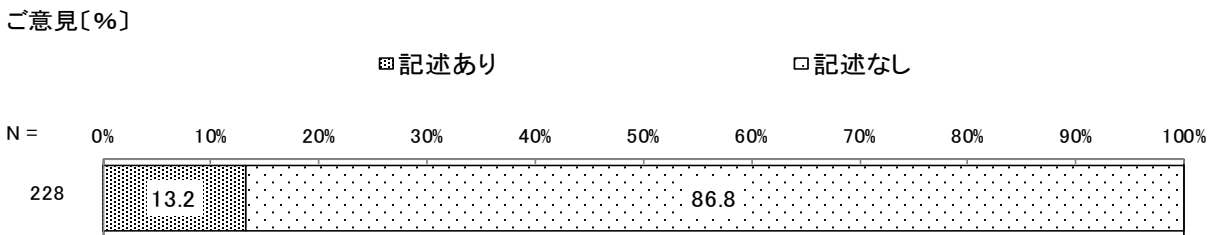
問 43 火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。

全体で、災害時に困るのは「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」が 50.4%と最も高い。次いで、「投薬や治療が受けられない」が 49.1%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が 37.3%と続いており、避難場所での不安が大きいとみられる。



障害福祉サービスや行政について、何かご意見がありましたら、ご自由にご記入ください。

意見の記入があったのは全体で 18.3%記述されており、主な意見は「交通の便をよくしてほしい」などである。



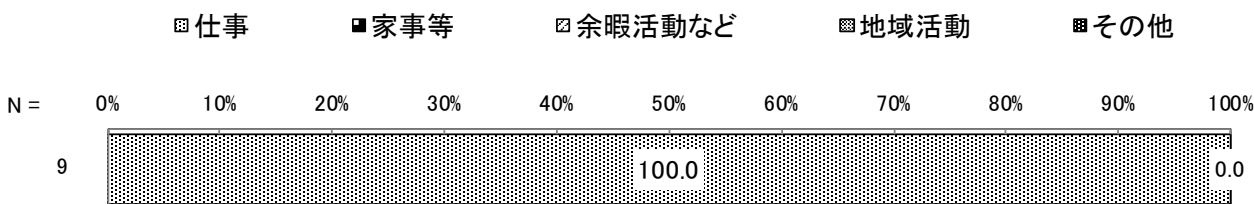
順位	内容	件数
1位	交通の不便を解消してほしい。循環バスを出してほしい。大網までの乗り合いタクシーかマイクロバスを出してほしい。通院や外出時の交通手段に困っている。	7件
2位	両親が高齢のため、支援が必要かどうかは本人だけの状況ではなく、家族全体を見て考えてほしい。	各4件
	書類の手続きなど、締め切りの日よりもう少し早めに書類等を送ってもらえたり、簡素化してもらえると助かる。どの窓口にもどの悩みを相談すれば適切なアドバイス等を受けられるかわからない。	
4位	この先仕事が続けられるか不安である。仕事をしながら親の介護もあり、自分の通院プラス母親の通院や外出もサポートしなければならず、休みながらでないと仕事ができない。	各3件
	洋式の水洗トイレを町の中や公園などに増やしてほしい。料理や手芸、パソコンなどができる、仲間との交流を楽しめる施設が是非ほしい。	

⑧ 障がい児の介助・支援

問1 宛名のご本人が通学・通所して不在の日中は、保護者様はどのように過ごしていますか。

100.0%が「仕事」と回答している。

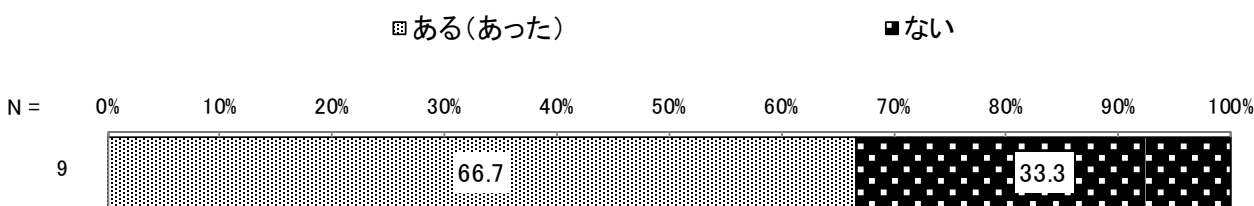
問1 通学・通所して不在の日中の保護者様の過ごし方〔%〕



問2 子育て・育児をしていて特に負担を感じる（た）ことはありますか。

「ある(あった)」が66.7%で、「ない」が33.3%である。

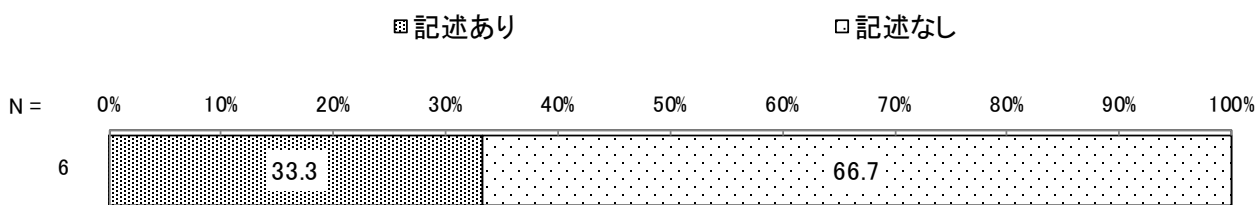
問2 子育て・育児をしていて特に負担を感じること〔%〕



問2-1 【問2で「1. ある(あった)」と答えた方】どのような支え、サービスがあれば負担感が軽減されると思いますか。ご記入ください。

33.3%が記述している。

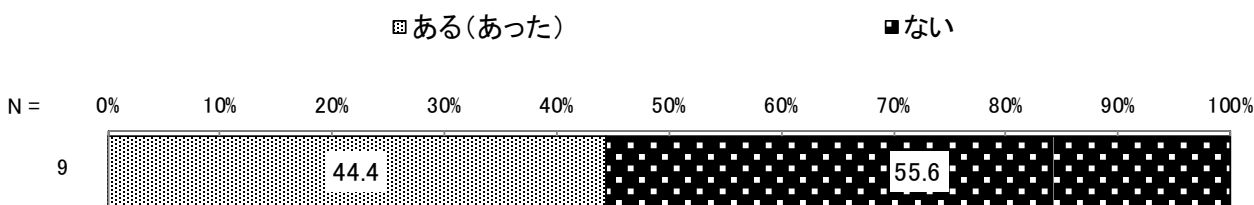
問2① 負担感が軽減されると思う支え・サービス〔%〕



問3 【訓練・リハビリテーション、福祉サービスを利用するにあたり、お子さんや保護者様が困っている（困った）ことはありますか。

「ある(あった)」が44.4%で、「ない」が55.6%である。

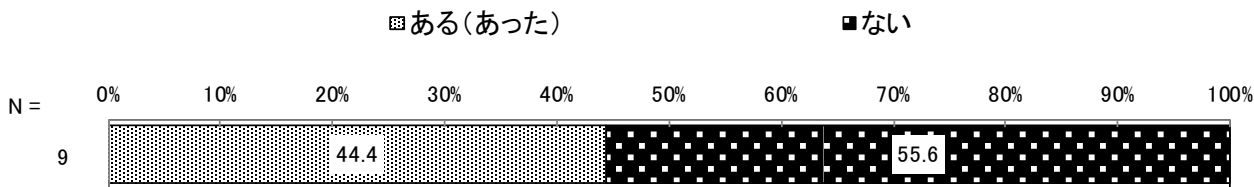
問3 訓練・リハビリテーション等で困っていること〔%〕



問4 訓練・リハビリテーション、療育、福祉サービスについて、これから利用したいと思うものはありますか。

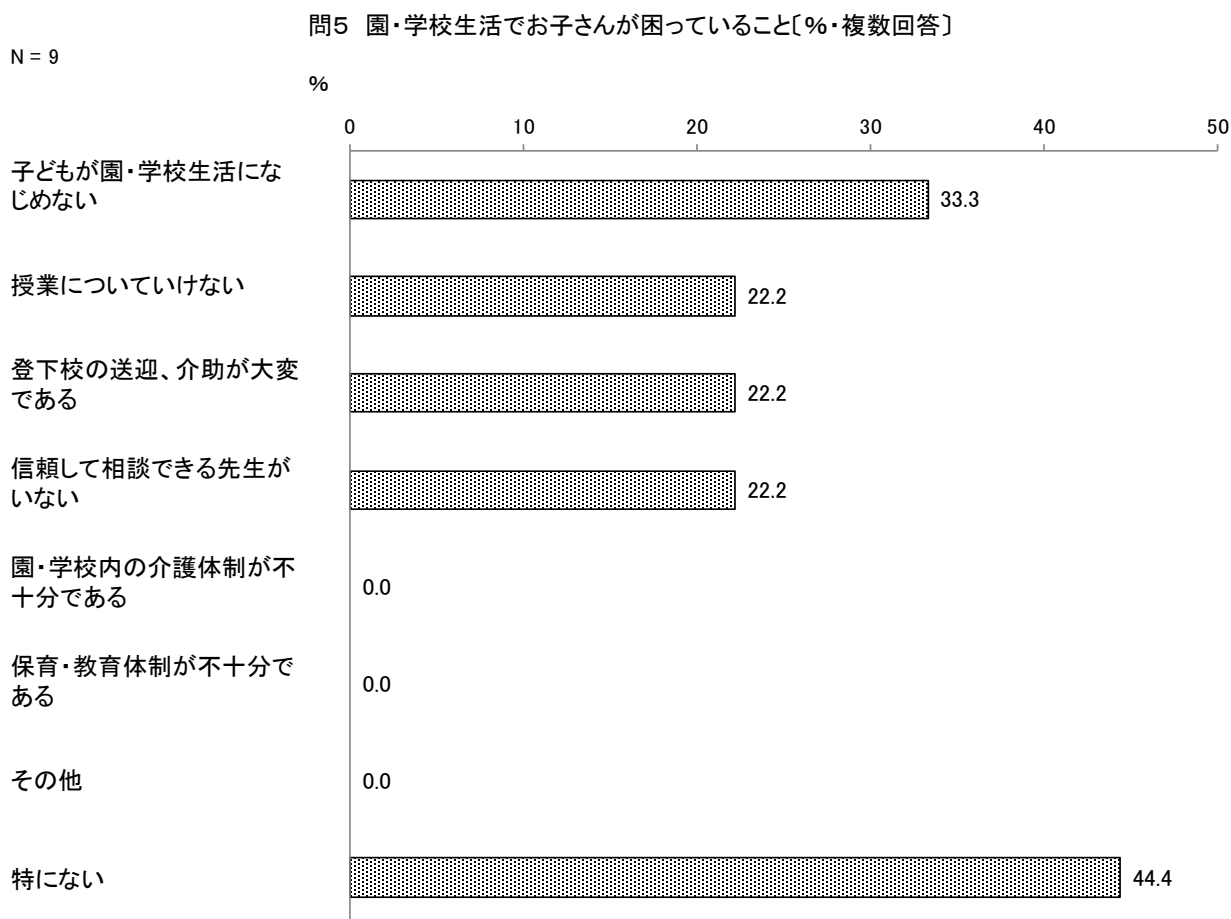
全体で、「ある(あった)」が44.4%で、「ない」が55.6%である。

問4 訓練・リハビリテーション等で利用したいもの[%]



問5 園・学校生活で、お子さんのことで現在特に困っている(困った)ことは何ですか。

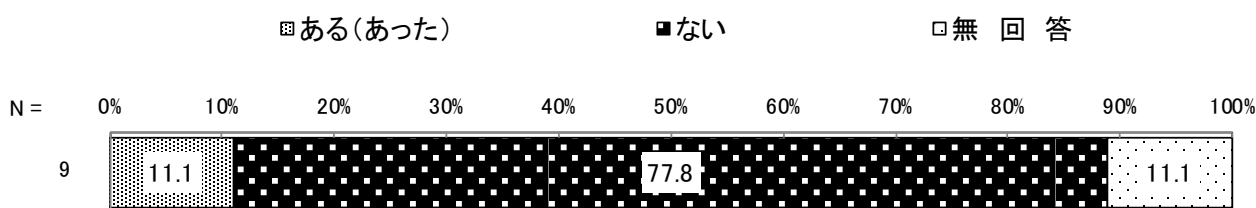
「特にない」が44.4%と多い。「子どもが園・学校生活になじめない」が33.3%と多く、「授業についていけない」、「登下校の送迎、介助が大変である」、「信頼して相談できる先生がいない」がそれぞれ22.2%と続いている。



問6 園・学校がない日、長期休業の時などで、お子さんのことで現在困っていることがありますか。

「ある(あった)」が 11.7%と少なく、「ない」が 77.8%である。

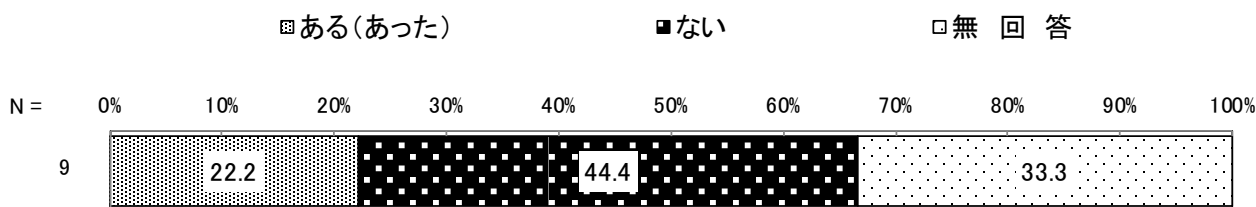
問6 園・学校がない日、長期休業時に困っていること[%]



問7 園・学校生活を送るうえで、これから利用したい、したかったと思うサービスや支援はありますか。

「ある(あった)」が 22.7%と少なく、「ない」が 44.4%である。

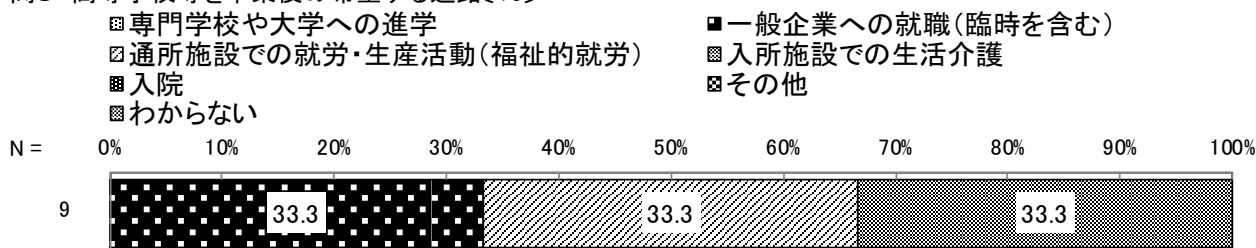
問7 園・学校生活を送るうえで利用したいサービスや支援[%]



問8 お子さんが高等学校等を卒業した後の進路について、保護者様が希望するものはどれですか。

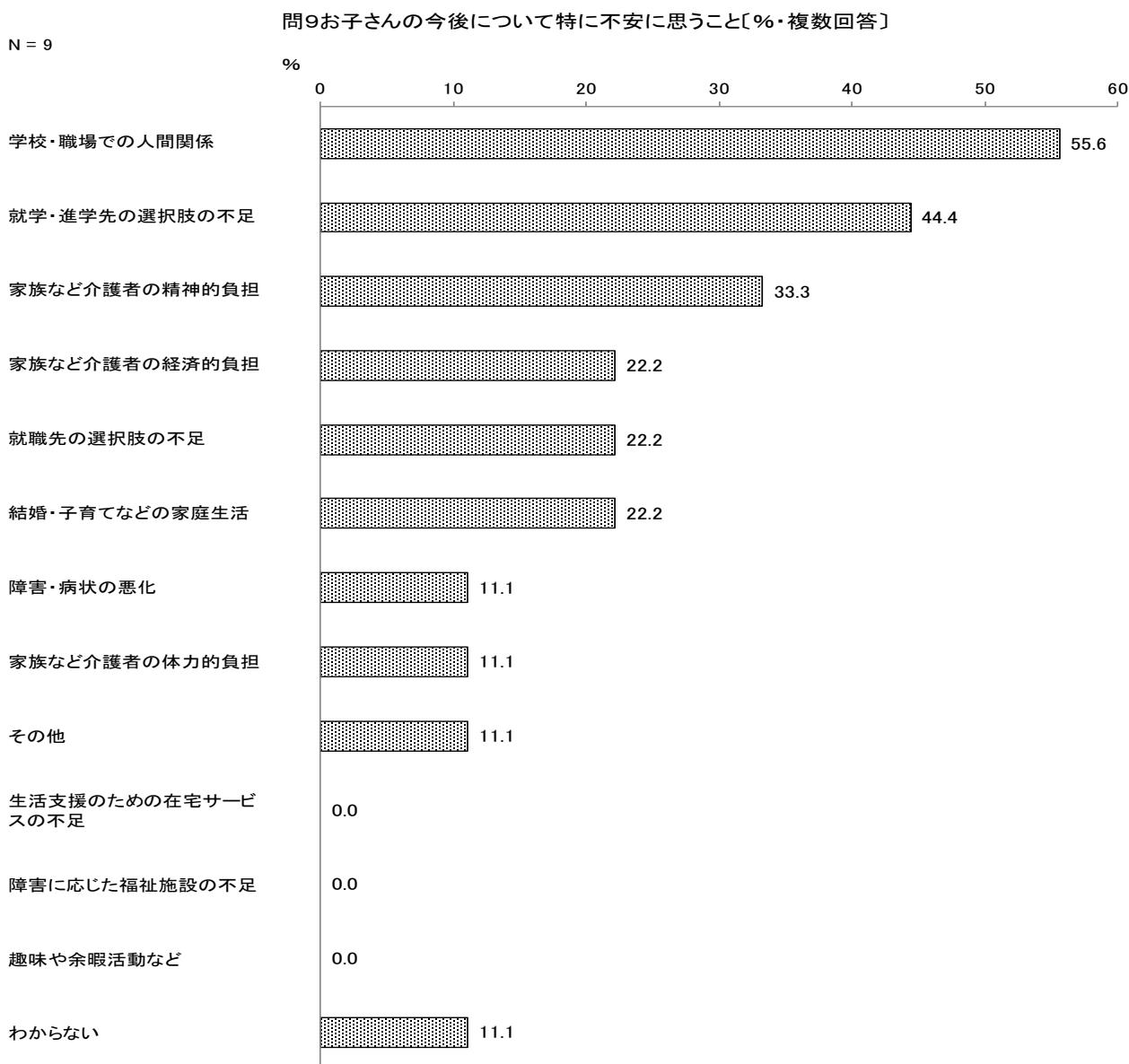
「一般企業への就職(臨時を含む)」と「通所施設での就労・生産活動(福祉的就労)」、「入所施設での生活介護」がそれぞれ 33.3%と並んでおり、「専門学校や大学への進学」「入院」の回答はない。

問8 高等学校等を卒業後の希望する進路[%]



問9 お子さんの今後について特に不安に思うことはどのようなことですか。

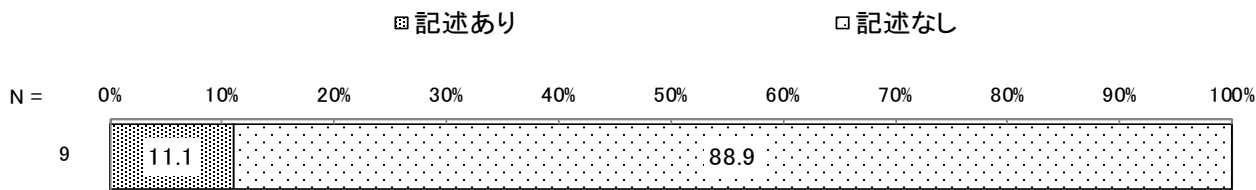
「学校・職場での人間関係」が 55.6%と多く、「就学・進学先の選択肢の不足」が 44.4%、「家族などの介護者の精神的負担」が 33.3%と続いている。



最後にご意見などがありましたらご記入ください。

11.1%が記述している。

ご意見 [%]



内容	件数
<ul style="list-style-type: none"> ・高台の避難場所がない ・町に言語指導してくれる先生がいるとよい。 ・先生が補習してくれたので、1人で外出するきっかけとなり、人のありがたみがわかり、すごく成長したと思う。 	各1件

九十九里町 第4次障がい者基本計画

〔 第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画 〕

発行日 : 平成30年3月

編集 : 九十九里町 社会福祉課

発行者 : 九十九里町

住所 : 〒283-0195

千葉県山武郡九十九里町片貝 4099

TEL : 0475(70)3162